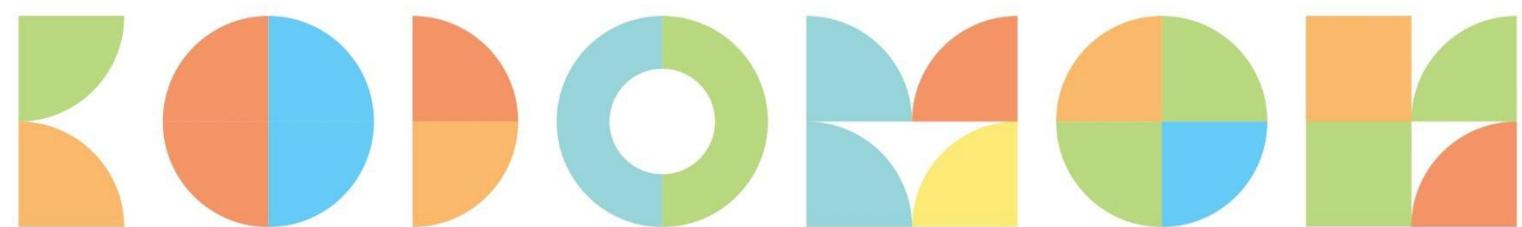
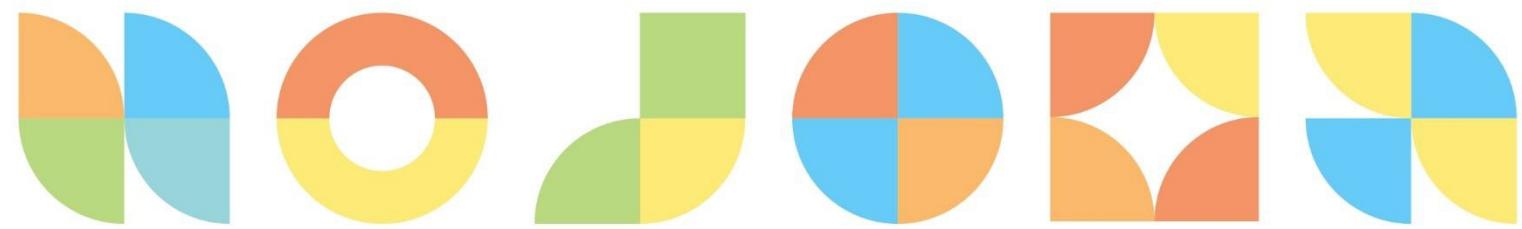
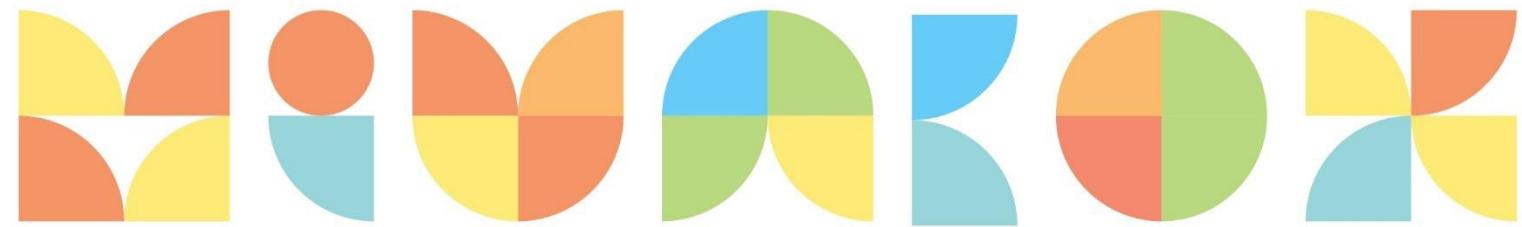


みやこのじょうし  
**都城市**

けいかく  
**こども計画**



令和7年4月  
宮崎県都城市  
MIYAKONOJO CITY

# はじめに

本市では、令和6年度までを計画終期として、「都城市子ども・子育て支援事業計画」「みやこのじょう子どもの未来応援計画」「みやこのじょう健やか親子21計画」を策定し、これらに基づき、こどもとその保護者への支援策を推進してまいりました。

その中で、保育料・中学生以下の医療費・妊産婦の健康診査費用の「3つの完全無料化」をはじめとした子育て支援と大胆な移住施策などの取組が実を結び、令和6年には人口増加に転じるなど、子育てしやすい環境づくりを着実に推進できていると考えております。

しかしながら、全国的には少子化に歯止めがかからず、虐待や不登校、いじめ、自殺など、こどもを取り巻く環境は依然として深刻な状況が続いています。

こうした状況を受け、国は「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和5年4月にこども家庭庁を設置し、「こども基本法」を施行しました。これらの国の方針を踏まえ、本市では従来の計画を包括する総合的な計画として、この度「都城市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、国が義務付ける事項に加え、本市独自の視点として、こどもの誕生前から子育て期までのライフステージごとに施策を展開し、こども・子育て支援を総合的に推進するものです。

「こどもの思いを受け止め 人間力あふれる人を育てるまち こどもまんなか みやこのじょう」を基本理念とし、全てのこどもが尊重され、地域社会全体から支援されることで、こども自身が周囲と触れ合いながら成長し、夢をかなえ、やがては地域の一員として次の世代を担っていく「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

本計画に基づき、国・県や関係機関はもとより、市民・地域の皆様と連携・協働しながら各事業を着実に実行し、都城市が誇る3つの宝の一つである「人間力あふれる子どもたち」の育成とこどもを生み育てやすい環境づくりに努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、こども・若者からの率直な意見を聴取するためのアンケート、ワークショップ、こどもパブリックコメントにご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。また、「都城市こどもまんなか会議」の委員の皆様、子育て支援に関してご意見をいただいた関係機関の皆様、市民ニーズ調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民の皆様に心から厚く御礼申し上げます。



令和7年4月

都 城 市 長

池田 宣永

# 目 次

|  |     |
|--|-----|
| 第1章 計画の基本事項.....                       | 1   |
| 1. 計画策定の趣旨.....                        | 1   |
| 2. 計画の位置づけ.....                        | 2   |
| 3. 計画の期間.....                          | 3   |
| 4. 計画の策定体制.....                        | 3   |
| 5. 関連計画との関係について.....                   | 4   |
| 第2章 都城市のこども・若者に関する現状.....              | 5   |
| 1. 人口等の状況.....                         | 5   |
| 2. 子育て支援の環境.....                       | 11  |
| 3. 市民やこどもからの意見・ニーズ.....                | 48  |
| 4. こども・若者の支援者へのヒアリング.....              | 57  |
| 5. 都城市における現状と課題.....                   | 60  |
| 第3章 計画の理念及び目標と施策体系.....                | 62  |
| 1. 基本理念.....                           | 62  |
| 2. 基本目標.....                           | 63  |
| 3. 施策の体系.....                          | 64  |
| 第4章 施策の内容.....                         | 65  |
| ■ライフステージ共通施策.....                      | 65  |
| 基本目標1 こども・若者の健やかな成長.....               | 65  |
| 基本目標2 困難な環境にあるこども・若者への支援.....          | 69  |
| 基本目標3 地域におけるこども・若者、子育て家庭への支援.....      | 77  |
| ■ライフステージごとの施策.....                     | 80  |
| 基本目標4 子どもの誕生前から幼児期の支援.....             | 80  |
| 基本目標5 学童期・思春期の支援.....                  | 85  |
| 基本目標6 青年期の支援.....                      | 89  |
| 基本目標7 子育て期の支援.....                     | 92  |
| 第5章 量の見込みと確保方策.....                    | 97  |
| 1. 教育・保育の提供区域.....                     | 97  |
| 2. 「量の見込み」の算出のための基本事項.....             | 99  |
| 3. 幼児期の教育・保育.....                      | 100 |
| 4. 地域子ども・子育て支援事業.....                  | 107 |
| 5. 放課後児童対策（「新・放課後子ども総合プラン」）に基づく計画..... | 116 |

|                           |            |
|---------------------------|------------|
| <b>第6章 計画の推進</b>          | <b>119</b> |
| 1. 計画の推進体制                | 119        |
| 2. 計画の進行管理                | 119        |
| 計画の指標一覧                   | 120        |
| <br>                      |            |
| <b>資 料</b>                | <b>123</b> |
| 都城市こどもまんなか会議条例            | 124        |
| 都城市こども政策推進会議設置規程          | 127        |
| 都城市こどもまんなか会議委員名簿          | 131        |
| 都城市こども計画 検討経過             | 132        |
| 用語解説                      | 134        |
| 子どもの意見聴取W E B フォーム実施結果    | 138        |
| こどもまんなかワーキング（ワークショップ）実施結果 | 145        |

# 第1章 計画の基本事項

## 1. 計画策定の趣旨

都城市（以下「本市」という。）では、平成26年度に「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく「都城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたってこども施策の計画的な推進に取り組んできました。

このような中で令和5年4月1日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、同法第10条では、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること、また、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることと規定されました。また、同年12月22日には、こども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

本市においては、これまでの成果と現状・課題をもとに、令和6年度が終期となる「都城市子ども・子育て支援事業計画」、「みやこのじょう子どもの未来応援計画」及び「みやこのじょう健やか親子21計画」の次期計画を一体化し、これらの計画に「子ども・若者計画」の視点を加えた「都城市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画のもと、すべてのこども・若者が、将来にわたってその権利が守られ、幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、市民や地域、行政が連携・協働してこども・子育て施策の実施、子育て環境の整備など着実な取組を進めています。

### 本計画における「こども」「若者」とは？

#### 本計画における「こども」「若者」の定義

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者をいう」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていくように支えていくことを示したものであり、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者を指しています。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、ここでは思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）。施策によってはポスト青年期の者も対象）の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、わかりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとします。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、本計画は、次のこども施策に関連する計画等を包括するものとして策定しています。

### ■本計画の構成

#### 都城市こども計画

##### 【こども大綱に示された6つの視点】

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



子ども・子育て  
支援事業計画  
(次世代育成支  
援行動計画・新  
放課後子どもプ  
ラン行動計画を  
含む)

子どもの未来  
応援計画  
(子どもの貧困  
対策計画)

健やか  
親子21計画

子ども・  
若者計画

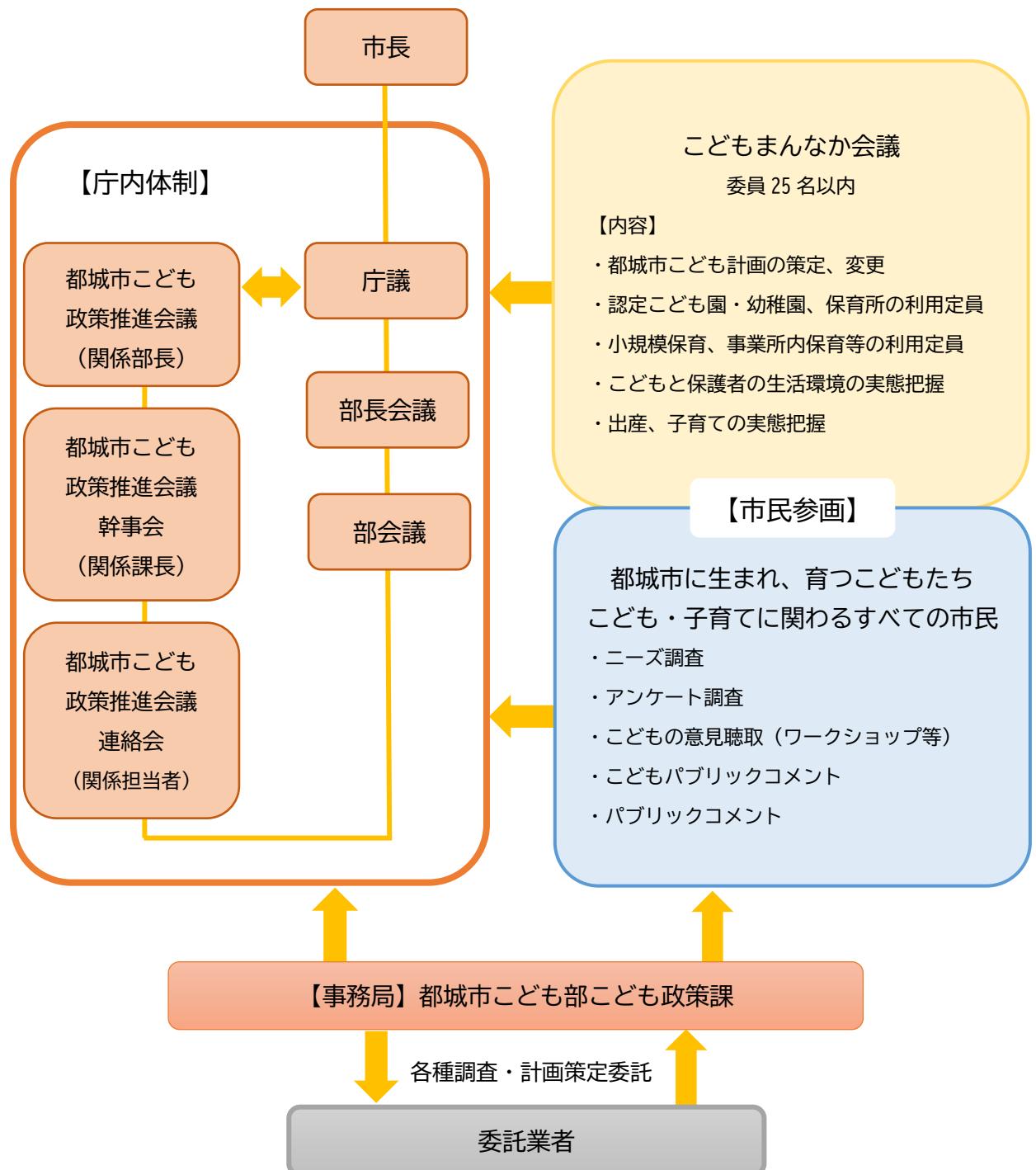
### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5か年とします。ただし、こども・若者を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定については、以下のような体制で行いました。

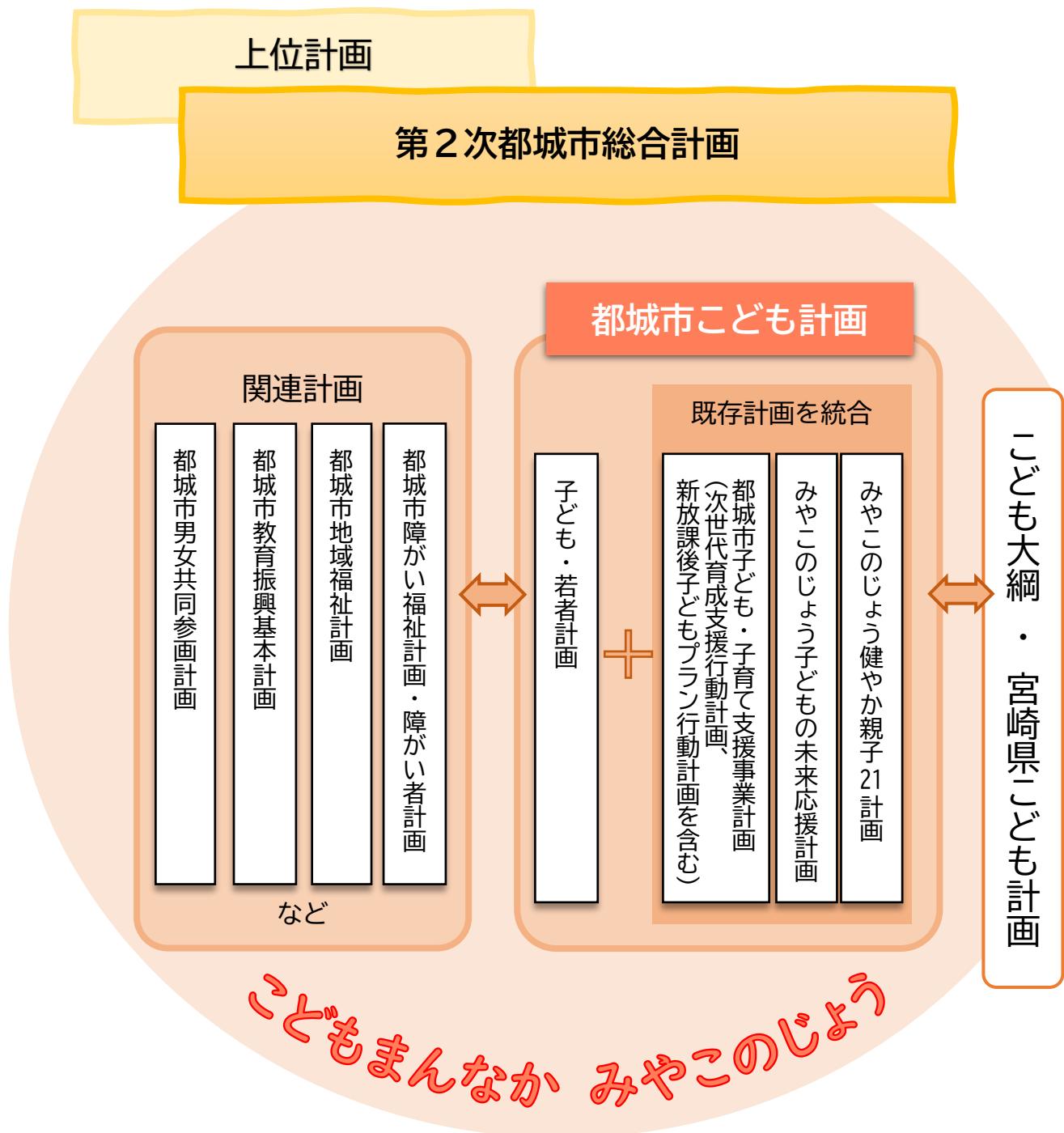
#### ■本計画の策定体制



## 5. 関連計画との関係について

本計画は、「都城市総合計画」を上位計画として、現行の「第2期都城市子ども・子育て支援事業計画」「第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画」「みやこのじょう健やか親子21計画（第2次）」における施策の内容を引き継ぎながら、本市の各種関連計画及び国のことども大綱、宮崎県こども計画と整合性を図り策定しています。

### ■都城市こども計画の位置づけ（イメージ）



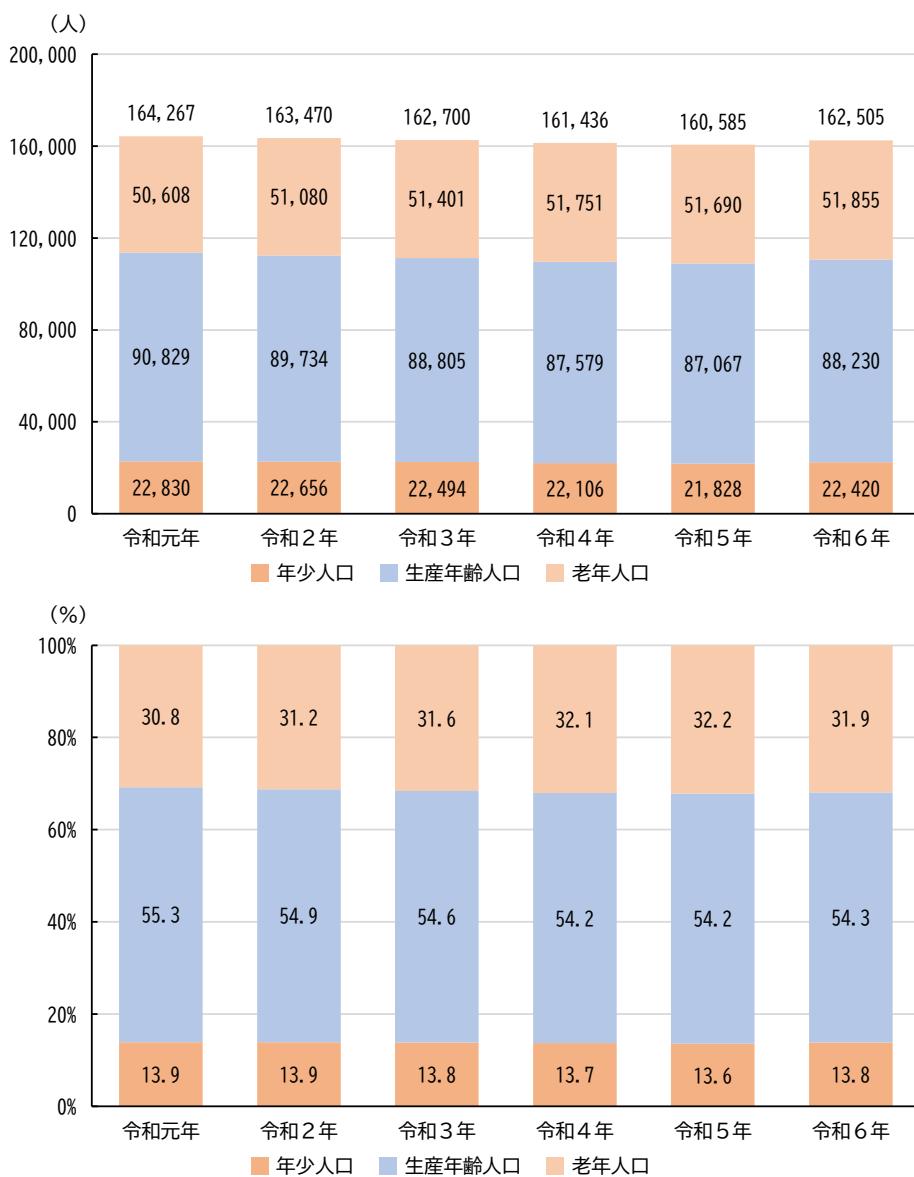
## 第2章 都城市のこども・若者に関する現状

### 1. 人口等の状況

#### (1) 人口の推移

人口の推移をみると、本市の人口は、令和元年の 164,267 人から令和5年は 160,585 人と、約 3,700 人減少しましたが、令和6年には 162,505 人と前年より約 1,900 人増加しており、すべての年齢区分において増加傾向となっています。0~14 歳の年少人口は、令和元年の 22,830 人 (13.9%) から令和6年は 22,420 人 (13.8%) で、410 人減少していますが、人口割合はほぼ現状維持で推移しています。

#### ■年齢3区分別人口数及び人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 出生者数の動向

出生者数の推移をみると、本市は全国や宮崎県と同様に減少傾向となっており、平成 29 年の 1,405 人から令和 4 年は 1,167 人に減少しています。

人口千人に対する出生率の推移をみると、本市はいずれの年も全国や宮崎県より高くなっています。令和 4 年には全国が 6.3‰、宮崎県が 6.8‰ であるのに対して、本市は 7.3‰ となっています。

### ■出生数の推移

(単位：人)

|     | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年    | 令和 2 年  | 令和 3 年  | 令和 4 年  |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 都城市 | 1,405   | 1,365   | 1,338   | 1,291   | 1,242   | 1,167   |
| 宮崎県 | 8,797   | 8,434   | 8,043   | 7,720   | 7,590   | 7,136   |
| 全 国 | 946,060 | 918,400 | 865,239 | 840,835 | 811,622 | 770,759 |

(資料：宮崎県衛生統計年報)

### ■人口千人に対する出生率の推移

(単位：‰)

|     | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年度 |
|-----|---------|---------|------|--------|--------|---------|
| 都城市 | 8.6     | 8.4     | 8.3  | 8.0    | 7.8    | 7.3     |
| 宮崎県 | 8.1     | 7.8     | 7.5  | 7.2    | 7.2    | 6.8     |
| 全 国 | 7.6     | 7.4     | 7.0  | 6.8    | 6.6    | 6.3     |

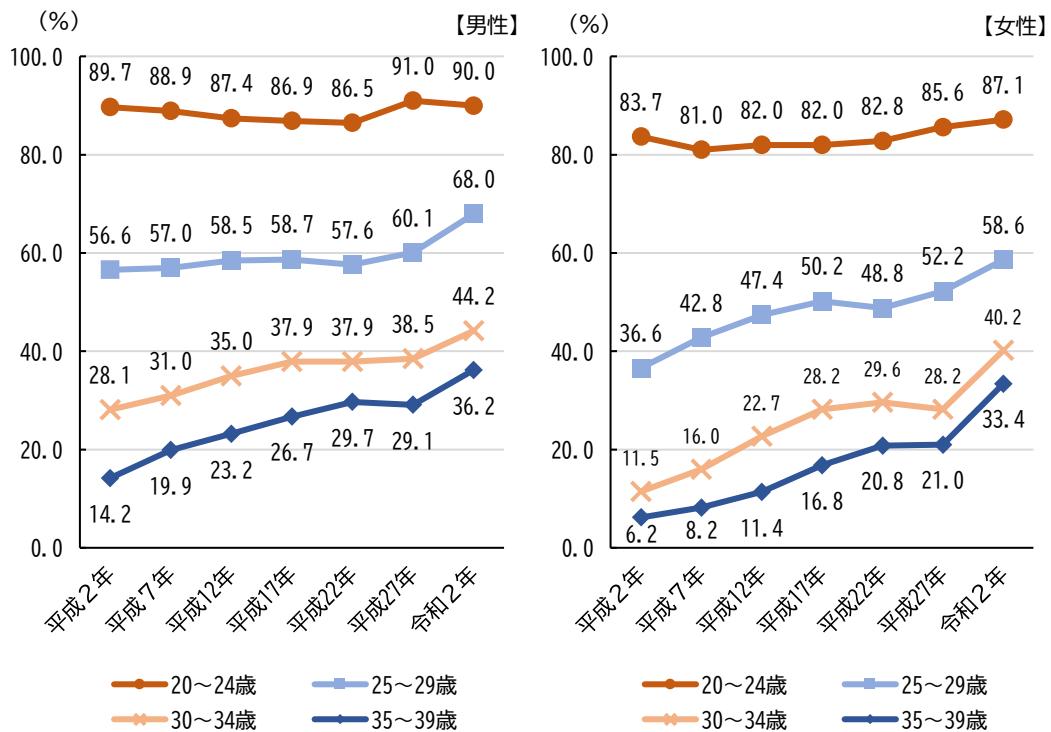
(資料：宮崎県衛生統計年報)

※‰（パーミル）とは、1,000 分の 1 を 1 とする単位のことで、1% は 0.1% となります。

### (3) 未婚の動向

本市の未婚率の推移をみると、平成2年から令和2年にかけて、未婚率はおむね上昇傾向にあり、特に30～34歳の女性は11.5%から40.2%と28.7ポイント増加しています。また、令和2年度において全国や宮崎県と比較すると、男性は、40～44歳以下、女性は、30歳～34歳以下の区分でいずれも低くなっています。

#### ■年齢別未婚率の推移と国、県比較



|        | 男性    |      |             |            | 女性    |      |             |            | (単位：%) |  |
|--------|-------|------|-------------|------------|-------|------|-------------|------------|--------|--|
|        | 都城市   |      | 宮崎県<br>令和2年 | 全国<br>令和2年 | 都城市   |      | 宮崎県<br>令和2年 | 全国<br>令和2年 |        |  |
|        | 平成27年 | 令和2年 |             |            | 平成27年 | 令和2年 |             |            |        |  |
| 15～19歳 | 99.7  | 99.3 | 99.7        | 99.8       | 99.3  | 99.3 | 99.5        | 99.7       |        |  |
| 20～24歳 | 91.0  | 90.0 | 91.9        | 95.8       | 85.6  | 87.1 | 89.2        | 93.3       |        |  |
| 25～29歳 | 60.1  | 68.0 | 70.2        | 76.5       | 52.2  | 58.6 | 61.2        | 66.9       |        |  |
| 30～34歳 | 38.5  | 44.2 | 47.5        | 53.2       | 28.2  | 40.2 | 41.1        | 42.2       |        |  |
| 35～39歳 | 29.1  | 36.2 | 37.3        | 41.4       | 21.0  | 33.4 | 32.7        | 32.3       |        |  |
| 40～44歳 | 26.3  | 33.2 | 34.0        | 36.6       | 17.8  | 32.6 | 32.1        | 29.8       |        |  |
| 45～49歳 | 20.6  | 35.3 | 34.6        | 36.0       | 14.5  | 34.1 | 34.1        | 30.4       |        |  |

(資料：国勢調査)

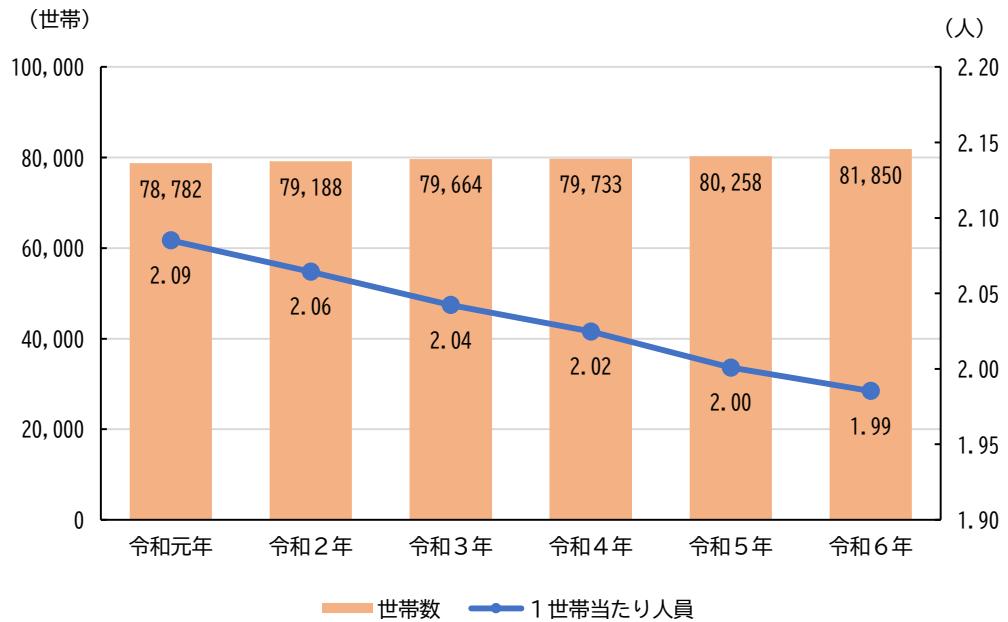
## (4) 世帯の動向

世帯の推移をみると、総世帯数は、増加が続いている。令和元年の78,782世帯から令和6年は81,850世帯と、約3,000世帯増加しています。1世帯当たり人員は、令和元年の2.09人から令和6年は1.99人に減少しています。

18歳未満、6歳未満のいる親族世帯をみると、子どもの減少とあわせて、全体的に減少傾向にあります。ただし、ひとり親世帯は横ばいで推移しており、相対的にひとり親世帯が増加していることがうかがえます。

母子世帯及び父子世帯の状況をみると、平成22年をピークにやや減少傾向にあります。

### ■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



(資料：住民基本台帳、各年4月1日現在)

### ■18歳未満、6歳未満のいる親族世帯の世帯類型の状況

|       | 一般世帯   | 親族世帯   | 18歳未満のこどもがいる世帯 |        |        |               |       |        | 6歳未満のこどもがいる世帯 |               |       |        |          |               |        |        |          |          |  |  |
|-------|--------|--------|----------------|--------|--------|---------------|-------|--------|---------------|---------------|-------|--------|----------|---------------|--------|--------|----------|----------|--|--|
|       |        |        | 核家族世帯          |        |        | ひとり親世帯        |       |        | その他の親族世帯      |               |       | 核家族世帯  |          |               | ひとり親世帯 |        |          | その他の親族世帯 |  |  |
|       |        |        | 18歳未満のこどもがいる世帯 | 核家族世帯  | ひとり親世帯 | 6歳未満のこどもがいる世帯 | 核家族世帯 | ひとり親世帯 | その他の親族世帯      | 6歳未満のこどもがいる世帯 | 核家族世帯 | ひとり親世帯 | その他の親族世帯 | 6歳未満のこどもがいる世帯 | 核家族世帯  | ひとり親世帯 | その他の親族世帯 |          |  |  |
| 平成17年 | 53,681 | 37,799 | 13,666         | 12,083 | 1,908  | 1,583         | 5,627 | 5,054  | 398           | 573           |       |        |          |               |        |        |          |          |  |  |
| 平成22年 | 69,683 | 48,347 | 16,176         | 14,186 | 2,297  | 1,990         | 6,763 | 6,085  | 467           | 678           |       |        |          |               |        |        |          |          |  |  |
| 平成27年 | 69,767 | 46,716 | 15,089         | 13,459 | 2,261  | 1,630         | 6,516 | 5,918  | 503           | 598           |       |        |          |               |        |        |          |          |  |  |
| 令和2年  | 70,860 | 44,830 | 14,112         | 12,958 | 2,207  | 1,154         | 5,860 | 5,455  | 468           | 405           |       |        |          |               |        |        |          |          |  |  |

(資料：国勢調査)

## ■母子世帯及び父子世帯の状況

(単位：世帯)

|         | 一般世帯数  | 総数    | 割合<br>一般世帯に占める | 母子世帯数 |     |      |               |                | 1世帯あたりこどもの数<br>(人／世帯) |  |
|---------|--------|-------|----------------|-------|-----|------|---------------|----------------|-----------------------|--|
|         |        |       |                | こどもが  |     |      | 6歳未満のこどもがいる世帯 |                |                       |  |
|         |        |       |                | 1人    | 2人  | 3人以上 | 世帯数           | 割合<br>一般世帯に占める |                       |  |
| 平成 17 年 | 67,939 | 1,281 | 1.9%           | 599   | 493 | 189  | 299           | 0.4%           | 1.7                   |  |
| 平成 22 年 | 69,683 | 1,644 | 2.4%           | 774   | 611 | 259  | 347           | 0.5%           | 1.7                   |  |
| 平成 27 年 | 69,767 | 1,629 | 2.3%           | 770   | 623 | 236  | 379           | 0.5%           | 1.7                   |  |
| 令和 2 年  | 70,860 | 1,481 | 2.1%           | 729   | 507 | 245  | 288           | 0.4%           | 1.7                   |  |

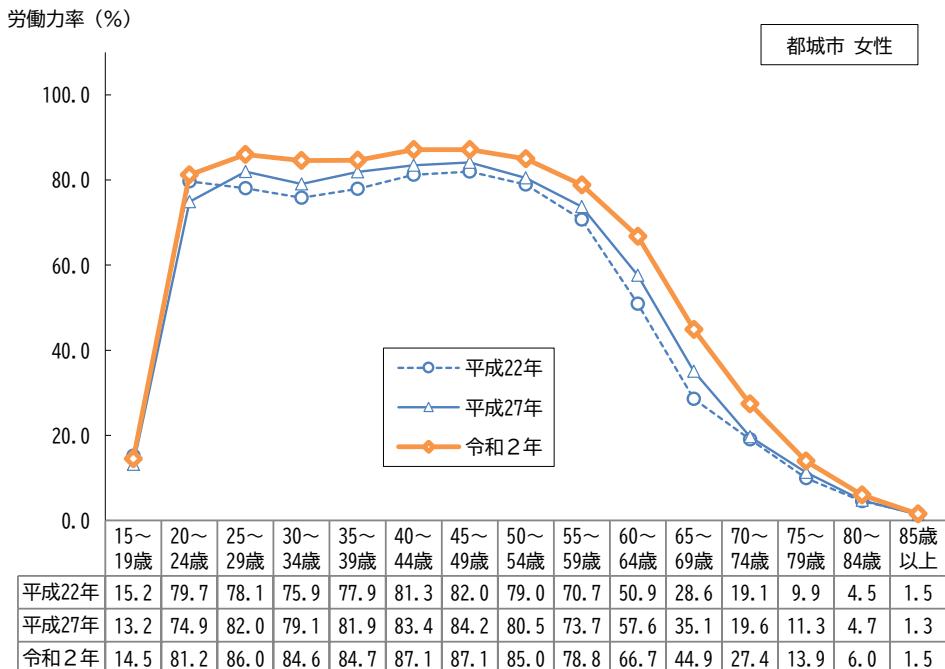
|         | 一般世帯数  | 総数  | 割合<br>一般世帯に占める | 父子世帯数 |    |      |               |                | 1世帯あたりこどもの数<br>(人／世帯) |  |
|---------|--------|-----|----------------|-------|----|------|---------------|----------------|-----------------------|--|
|         |        |     |                | こどもが  |    |      | 6歳未満のこどもがいる世帯 |                |                       |  |
|         |        |     |                | 1人    | 2人 | 3人以上 | 世帯数           | 割合<br>一般世帯に占める |                       |  |
| 平成 17 年 | 67,939 | 149 | 0.2%           | 71    | 55 | 23   | 23            | 0.0%           | 1.7                   |  |
| 平成 22 年 | 69,683 | 169 | 0.2%           | 86    | 60 | 23   | 16            | 0.0%           | 1.7                   |  |
| 平成 27 年 | 69,767 | 150 | 0.2%           | 82    | 56 | 12   | 9             | 0.0%           | 1.5                   |  |
| 令和 2 年  | 70,860 | 149 | 0.2%           | 73    | 58 | 18   | 11            | 0.0%           | 1.7                   |  |

(資料：国勢調査)

## (5) 女性の年齢別労働力率

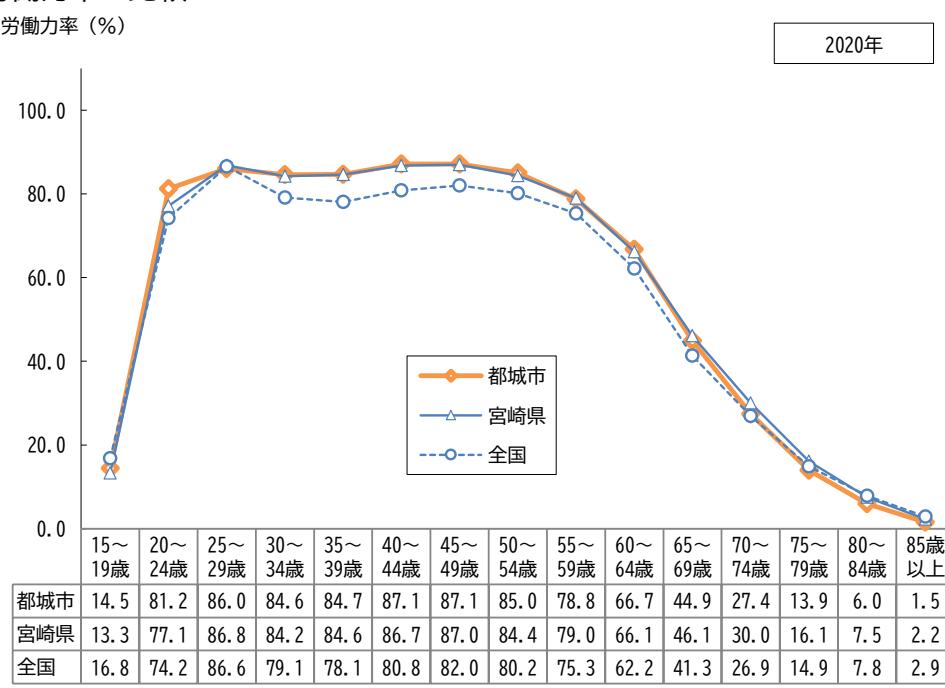
女性の年齢別労働力率の推移をみると、本市は20歳以上のすべての年齢区分で、令和2年が最も高くなっています。女性の労働力率が上昇しています。また、令和2年の労働力率を全国や県と比較すると、20~24歳、30歳~54歳及び60~64歳で上回っており、特に全国に比べて労働力率の高いことがわかります。

### ■女性の労働力率の推移



(資料：国勢調査)

### ■女性の労働力率の比較



(資料：国勢調査)

## 2. 子育て支援の環境

### (Ⅰ) 教育保育施設

#### ①保育所（園）

保育所（園）は、児童福祉法第39条に規定されているとおり、保育を必要とする乳児・幼児を保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とする施設です。保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどの理由で、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育するだけでなく、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割を有しています。保育所（園）における保育は保育所保育指針に基づき実施されており、子どもの様々な欲求を満たし生命の保持及び情緒の安定を図ること、心身の健康の基礎を培うこと、自主・自立及び協調の態度を養い道徳性の芽生えを培うこと、様々な体験を通して豊かな感性や表現力を育み創造性の芽生えを培うこと、などを保育目標として、創意工夫を図りながら保育を実施しています。

市内には令和6年度現在、公立が5園、法人立が19園、合計24園あり、総定員数は1,520人で、園児数は1,342人、充足率は88.3%となっています。令和5年4月から始まった、保育料の無料化及び移住施策の拡充などの影響から入所希望者は増加しており、市内中心部を中心に保護者が希望する保育所（園）に入れない空き待ち児童がいるものと考えられます。

#### ■保育所（園）の入所児童数の推移

|       |     | 施設数<br>(か所) | 年齢別園児数(人) |     |     |     |     |     |       | 定員<br>(人) | 充足率<br>(%) |
|-------|-----|-------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----------|------------|
|       |     |             | 0歳        | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 合計    |           |            |
| 令和元年度 | 公立  | 12          | 8         | 56  | 70  | 78  | 70  | 67  | 349   | 530       | 65.8       |
|       | 法人立 | 24          | 104       | 262 | 299 | 331 | 363 | 318 | 1,677 | 1,820     | 92.1       |
|       | 計   | 36          | 112       | 318 | 369 | 409 | 433 | 385 | 2,026 | 2,350     | 86.2       |
| 令和2年度 | 公立  | 9           | 9         | 32  | 53  | 59  | 50  | 40  | 243   | 400       | 60.8       |
|       | 法人立 | 26          | 91        | 270 | 300 | 349 | 347 | 360 | 1,717 | 1,920     | 89.4       |
|       | 計   | 35          | 100       | 302 | 353 | 408 | 397 | 400 | 1,960 | 2,320     | 84.5       |
| 令和3年度 | 公立  | 7           | 8         | 34  | 35  | 59  | 61  | 38  | 235   | 350       | 67.1       |
|       | 法人立 | 24          | 90        | 266 | 269 | 300 | 316 | 322 | 1,563 | 1,770     | 88.3       |
|       | 計   | 31          | 98        | 300 | 304 | 359 | 377 | 360 | 1,798 | 2,120     | 84.8       |
| 令和4年度 | 公立  | 6           | 6         | 35  | 32  | 38  | 54  | 40  | 205   | 320       | 64.1       |
|       | 法人立 | 23          | 69        | 261 | 265 | 280 | 274 | 301 | 1,450 | 1,710     | 84.8       |
|       | 計   | 29          | 75        | 296 | 297 | 318 | 328 | 341 | 1,655 | 2,030     | 81.5       |
| 令和5年度 | 公立  | 5           | 13        | 34  | 39  | 39  | 46  | 40  | 211   | 290       | 72.8       |
|       | 法人立 | 20          | 60        | 208 | 242 | 247 | 231 | 236 | 1,224 | 1,350     | 90.7       |
|       | 計   | 25          | 73        | 242 | 281 | 286 | 277 | 276 | 1,435 | 1,640     | 87.5       |
| 令和6年度 | 公立  | 5           | 12        | 39  | 45  | 47  | 56  | 42  | 241   | 290       | 83.1       |
|       | 法人立 | 19          | 42        | 195 | 199 | 233 | 222 | 210 | 1,101 | 1,230     | 89.5       |
|       | 計   | 24          | 54        | 234 | 244 | 280 | 278 | 252 | 1,342 | 1,520     | 88.3       |

(資料：保育課、各年4月1日現在)

## ■保育所（園）の実施状況

| 地区  | 設置 | 保育所名       | 年齢  | 定員<br>(人) | 令和<br>6年度<br>園児数<br>(人) | 所在地            | 休日<br>保育 | 一時<br>預かり |
|-----|----|------------|-----|-----------|-------------------------|----------------|----------|-----------|
| 姫城  | 法人 | あゆみ保育園     | 0～5 | 50        | 48                      | 甲斐元町 3382-1    | ×        | ×         |
|     | 法人 | 下長飯保育園     | 0～5 | 90        | 77                      | 下長飯町 5494-1    | ×        | ×         |
|     | 法人 | 相愛保育園      | 0～5 | 90        | 80                      | 早鈴町 1583-3     | ×        | ×         |
|     | 法人 | 相愛ひめぎ保育園   | 0～5 | 60        | 57                      | 姫城町 2856-1     | ×        | ×         |
|     | 法人 | 早鈴保育園      | 0～5 | 60        | 50                      | 早鈴町 1864-2     | ×        | ×         |
|     | 法人 | 星空の都ポピー保育園 | 0～5 | 90        | 83                      | 早鈴町 1550-1     | ×        | ×         |
| 小松原 | 法人 | アソカ保育園     | 0～5 | 40        | 33                      | 小松原町 4-10      | ×        | ×         |
|     | 法人 | ぽっぽ保育所     | 0～5 | 50        | 45                      | 前田町 8-20       | ×        | ×         |
| 妻ヶ丘 | 法人 | 一万城保育園     | 0～5 | 60        | 55                      | 一万城町 71-4      | ×        | ×         |
| 祝吉  | 法人 | 並木保育園      | 0～5 | 70        | 74                      | 上川東四丁目 5753-3  | ×        | ×         |
| 五十市 | 法人 | さつき保育園     | 0～5 | 60        | 61                      | 都島町 1171       | ×        | ×         |
|     | 公立 | たかお保育所     | 0～5 | 60        | 48                      | 南鷹尾町 27-22     | ×        | ○         |
|     | 法人 | 都島保育園      | 0～5 | 110       | 104                     | 鷹尾一丁目 7-9      | ×        | ×         |
| 横市  | 法人 | ルンビニもちお保育園 | 0～5 | 100       | 100                     | 南横市町 8312      | ×        | ×         |
| 沖水  | 法人 | 山野原保育園     | 0～5 | 90        | 68                      | 太郎坊町 3149-1    | ×        | ×         |
|     | 法人 | 吉尾保育園      | 0～5 | 60        | 60                      | 吉尾町 721-2      | ×        | ×         |
| 庄内  | 法人 | ルンビニ保育園    | 0～5 | 60        | 53                      | 庄内町 12468      | ×        | ×         |
| 中郷  | 公立 | 中郷保育所      | 0～5 | 40        | 34                      | 安久町 6890       | ×        | ○         |
| 山之口 | 公立 | やまのくち保育所   | 0～5 | 70        | 66                      | 山之口町花木 2760-1  | ×        | ○         |
| 高城  | 公立 | 高城保育所      | 0～5 | 60        | 52                      | 高城町穂満坊 18      | ×        | ○         |
| 山田  | 公立 | 山田中央保育所    | 0～5 | 60        | 41                      | 山田町山田 4297-1   | ×        | ○         |
| 高崎  | 法人 | 旭保育園       | 0～5 | 30        | 26                      | 高崎町大牟田 1891-13 | ×        | ×         |
|     | 法人 | 善長寺保育園     | 0～5 | 30        | 29                      | 高崎町江平 1531-2   | ×        | ×         |
|     | 法人 | 縄瀬保育園      | 0～5 | 30        | 25                      | 高崎町縄瀬 1408     | ×        | ○         |

※ 広域（市外居住児童）含む  
(資料：保育課、令和6年4月1日現在)

## ②認定こども園

認定こども園とは、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、都道府県知事より認定又は認可を受けた施設であり、施設の法的な位置づけ等により4つの類型に分類されます。

| 類型              | 法的性格                  | 施設の概要  |
|-----------------|-----------------------|--|
| 幼保連携型<br>認定こども園 | 学校かつ<br>児童福祉施設        | 義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上のことどもに対する教育並びに保育を必要とすることどもに対する保育を一体的に行い、こどもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設。 |
| 幼稚園型<br>認定こども園  | 学校<br>(幼稚園+保育所機能)     | 幼稚園が、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、教育のための時間の終了後、在籍していることどものうち保育を必要とすることどもに対する教育を行う施設。子育て支援事業も行う。   |
| 保育所型<br>認定こども園  | 児童福祉施設<br>(保育所+幼稚園機能) | 保育所等が、保育を必要とすることどもに対する保育を行うほか、保育を必要とすることども以外の満3歳以上のことどもを保育し、かつ満3歳以上のことどもに対し学校教育法に定める教育目標が達成されるよう保育を行う施設。子育て支援事業も行う。                          |
| 地方裁量型<br>認定こども園 | 幼稚園機能<br>+保育所機能       | 幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設。  |

認定こども園においてはそれぞれ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づき、乳幼児期の教育・保育が実施されています。特に、満3歳以上のこどもの教育・保育に関しては、「育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「教育・保育のねらい及び内容」について整合性が図られています。また、認定こども園では、地域の保護者に対する子育て支援事業も行われています。

市内には、令和6年度現在、幼保連携型認定こども園が28園、幼稚園型認定こども園が11園、保育所型認定こども園が14園、合計53園あり、総定員数は5,076人で、園児数は4,840人、充足率は95.4%となっています。

### 認定こども園の入所児童数の推移

|       |     |       | 施設数<br>(か所) | 年齢別園児数(人) |     |     |     |       |       |       | 定員<br>(人) | 充足率<br>(%) |
|-------|-----|-------|-------------|-----------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----------|------------|
|       |     |       |             | 0歳        | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳    | 5歳    | 合計    |           |            |
| 令和元年度 | 法人立 | 幼保連携型 | 25          | 139       | 404 | 419 | 526 | 504   | 484   | 2,476 | 2,555     | 96.9       |
|       |     | 保育所型  | 8           | 28        | 87  | 117 | 130 | 115   | 121   | 598   | 645       | 92.7       |
|       |     | 幼稚園型  | 9           | 3         | 107 | 110 | 263 | 253   | 334   | 1,070 | 1,294     | 82.7       |
|       | 計   |       | 42          | 170       | 598 | 646 | 919 | 872   | 939   | 4,144 | 4,494     | 92.2       |
| 令和2年度 | 法人立 | 幼保連携型 | 25          | 104       | 385 | 455 | 488 | 545   | 506   | 2,483 | 2,590     | 95.9       |
|       |     | 保育所型  | 8           | 25        | 75  | 100 | 129 | 129   | 122   | 580   | 645       | 89.9       |
|       |     | 幼稚園型  | 9           | 3         | 74  | 146 | 227 | 283   | 262   | 995   | 1,174     | 84.8       |
|       | 計   |       | 42          | 132       | 534 | 701 | 844 | 957   | 890   | 4,058 | 4,409     | 92.0       |
| 令和3年度 | 法人立 | 幼保連携型 | 25          | 109       | 371 | 436 | 521 | 502   | 537   | 2,476 | 2,615     | 94.7       |
|       |     | 保育所型  | 10          | 31        | 96  | 120 | 127 | 158   | 133   | 665   | 780       | 85.3       |
|       |     | 幼稚園型  | 9           | 5         | 105 | 123 | 235 | 241   | 293   | 1,002 | 1,140     | 87.9       |
|       | 計   |       | 44          | 145       | 572 | 679 | 883 | 901   | 963   | 4,143 | 4,535     | 91.4       |
| 令和4年度 | 法人立 | 幼保連携型 | 26          | 110       | 410 | 433 | 513 | 543   | 525   | 2,534 | 2,675     | 94.7       |
|       |     | 保育所型  | 10          | 27        | 96  | 114 | 141 | 129   | 141   | 648   | 780       | 83.1       |
|       |     | 幼稚園型  | 9           | 6         | 83  | 139 | 219 | 257   | 247   | 951   | 1,140     | 83.4       |
|       | 公立  | 保育所型  | 1           | 1         | 1   | 5   | 1   | 3     | 3     | 14    | 40        | 35.0       |
|       | 計   |       | 46          | 144       | 590 | 691 | 874 | 932   | 916   | 4,147 | 4,635     | 89.5       |
| 令和5年度 | 法人立 | 幼保連携型 | 28          | 104       | 418 | 459 | 503 | 552   | 560   | 2,596 | 2,756     | 94.2       |
|       |     | 保育所型  | 12          | 27        | 109 | 141 | 163 | 166   | 159   | 765   | 915       | 83.6       |
|       |     | 幼稚園型  | 9           | 8         | 102 | 124 | 241 | 228   | 265   | 968   | 1,110     | 87.2       |
|       | 公立  | 保育所型  | 1           | 1         | 1   | 1   | 5   | 3     | 3     | 14    | 40        | 35.0       |
|       | 計   |       | 50          | 140       | 630 | 725 | 912 | 949   | 987   | 4,343 | 4,821     | 90.1       |
| 令和6年度 | 法人立 | 幼保連携型 | 28          | 121       | 436 | 498 | 545 | 550   | 562   | 2,712 | 2,771     | 97.9       |
|       |     | 保育所型  | 13          | 37        | 141 | 172 | 186 | 188   | 181   | 905   | 1,025     | 88.3       |
|       |     | 幼稚園型  | 11          | 11        | 156 | 183 | 263 | 307   | 285   | 1,205 | 1,240     | 97.2       |
|       | 公立  | 保育所型  | 1           | 0         | 1   | 2   | 2   | 6     | 7     | 18    | 40        | 45.0       |
|       | 計   |       | 53          | 169       | 734 | 855 | 996 | 1,051 | 1,035 | 4,840 | 5,076     | 95.4       |

(資料：保育課、各年4月1日現在)

■認定こども園の実施状況

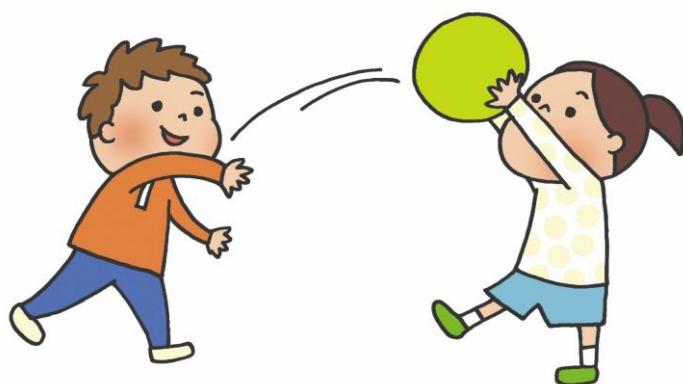
| 地区    | 設置 | 類型 | 施設名          | 年齢  | 定員(人) | 令和6年度園児数(人) | 所在地          | 休日保育 | 一時預かり |
|-------|----|----|--------------|-----|-------|-------------|--------------|------|-------|
| 姫城    | 法人 | 幼  | さくら幼稚園       | 1~5 | 95    | 101         | 姫城町 8-30     | ×    | ○     |
|       | 法人 | 保  | 天竜保育園        | 0~5 | 135   | 113         | 早鈴町 6-11     | ○    | ○     |
|       | 法人 | 幼  | 天竜幼稚園        | 0~5 | 135   | 143         | 牟田町 2-14     | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼  | ふたば幼稚園       | 0~5 | 105   | 107         | 松元町 18-1     | ×    | ○     |
| 小松原   | 法人 | 保  | イングリッシュ幼稚園   | 2~5 | 75    | 79          | 宮丸町 3038     | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼保 | かたひら認定こども園   | 0~5 | 75    | 77          | 志比田町 7182-1  | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼保 | 志比田こども園      | 0~5 | 125   | 128         | 志比田町 5779-2  | ×    | ○     |
|       | 法人 | 保  | ひばり保育園       | 0~5 | 85    | 93          | 大王町 25-17    | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | 宮丸認定こども園     | 0~5 | 75    | 88          | 宮丸町 2856-1   | ×    | ×     |
| 妻ヶ丘   | 法人 | 幼保 | あやめ原こども園     | 0~5 | 75    | 83          | 菖蒲原町 27-1-2  | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼  | 一万城幼稚園       | 0~5 | 95    | 81          | 一万城町 112-3   | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼保 | 上長飯認定こども園    | 0~5 | 135   | 116         | 上長飯町 81-4    | ×    | ○     |
|       | 法人 | 保  | きずな保育園       | 0~5 | 45    | 45          | 妻ヶ丘町 3-12    | ×    | ×     |
|       | 法人 | 保  | たんぽぽ保育園      | 0~5 | 115   | 115         | 一万城町 12-2    | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼  | 妻ヶ丘幼稚園       | 1~5 | 65    | 85          | 中原町 23-14    | ×    | ○     |
| 祝吉    | 法人 | 幼  | アソカ幼稚園       | 0~5 | 175   | 156         | 年見町 23-4     | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼保 | いなり認定こども園    | 0~5 | 115   | 116         | 郡元四丁目 23-18  | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼保 | 川東さくらんぼこども園  | 0~5 | 95    | 95          | 下川東二丁目 3351  | ×    | ○     |
|       | 法人 | 保  | こおりもと保育園     | 0~5 | 75    | 75          | 郡元町 4620     | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼  | 天竜祝吉幼稚園      | 0~5 | 105   | 101         | 千町 5276-10   | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼保 | 早水保育園        | 0~5 | 92    | 96          | 早水町 1-7-5    | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼保 | みやこのじょう児童学園  | 0~5 | 180   | 190         | 祝吉二丁目 7-4    | ×    | ×     |
| 五十市   | 法人 | 幼保 | 五十市認定こども園    | 0~5 | 95    | 106         | 久保原町 29-4    | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | 五十市認定こども園分園  | 0~2 | 30    | 34          | 久保原町 28-15   | ×    | ×     |
|       | 法人 | 保  | 今町保育園        | 0~5 | 65    | 52          | 今町 8917-1    | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | 花笑みすずらんこども園  | 0~5 | 65    | 58          | 南鷹尾町 28-6    | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼  | 天竜第二幼稚園      | 0~5 | 95    | 93          | 南鷹尾町 16-15   | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼  | 天竜第三幼稚園      | 0~5 | 95    | 94          | 鷹尾四丁目 18-11  | ×    | ×     |
| 横市    | 法人 | 幼保 | にし幼稚園        | 0~5 | 315   | 339         | 南横市町 4003-2  | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | みやこばっこども縁    | 0~5 | 115   | 119         | 都原町 11-5     | ×    | ○     |
| 沖水    | 法人 | 幼保 | かなだ認定こども園    | 0~5 | 75    | 83          | 金田町 2801     | ×    | ○     |
|       | 法人 | 保  | 高木保育園        | 0~5 | 95    | 72          | 高木町 4825     | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | とほく認定こども園    | 0~5 | 215   | 172         | 都北町 1013     | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | とほく認定こども園分園  | 0~2 | 29    | 29          | 都北町 1006-1   | ×    | ×     |
| 志和池   | 法人 | 幼保 | こばとキンダーガーテン  | 0~5 | 70    | 74          | 丸谷町 2695-6   | ○    | ○     |
|       | 法人 | 幼  | ししのこ幼稚園      | 0~5 | 115   | 127         | 上水流町 1758    | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | 志和池さくらんぼこども園 | 0~5 | 65    | 68          | 下水流町 2964-3  | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | まるのキンダーガーテン  | 0~5 | 115   | 143         | 野々美谷町 2947-7 | ○    | ○     |
| 庄内・西岳 | 法人 | 幼保 | 乙房こども園       | 0~5 | 95    | 101         | 乙房町 323      | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | かしの          | 0~5 | 90    | 83          | 菫子野町 9523-1  | ×    | ×     |
|       | 法人 | 幼  | 清涼幼稚園        | 0~5 | 160   | 139         | 庄内町 12396    | ×    | ○     |
|       | 法人 | 幼保 | わかば森のこども園    | 0~5 | 35    | 30          | 高野町 3090-2   | ×    | ○     |

| 地区          | 設置 | 類型 | 施設名         | 年齢  | 定員<br>(人) | 令和6年<br>度園児数<br>(人) | 所在地            | 休日<br>保育 | 一時<br>預かり |
|-------------|----|----|-------------|-----|-----------|---------------------|----------------|----------|-----------|
| 中<br>郷      | 法人 | 保  | 梅北保育園       | 0~5 | 65        | 46                  | 梅北町 4699-1     | ×        | ○         |
|             | 法人 | 幼保 | やすひさ幼稚園     | 0~5 | 55        | 47                  | 安久町 1674-1     | ×        | ×         |
| 山<br>之<br>口 | 法人 | 保  | 安楽地保育園      | 0~5 | 85        | 69                  | 山之口町富吉 3495-1  | ×        | ×         |
| 高<br>城      | 公立 | 保  | 有水こども園      | 0~5 | 40        | 18                  | 高城町有水 3344-1   | ×        | ○         |
|             | 法人 | 保  | 石山保育園       | 0~5 | 55        | 47                  | 高城町石山 1133-5   | ×        | ×         |
|             | 法人 | 幼保 | さかえこども園     | 0~5 | 105       | 113                 | 高城町穂満坊 2553-51 | ×        | ○         |
|             | 法人 | 保  | つみき保育園      | 0~5 | 55        | 48                  | 高城町桜木 854-1    | ×        | ×         |
| 山<br>田      | 法人 | 幼保 | 谷頭こども園      | 0~5 | 105       | 80                  | 山田町中霧島 3283-3  | ×        | ○         |
|             | 法人 | 幼保 | まんがつか認定こども園 | 0~5 | 55        | 45                  | 山田町山田 9728-40  | ×        | ○         |
| 高<br>崎      | 法人 | 幼保 | おおむたこども園    | 0~5 | 75        | 70                  | 高崎町大牟田 2093-25 | ×        | ○         |
|             | 法人 | 保  | めいほうこども園    | 0~5 | 75        | 67                  | 高崎町大牟田 1151-3  | ×        | ○         |

※ 広域（市外居住児童）含む

（類型 幼保：幼保連携型 保：保育所型 幼：幼稚園型）

（資料：保育課、令和6年4月1日現在）



### ③幼稚園

幼稚園は、学校教育法に定める学校であり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です（学校教育法第22条）。学校教育法第23条において、「健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」、「集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと」など、5つの教育目標が定められており、教育課程その他の保育内容に関しては、文部科学省が定める「幼稚園教育要領」に則って実施されています。当該年度満3歳児から小学校就学の始期に達するまで（公立においては5歳児のみ）の幼児が入園できます。

市内には、令和6年度現在、公立が2園、法人立が1園あり、園児数は78人となっています。

#### ■幼稚園の入所児童数の推移

|       | 施設数<br>(か所) | 年齢別園児数(人) |    |    |     | 定員<br>(人) | 充足率<br>(%) |
|-------|-------------|-----------|----|----|-----|-----------|------------|
|       |             | 3歳        | 4歳 | 5歳 | 合計  |           |            |
| 令和元年度 | 公立          | 3         | 0  | 0  | 53  | 53        | 100        |
|       | 法人立         | 3         | 75 | 80 | 84  | 239       | 325        |
|       | 計           | 6         | 75 | 80 | 137 | 292       | 425        |
| 令和2年度 | 公立          | 3         | 0  | 0  | 37  | 37        | 100        |
|       | 法人立         | 3         | 58 | 72 | 86  | 216       | 325        |
|       | 計           | 6         | 58 | 72 | 123 | 253       | 425        |
| 令和3年度 | 公立          | 3         | 0  | 0  | 33  | 33        | 100        |
|       | 法人立         | 3         | 70 | 56 | 80  | 206       | 255        |
|       | 計           | 6         | 70 | 56 | 113 | 239       | 355        |
| 令和4年度 | 公立          | 2         | 0  | 0  | 43  | 43        | 75         |
|       | 法人立         | 3         | 57 | 70 | 58  | 185       | 255        |
|       | 計           | 5         | 57 | 70 | 101 | 228       | 330        |
| 令和5年度 | 公立          | 2         | 0  | 0  | 22  | 22        | 75         |
|       | 法人立         | 3         | 63 | 61 | 67  | 191       | 240        |
|       | 計           | 5         | 63 | 61 | 89  | 213       | 315        |
| 令和6年度 | 公立          | 2         | 0  | 0  | 25  | 25        | 75         |
|       | 法人立         | 1         | 17 | 16 | 20  | 53        | 90         |
|       | 計           | 3         | 17 | 16 | 45  | 78        | 165        |

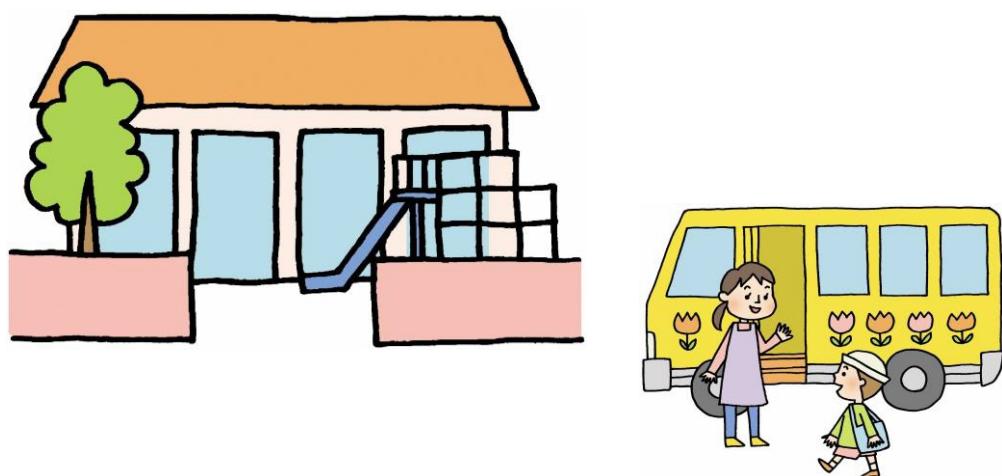
（資料：保育課（法人立）、高城総合支所地域生活課（公立）、各年4月1日現在）

## ■幼稚園の実施状況

| 設置 | 幼稚園名         | 定員<br>(人) | 令和<br>6年度<br>園児数<br>(人) | 所在地        | 給食 | 預<br>かり保<br>育 | バ<br>ス送迎 | 特<br>色教<br>育 | 園<br>開放 |
|----|--------------|-----------|-------------------------|------------|----|---------------|----------|--------------|---------|
| 法人 | 都城聖ドミニコ学園幼稚園 | 90        | 57                      | 下長飯町 881   | ○  | ○             | ○        | ○            | ○       |
| 公立 | 高城幼稚園        | 50        | 20                      | 高城町穂満坊 16  | ○  | ○             | ×        | ○            | ○       |
|    | 石山幼稚園        | 25        | 5                       | 高城町石山 3660 | ○  | ○             | ×        | ○            | ○       |

※広域（市外居住児童）含む

※バス送迎欄の×は実施していない園 （資料：保育課、高城総合支所地域生活課（公立）、令和6年4月1日現在）



#### **④地域型保育事業**

地域型保育事業とは、児童福祉法に基づく事業であり、平成27年度の新制度以降、市町村による認可事業として位置づけられ、地域型保育給付の対象となっています。

以下の4つの事業類型があります。

| 事業名       | 概要  | 実施場所等            | 認可定員  |
|-----------|---|------------------|-------|
| 小規模保育事業   | 保育を必要とする0～2歳児又は3歳未満児の乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下に限る）において、保育を行う事業。                   | 保育者の居宅、その他の場所、施設 | 6～19人 |
| 家庭的保育事業   | 保育を必要とする3歳未満児の乳児・幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が5人以下に限る）。                 | 保育者の居宅、その他の場所、施設 | 1～5人  |
| 事業所内保育事業  | 保育を必要とする3歳未満児の乳児・幼児について、事業主がその雇用する従業員のこどもを保育するために自ら設置する施設等において、保育を行う事業。地域の保育を必要とすることも受け入れる。 | 事業主が運営する事業所      | 1名以上  |
| 居宅訪問型保育事業 | 保育を必要とする3歳未満児の乳児・幼児について、乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。                                       | 保育を必要とする子どもの居宅   | —     |

いずれの施設も、保育を必要とする3歳未満児の乳児・幼児を対象としていますが、3歳未満児以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる満3歳児以上の児童についても対象となる場合があります。このうち、小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し3類型の認可基準（A型、B型、C型）があり、職員配置基準、保育室等の要件がそれぞれ設定されています。

本市においては、都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により認可基準を定めており、3歳未満児の保育ニーズ増加への対応、空き待ち児童の解消を目的に、認可を行っていますが、保育の質の低下を避けるため、小規模保育事業A型に限って認可を行っています。

#### **■小規模保育事業の利用児童数の推移**

| 年     | 施設数<br>(か所) | 年齢別児童数(人) |    |    |     | 定員<br>(人) | 充足率<br>(%) |
|-------|-------------|-----------|----|----|-----|-----------|------------|
|       |             | 0歳        | 1歳 | 2歳 | 合計  |           |            |
| 令和元年度 | 7           | 19        | 38 | 20 | 77  | 131       | 58.8       |
| 令和2年度 | 7           | 22        | 63 | 23 | 108 | 131       | 82.4       |
| 令和3年度 | 7           | 25        | 52 | 43 | 120 | 131       | 91.6       |
| 令和4年度 | 7           | 18        | 53 | 34 | 105 | 131       | 80.2       |
| 令和5年度 | 7           | 22        | 49 | 33 | 104 | 131       | 79.4       |
| 令和6年度 | 7           | 18        | 62 | 36 | 116 | 131       | 88.5       |

(資料：保育課、各年4月1日現在)

■小規模保育所と保育サービスの実施状況

| 地区  | 設置 | 保育所名                 | 定員<br>(人) | 令和<br>6年度<br>園児数<br>(人) | 所在地         | 休日<br>保育 | 一時<br>預かり |
|-----|----|----------------------|-----------|-------------------------|-------------|----------|-----------|
| 姫城  | 法人 | エンゼル I T 保育園         | 19        | 14                      | 中町 1-7 2階   | ×        | ○         |
|     | 法人 | ピュア・ハートナーサリースクール早鈴若葉 | 19        | 18                      | 早鈴町 1866-40 | ○※1      | ×         |
| 小松原 | 法人 | みやこのじょう児童学園ひまわり      | 18        | 12                      | 大王町 14-2    | ×        | ×         |
| 妻ヶ丘 | 法人 | たんぽぽキッズ保育園           | 19        | 16                      | 一万城町 13-7-1 | ×        | ○         |
| 五十市 | 法人 | ひよこ園                 | 19        | 15                      | 南鷹尾町 1981-2 | ×        | ×         |
| 横市  | 法人 | こどもの森                | 18        | 21                      | 南横市町 3992-1 | ×        | ×         |
| 沖水  | 法人 | ピュア・ハートナーサリースクール金田   | 19        | 20                      | 金田町 2097    | ○※1      | ×         |

※1は0～2歳児のみが対象。

(資料：保育課、令和6年4月1日現在)



## **⑤休日保育の実施状況**

就学前の児童が日曜・祝祭日に家庭保育が困難となる場合に保育しており、保育所（園）に入所していない児童も利用できます。

### ■休日保育の実施状況の推移

(単位：か所)

|           | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施施設数     | 4     | 3     | 3     | 3     | 5     | 5     |
| うち在園児のみ対象 | 1     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

(資料：保育課、各年4月1日現在)

## **⑥障がい児保育の実施状況**

保育を必要とすることもあって、かつ、発達に遅れがある又は心身に障がいを有する児童に対し、必要な保育を行うことを目的に、本市では障がい児保育事業に取り組んでいます。対象となる障がい児に、障がい児の保育について知識及び経験を有する専任の保育士を配置する保育所等に対し、補助を実施しています。対象となる障がい児にきめ細かい支援を継続して行い、安心して児童を受け入れができる体制を整えるため、職員を確保するなどの環境整備に取り組んでいます。

### ■障がい児保育の実施状況の推移

|                     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度<br>(4/1 時点) |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------------|
| 実施施設数（か所）           | 17    | 24    | 19    | 18    | 14    | 12                |
| 市の補助による対象児童数（人）     | 43    | 58    | 46    | 53    | 40    | 48                |
| 市の補助による専任保育士の配置数（人） | 24    | 34    | 32    | 30    | 20    | 23                |

(資料：保育課)

## (2) 教育・保育施設以外の保育等施設

### ①企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法の改正（平成28年4月1日施行）により創設された「仕事・子育て両立支援事業」（同法第59条の2）に基づく事業であり、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対して、国が助成及び援助を行います。

定員の設定に当たっては、従業員枠（従業員のこどもが利用する定員の枠）の設定に加え、待機児童が多い地域の場合など、地域枠（従業員以外の地域のこどもが利用する定員の枠）を全定員の2分の1を上限に設定することが可能です。

令和元年度に2園が開園し、令和2年度には1園が開園しました。

### ②認可外保育施設

認可外保育施設とは、認可施設、企業主導型保育施設以外の施設であって、保育の業務を目的とする施設であり、施設の設置者は、事業の開始に当たって、都道府県知事に届け出なければならないこととされています（児童福祉法第59条の2）。

また、設備及び運営に関する基準として、国が「認可外保育施設指導監督基準」を定めていますが、都道府県知事への開設届の有無に関わらず、適正な保育内容及び保育環境の確保に努めることが求められています。市内には令和6年度現在、11か所開設されています。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業

#### ①利用者支援事業

こども又は保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整を行う事業で、基本型、特定型、母子保健型があります。

基本型は、こどもとその保護者が利用しやすく集まりやすい身近な場所で相談機能もある子育て支援センター等で行います。子育て支援員基本研修を修了している職員を1名以上配置することになっています。

特定型は、主に市区町村窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行います。子育て支援員基本研修及び専門研修（利用者支援事業（特定型））の研修を修了しているものが望ましいとされています。

母子保健型は、市区町村の保健センター等で保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置することになっています。

また令和4年に改正された児童福祉法等により、令和6年4月からは、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を併せ持った「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされ、本市においても令和6年4月から運営しています。

利用者支援事業においても「こども家庭センター型」として、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や、すべてのこどもと家庭に対しての虐待の予防・支援などを切れ目なく展開するものとして定められています。こちらも特定型と同様に母子保健に関する専門知識を有する保健師の配置が必要なほか、児童福祉の相談を担当する子ども家庭支援員、統括支援員の配置が求められています。

平成30年4月にオープンした中心市街地中核施設 Mallmall 内の複合施設に、都城市保健センター及び都城市地域子育て支援センターの機能を移転するのに併せ、利用者支援事業の取組を開始しました。複合施設2階の都城市保健センターに「母子保健コーディネーター」を配置し、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を提供しています。同じく3階の都城市子育て世代活動支援センターふれぴかには、「子育てコンシェルジュ」を配置し、子育てに関する情報提供や相談・助言等を行っています。

### ■利用者支援事業実施状況

|               |       | 令和元年度                | 令和2年度                | 令和3年度                | 令和4年度                | 令和5年度                |
|---------------|-------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 実施施設数<br>(か所) | 基本型   | 1                    | 1                    | 1                    | 1                    | 1                    |
|               | 母子保健型 | 1                    | 1                    | 1                    | 1                    | 1                    |
|               | 計     | 2                    | 2                    | 2                    | 2                    | 2                    |
| 対応件数<br>(件)   | 基本型   | 31                   | 38                   | 39                   | 85                   | 91                   |
|               | 母子保健型 | 妊娠届出時面談件数<br>1,277 件 | 妊娠届出時面談件数<br>1,276 件 | 妊娠届出時面談件数<br>1,201 件 | 妊娠届出時面談件数<br>1,135 件 | 妊娠届出時面談件数<br>1,054 件 |
|               |       | 相談件数<br>23 件         | 相談件数<br>15 件         | 相談件数<br>26 件         | 相談件数<br>20 件         | 相談件数<br>20 件         |
|               |       | 支援プラン作成数<br>204 件    | 支援プラン作成数<br>171 件    | 支援プラン作成数<br>158 件    | 支援プラン作成数<br>111 件    | 支援プラン作成数<br>119 件    |
| 計             |       | 1,535                | 1,500                | 1,424                | 1,351                | 1,284                |

(資料：こども政策課、こども家庭課、各年4月1日現在)

### ②延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用時間帯以外の時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業です。

### ■延長保育事業実施状況

|                   |          | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施施設数<br>(か所)     | 公立保育所    | 12     | 9      | 7      | 6      | 5      |
|                   | 公立認定こども園 | -      | -      | -      | 1      | 1      |
|                   | 法人立保育園   | 16     | 18     | 15     | 14     | 13     |
|                   | 認定こども園   | 28     | 26     | 24     | 25     | 25     |
|                   | 小規模保育事業所 | 2      | 1      | 1      | 1      | 1      |
|                   | 計        | 58     | 54     | 47     | 47     | 45     |
| 延べ<br>利用者数<br>(人) | 公立保育所    | 334    | 161    | 321    | 472    | 594    |
|                   | 公立認定こども園 | -      | -      | -      | 11     | 32     |
|                   | 法人立保育園   | 18,792 | 11,313 | 11,628 | 8,090  | 10,407 |
|                   | 認定こども園   | 22,717 | 13,696 | 25,996 | 16,721 | 24,837 |
|                   | 小規模保育事業所 | 250    | 152    | 63     | 118    | 288    |
|                   | 計        | 42,093 | 25,322 | 38,008 | 25,412 | 36,158 |

(資料：保育課)

### **③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後及び土曜日、長期休業期間に学校の余裕教室や保育園、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与える、子どもの健全な育成を図るもので、次のような支援活動を行っています。

| 活動内容  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定</li><li>・遊びの活動への意欲と態度の形成</li><li>・遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと</li><li>・放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡</li><li>・家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援</li><li>・その他放課後児童の健全育成上必要な活動</li></ul> |

本市では、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成を目的に、都城市放課後子ども総合プラン行動計画に基づき、拡充を図ってきました。その結果、令和6年4月現在、市内33か所の小学校区に対し、75か所で実施しています。運営形態としては、直営が4か所、委託が71か所となっています。令和6年5月1日現在、2,575人（1～3年生2,122人、4～6年生453人）が利用しており、令和元年度実績に比べ、約1.2倍の利用となっています。



### ■放課後児童クラブ施設・利用者数の状況

|       |           | 合計       | 直営    | 委託  |       |
|-------|-----------|----------|-------|-----|-------|
| 令和元年度 | 施設数（か所）   |          | 69    | 12  | 57    |
|       | 学年        | 1～3年生（人） | 1,860 | 320 | 1,540 |
|       |           | 4～6年生（人） | 297   | 23  | 274   |
|       | 利用者数合計（人） |          | 2,161 | 343 | 1,814 |
| 令和2年度 | 施設数（か所）   |          | 68    | 7   | 61    |
|       | 学年        | 1～3年生（人） | 1,914 | 142 | 1,772 |
|       |           | 4～6年生（人） | 363   | 17  | 346   |
|       | 利用者数合計（人） |          | 2,277 | 159 | 2,118 |
| 令和3年度 | 施設数（か所）   |          | 70    | 6   | 64    |
|       | 学年        | 1～3年生（人） | 1,934 | 113 | 1,821 |
|       |           | 4～6年生（人） | 378   | 20  | 358   |
|       | 利用者数合計（人） |          | 2,312 | 133 | 2,179 |
| 令和4年度 | 施設数（か所）   |          | 72    | 4   | 68    |
|       | 学年        | 1～3年生（人） | 1,996 | 69  | 1,927 |
|       |           | 4～6年生（人） | 386   | 19  | 367   |
|       | 利用者数合計（人） |          | 2,382 | 88  | 2,294 |
| 令和5年度 | 施設数（か所）   |          | 73    | 4   | 69    |
|       | 学年        | 1～3年生（人） | 2,061 | 61  | 2,000 |
|       |           | 4～6年生（人） | 479   | 22  | 457   |
|       | 利用者数合計（人） |          | 2,540 | 83  | 2,457 |
| 令和6年度 | 施設数（か所）   |          | 75    | 4   | 71    |
|       | 学年        | 1～3年生（人） | 2,122 | 57  | 2,065 |
|       |           | 4～6年生（人） | 453   | 14  | 439   |
|       | 利用者数合計（人） |          | 2,575 | 71  | 2,504 |

（資料：こども政策課、施設数：各年4月1日現在 利用者数：各年5月1日現在）

## ■放課後児童クラブの実施状況

|    | 小学校区 | 名称                 | 運営種別 | 住所             | 開設年(年) | 定員(人) | 登録者数(人) |
|----|------|--------------------|------|----------------|--------|-------|---------|
| 1  | 明道   | 明道フレンド児童クラブ        | 委託   | 八幡町 12-4       | H17    | 30    | 35      |
| 2  |      | 第2明道フレンド児童クラブ      | 委託   | 八幡町 12-4       | H30    | 30    | 35      |
| 3  | 南    | フレンドシップ・ハウス児童クラブ   | 委託   | 早鈴町 1583-3     | H14    | 40    | 45      |
| 4  |      | 南フレンドシップ児童クラブ      | 委託   | 姫城町 25-17      | H19    | 35    | 37      |
| 5  |      | 第2南フレンドシップ児童クラブ    | 委託   | 姫城町 25-17      | H28    | 35    | 33      |
| 6  |      | 早鈴フレンドシップ児童クラブ     | 委託   | 早鈴町 2-16       | H26    | 25    | 26      |
| 7  | 東    | 東小ひいらぎ児童クラブ1室      | 委託   | 上東町 11-20      | H10    | 35    | 32      |
| 8  |      | 東小ひいらぎ児童クラブ2室      | 委託   | 上東町 11-20      | H27    | 35    | 38      |
| 9  |      | 東小ひいらぎ児童クラブ3室      | 委託   | 中原町 19-9       | H29    | 40    | 23      |
| 10 | 上長飯  | たんぽぽ児童クラブ第1        | 委託   | 一万城町 12-2      | H17    | 40    | 40      |
| 11 |      | たんぽぽ児童クラブ第2        | 委託   | 一万城町 12-2      | H27    | 40    | 40      |
| 12 |      | たんぽぽ児童クラブ第3        | 委託   | 一万城町 13-7-1    | H30    | 40    | 40      |
| 13 |      | 上長飯エンゼル第1児童クラブ     | 委託   | 上長飯町 81-11-1   | H16    | 40    | 36      |
| 14 |      | 上長飯エンゼル第2児童クラブ     | 委託   | 上長飯町 81-11-1   | H21    | 40    | 40      |
| 15 |      | 上長飯認定こども園児童クラブ     | 委託   | 上長飯町 81-4      | H25    | 40    | 40      |
| 16 | 大王   | フォルケホイスコーレ児童クラブ大王  | 委託   | 大王町 20-1       | H31    | 40    | 46      |
| 17 |      | フォルケホイスコーレ児童クラブ大王2 | 委託   | 大王町 12-5       | R 4    | 40    | 42      |
| 18 |      | ひまわり児童クラブ          | 委託   | 大王町 14-2       | H29    | 25    | 28      |
| 29 |      | かたひら放課後児童クラブ       | 委託   | 志比田町 7182-1    | H31    | 40    | 23      |
| 20 | 祝吉   | 祝吉小放課後児童クラブ        | 委託   | 祝吉 3 丁目 14-1   | H14    | 40    | 58      |
| 21 |      | ラビキッズ児童クラブ         | 委託   | 栄町 4672-5      | H22    | 15    | 15      |
| 22 |      | ゆうわかいキッズハウス        | 委託   | 千町 4953-1      | H28    | 40    | 40      |
| 23 |      | 祝吉どんぐり児童クラブ        | 委託   | 郡元 2 丁目 21-8   | H30    | 40    | 44      |
| 24 |      | 第二祝吉どんぐり児童クラブ      | 委託   | 祝吉 3 丁目 5 番地 2 | R 3    | 40    | 45      |
| 25 |      | 放課後児童クラブゆうやけクラブ    | 委託   | 祝吉 3 丁目 14-1   | H30    | 40    | 44      |
| 26 |      | 祝吉小こどもクラブ          | 委託   | 祝吉 3 丁目 9-18   | H29    | 40    | 14      |
| 27 | 川東   | 第一川東小どんぐり児童クラブ     | 委託   | 下川東 2 丁目 3295  | H31    | 40    | 36      |
| 28 |      | 第二川東小どんぐり児童クラブ     | 委託   | 下川東 2 丁目 3295  | R 6    | 25    | 20      |
| 29 | 五十市  | 五十市小おひさまとはらっぱ児童クラブ | 委託   | 五十町 2242       | H14    | 40    | 45      |
| 30 |      | おひさまとはらっぱ児童クラブ第2   | 委託   | 五十市町 2447-14   | H28    | 30    | 36      |
| 31 |      | さつき児童クラブ           | 委託   | 都島町 1171       | H18    | 25    | 24      |
| 32 |      | 第2さつき児童クラブ         | 委託   | 都島町 1208-3     | R 6    | 25    | 23      |
| 33 |      | 放課後児童クラブのぼるくんち     | 委託   | 鷹尾 2 丁目 15-6   | H27    | 25    | 31      |
| 34 |      | 放課後児童クラブのぼるくんち第2   | 委託   | 鷹尾 2 丁目 15-6   | H30    | 10    | 16      |
| 35 | 今町   | 今町小さつき児童クラブ        | 委託   | 今町 8923        | H31    | 33    | 32      |
| 36 | 明和   | 五十市保育園放課後児童クラブ     | 委託   | 久保原町 28-10     | H19    | 40    | 48      |
| 37 |      | 五十市保育園第2放課後児童クラブ   | 委託   | 久保原町 29-4      | H28    | 45    | 52      |
| 38 |      | 明和小ひいらぎ児童クラブ       | 委託   | 久保原町 34-27     | H20    | 40    | 39      |
| 39 | 西    | 西小ひいらぎ児童クラブ        | 委託   | 簗原町 8240-3     | H20    | 30    | 37      |
| 40 |      | フォルケホイスコーレ児童クラブ都原  | 委託   | 都原町 37-2       | H16    | 35    | 19      |
| 41 |      | 放課後児童クラブみんなのおうち    | 委託   | 南横市町 4226-11   | H22    | 30    | 39      |
| 42 |      | にし幼稚園児童クラブ第1       | 委託   | 南横市町 3992-1    | H23    | 45    | 52      |
| 43 |      | にし幼稚園児童クラブ第2       | 委託   | 南横市町 3992-1    | H27    | 45    | 52      |
| 44 |      | もちおどんぐり児童クラブ       | 委託   | 南横市町 8312      | H29    | 39    | 33      |
| 45 | 沖水   | 沖水小こどもクラブ第1室       | 委託   | 太郎坊町 1973      | H12    | 40    | 40      |
| 46 |      | 沖水小こどもクラブ第2室       | 委託   | 太郎坊町 1973      | H19    | 40    | 41      |
| 47 |      | 沖水小こどもクラブ第3室       | 委託   | 太郎坊町 3517-3    | H28    | 40    | 40      |

|    | 小学校区      | 名称                  | 運営種別 | 住所             | 開設年(年) | 定員(人) | 登録者数(人) |
|----|-----------|---------------------|------|----------------|--------|-------|---------|
| 48 |           | 山野原保育園放課後児童クラブ      | 委託   | 太郎坊町 3149-1    | H18    | 35    | 19      |
| 49 |           | すぐすぐ沖水児童クラブ         | 委託   | 太郎坊町 2049-4    | R 3    | 25    | 26      |
| 50 | 志和池       | こじいの森・しわちクラブ        | 委託   | 上水流町 1624-1    | H28    | 36    | 39      |
| 51 |           | らいおんキッズ             | 委託   | 上水流町 1757-1    | R 4    | 40    | 44      |
| 52 | 丸野        | フォルケホイスコーレ児童クラブまるの  | 委託   | 野々美谷町 2948-3   | R 4    | 40    | 45      |
| 53 | 庄内        | ルンビニ児童クラブ           | 委託   | 庄内町 12468      | H20    | 30    | 21      |
| 54 | 菓子野       | 菓子野保育園児童クラブ         | 委託   | 菓子野町 9548-7    | H22    | 30    | 34      |
| 55 | 乙房        | 乙房こども園児童クラブ         | 委託   | 乙房町 323        | H19    | 40    | 79      |
| 56 |           | 乙房こども園第2児童クラブ       | 委託   | 乙房町 376-1      | H30    | 19    | 39      |
| 57 | 西岳<br>吉之元 | わかばの森のクラブ           | 委託   | 高野町 3090-2     | R 5    | 15    | 10      |
| 58 |           |                     |      |                |        |       |         |
| 59 | 安久        | こじいの森・やっさクラブ        | 委託   | 安久町 2546-1     | H19    | 36    | 45      |
| 60 |           | フォルケホイスコーレ児童クラブ早鈴若葉 | 委託   | 早鈴町 1932-2     | H31    | 40    | 44      |
| 61 | 富吉        | すぐすぐ第1児童クラブ         | 委託   | 山之口町富吉 1562-1  | H31    | 25    | 23      |
| 62 | 山之口<br>麓  | すぐすぐ第2児童クラブ         | 委託   | 山之口町花木 2552    | H31    | 35    | 38      |
| 63 |           |                     |      |                |        |       |         |
| 64 | 高城        | さかえ児童クラブ            | 委託   | 高城町穂満坊 2553-51 | H17    | 40    | 39      |
| 65 |           | フォルケホイスコーレ児童クラブ高城   | 委託   | 高城町穂満坊 20      | R 2    | 40    | 43      |
| 66 | 有水        | 有水小放課後児童クラブ         | 直営   | 高城町有水 3354-1   | H17    | 20    | 14      |
| 67 | 石山        | 石山小放課後児童クラブ         | 直営   | 高城町石山 1109-4   | H26    | 25    | 24      |
| 68 | 山田        | 山田小放課後児童クラブ         | 直営   | 山田町山田 3931     | H19    | 30    | 20      |
| 69 | 中霧島       | 谷頭児童館放課後児童クラブ       | 委託   | 山田町中霧島 3283-5  | H17    | 27    | 29      |
| 70 | 木之内川      | 木之内川内小放課後児童クラブ      | 直営   | 山田町山田 9350     | H18    | 30    | 13      |
| 71 | 高崎        | 高崎町放課後児童クラブあおぞら第1   | 委託   | 高崎町大牟田 1179-1  | H17    | 35    | 26      |
| 72 |           | 高崎町放課後児童クラブあおぞら第2   | 委託   | 高崎町大牟田 1179-1  | H27    | 35    | 26      |
| 73 |           | 高崎つくしつ子児童クラブ        | 委託   | 高崎町大牟田 1190-1  | H31    | 40    | 42      |
| 74 | 高崎麓       | 高崎麓小児童クラブ           | 委託   | 高崎町前田 2330     | H29    | 16    | 7       |
| 75 | 江平        | 江平つくしつ子児童クラブ        | 委託   | 高崎町江平 2340     | H30    | 25    | 26      |
|    |           |                     |      |                | 計      | 2,546 | 2,575   |

(資料：こども政策課、令和6年5月1日現在)

## ④子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事、育児疲れなどで一時的に養育することができない子どもを児童養護施設等で預かり、児童及び家庭への子育ての支援を図る事業です。宿泊を伴うショートステイに加え、令和5年度から平日の夜間帯（午後4時間から午後9時まで）に預かるトワイライトステイを開始しました。

市内には、本事業を行う施設が2か所あり、延べ利用者数をみると、令和元年度の39人から令和5年度は46人、延べ利用日数をみると、令和元年度の104日から令和5年度は137日と、ともに増加傾向となっています。

### ■子育て短期支援事業の利用状況

|                   |      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度   |
|-------------------|------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 延べ<br>利用者数<br>(人) | 2歳以上 | 25    | 9     | 26    | 34    | 29 (6)  |
|                   | 2歳未満 | 14    | 10    | 6     | 20    | 17 (1)  |
|                   | 計    | 39    | 19    | 32    | 54    | 46 (7)  |
| 延べ<br>利用日数<br>(日) | 2歳以上 | 54    | 34    | 73    | 76    | 73 (6)  |
|                   | 2歳未満 | 50    | 33    | 24    | 62    | 64 (1)  |
|                   | 計    | 104   | 67    | 97    | 138   | 137 (7) |

※令和5年度の（）内はトワイライトステイの利用者数と日数

(資料：こども政策課)

## ⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児相談、子育て支援情報の提供、養育環境の把握、必要なサービスの検討、連絡調整等を行う事業です。

### ■乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（母子保健推進員対応分）

|         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問件数（件） | 1,142 | 876   | 856   | 895   | 868   |
| 出生数（人）  | 1,339 | 1,293 | 1,268 | 1,170 | 1,130 |
| 訪問率（%）  | 85.3  | 67.7  | 67.5  | 76.5  | 76.8  |

(資料：こども家庭課)

## ⑥養育支援訪問事業

保護者の養育に対する支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、育児不安の解消や養育環境の改善等を行うための相談・支援を行う事業です。

### ■養育支援訪問事業の実施状況

|         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問件数（件） | 32    | 65    | 47    | 48    | 32    |

(資料：こども家庭課)

## ⑦子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた妊産婦及び子育て世帯に対して、支援員が居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。令和5年度から開始しています。

### ■子育て世帯訪問支援事業の実施状況

|         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 訪問件数（件） | —     | —     | —     | —     | 5     |

(資料：こども家庭課)

## ⑧地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

子育て支援センターは、主に就学前の保育サービス等を受けていない親子を対象とした支援施設で、市内には5か所設置されており、以下のような活動を行っています。

| 活動内容  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</li><li>・子育て等に関する相談・援助の実施</li><li>・地域の子育て関連情報の提供</li><li>・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</li></ul> |

### ■子育て支援センターの利用状況

|           | 令和元年度   | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 施設数（か所）   | 5       | 5      | 5      | 5      | 5      |
| 延べ利用人数（人） | 106,743 | 40,961 | 52,991 | 64,398 | 92,846 |

(資料：こども政策課)

### ■子育て支援センターの実施状況

| 名称                    | 所在地                       | 受託者            |
|-----------------------|---------------------------|----------------|
| 都城市子育て世代活動支援センター・ぶれぴか | 中町17街区19号                 | 社会福祉法人善隣館福祉会   |
| 都城市東部地域子育て支援センター・エンゼル | 上長飯町81号11番地1              | 社会福祉法人工エンゼル会   |
| 都城市山之口地域子育て支援センター     | 山之口町花木2630番地3             | 特定非営利活動法人りんごの木 |
| 都城市山田地域子育て支援センター      | 山田町山田4297番地1<br>(山田中央保育所) | 直営             |
| 都城市高崎地域子育て支援センター・たんぽぽ | 高崎町大牟田1249番地21            | 社会福祉法人鳴峰会      |

(資料：こども政策課、令和6年4月1日現在)

## ⑨一時預かり事業

一時預かり（一般型）は、就学前児童を、子育て支援拠点や保育所、幼稚園などで、平日一時的に家庭で保育することが困難な場合に利用できる制度です。幼稚園型は、幼稚園に在籍する満3歳以上を対象に、教育時間の前後又は長期休業日等に、通園する園において一時的に保育を実施する制度です。

### ■一時預かりの利用状況

|                   |      | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施施設数<br>(か所)     | 一般型  | 31      | 26      | 34      | 35      | 35      |
|                   | 幼稚園型 | 46      | 51      | 51      | 54      | 53      |
|                   | 計    | 77      | 77      | 85      | 89      | 88      |
| 延べ<br>利用者数<br>(人) | 一般型  | 8,023   | 4,589   | 7,138   | 5,122   | 5,406   |
|                   | 幼稚園型 | 208,068 | 172,634 | 181,266 | 177,985 | 184,094 |
|                   | 計    | 216,091 | 177,223 | 188,404 | 183,107 | 189,500 |

(資料：保育課)

## ⑩病児保育事業

保育所などに通う乳幼児や小学生が、体調不良などで集団保育等ができず、保護者も就労等により家庭で保育が行えない場合に、こどもを一時的に保育する事業です。病気中であっても、当面の症状の急変が認められず、医師が利用可能と判断した場合は預けることができる「病児保育」と、病気やケガの回復期にある児童を一時的に保育する「病後児保育」があります。

市内には、病児・病後児保育を行う施設が2か所、病後児保育を行う施設が2か所あります。延べ利用人数をみると、令和元年度の220人から、令和5年度は906人と大幅に増加しています。

また、病児保育施設の利用料について、令和5年10月から1回2,000円を限度に助成しています。

### ■病児保育事業の利用状況

|              |       | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設数※<br>(か所) | 病後児保育 | 3     | 2     | 2     | 2     | 2     |
|              | 病児保育  | 1     | 1     | 2     | 2     | 2     |
|              | 計     | 4     | 3     | 4     | 4     | 4     |
| 延べ利用者数※(人)   | 220   | 206   | 495   | 553   | 906   |       |

※企業主導型保育事業施設については、施設数に含み、延べ利用者数には含まない。  
(資料：こども政策課)

## **⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**

育児等の援助を受けたい人（利用会員）と、育児等の援助を行いたい人（援助会員）が会員になってお互いに助け合う仕組みとなっており、保護者の急用や病気で困ったとき、保育施設や習い事への送迎など様々な機会に利用できます。援助活動は利用会員と援助会員が事前に十分な打合せを行い、両者合意の上で行われます。ファミリー・サポート・センターは、会員間の連絡調整を行う機関であり、援助会員になるための研修も実施しています。援助活動の内容は、保育施設等までの送迎や子どもの一時的な預かりなどとなっています。

令和5年度は、会員数は合計1,325人、年間の活動件数は6,467件となっています。

### **■子育て援助活動支援事業の実施状況**

|            |       | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 活動件数（件）    |       | 4,356 | 5,573 | 6,392 | 6,868 | 6,467 |
| 会員数<br>(人) | 利用会員数 | 802   | 827   | 907   | 954   | 1,044 |
|            | 援助会員数 | 214   | 221   | 167   | 193   | 221   |
|            | 両方会員数 | 84    | 76    | 71    | 69    | 60    |
|            | 計     | 1,100 | 1,124 | 1,145 | 1,216 | 1,325 |

（資料：こども政策課）

## **⑫妊婦健康診査事業**

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため、国が示す健診項目を対象として、令和5年度から妊婦健康診査の費用を完全無料化しています。

### **■妊婦健康診査事業の実施状況**

（単位：件）

|            |  | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|
| 妊婦届出数      |  | 1,331  | 1,283  | 1,201  | 1,135  | 1,054  |
| 1回目妊婦健診    |  | 1,279  | 1,278  | 1,171  | 1,117  | 1,029  |
| 2～14回目妊婦健診 |  | 14,301 | 14,092 | 13,086 | 11,037 | 11,844 |

（資料：こども家庭課）

### **⑬実費徴収に係る補足給付事業**

保護者の世帯所得等の状況により、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具、教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### **■実費徴収に係る補足給付補助対象者数**

(単位：人)

|          | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 給食費      | 0     | 1     | 0     | 0     | 0     |
| 教材費・行事費等 | 12    | 13    | 10    | 5     | 12    |

(資料：保育課)

### **⑭多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

地域の教育・保育需要に沿った特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本市では、令和元年度より、特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れる場合の補助について、取り組んでいます。

#### **■多様な事業者の参入促進・能力活用事業における障がい児保育の実施状況の推移**

|                 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施施設数（か所）       | 3     | 1     | 5     | 10    | 5     | 5     |
| 市の補助による対象児童数（人） | 3     | 3     | 10    | 10    | 11    | 14    |

(資料：保育課、各年4月1日時点)

## (4) 児童手当の支給状況

児童手当とは、家庭等での生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的として、中学校修了前までの児童の養育者に支給されるものです。

令和5年度の児童手当の支給対象延べ人数は235,594人、支給総額26億6,884万円となっています。

### ■児童手当の対象者児童数及び支給額

|             | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和3年度  | 令和4年度     | 令和5年度     |  |
|-------------|-----------|-----------|--|-----------|-----------|--|
| 支給対象延べ人数（人） | 252,416   | 249,629   | 246,262  | 239,601   | 235,594   |  |
| 支給総額（千円）    | 2,855,065 | 2,816,215 | 2,784,220  | 2,724,455 | 2,668,840 |  |
| 概要          | ①所得制限額未満  |           | <ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満（一律）15,000円</li><li>・3歳～小学校修了前<br/>第1・2子 10,000円<br/>第3子以降 15,000円</li><li>・中学校修了前（一律）10,000円</li></ul> |           |           |  |
|             | ②所得制限額以上  |           | 5,000円   |           |           |  |

(資料：こども政策課)

### ■令和6年度から改正となった児童手当の概要

| 項目                | 現行                                     | 改正後                             |
|-------------------|--|---------------------------------|
| 支給対象児童            | 中学校卒業程度（15歳の年度末）まで                     | 高校卒業程度（18歳の年度末）まで               |
| 所得制限              | ・所得制限以上で特例支給（月額5,000円）<br>・所得上限以上で支給なし | 所得制限 なし                         |
| 第3子以降加算額          | 月額15,000円                              | 月額30,000円                       |
| 第3子以降加算<br>カウント方法 | 高校卒業程度（18歳の年度末）までのことをカウント              | 4年制大学卒業程度（22歳の年度末）までのことをカウント    |
| 支給月               | 4か月ごとに支給（6月・10月・2月）                    | 2か月ごとに支給（偶数月）<br>※初年度支給は令和6年12月 |

(資料：こども政策課)

## (5) その他の子育て支援環境

### ①児童館・児童センター

こどもに健全な遊ぶ機会を与え、その遊びを通して情操や感性を育み、知的能力の形成、体力・健康の増進、社会性の発達など、将来の心豊かな人間性の基礎が培われることを目的に、児童館・児童センターを設置しています。

#### ■児童館・児童センター利用状況

|           | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設数（か所）   | 13     | 13     | 13     | 13     | 13     |
| 延べ利用人数（人） | 68,019 | 41,894 | 47,334 | 44,519 | 56,179 |

(資料：こども政策課、民設除く)

#### ■児童館・児童センターの実施状況

| 施設名            | 設立年   | 所在地           | 管理者                  |
|----------------|-------|---------------|----------------------|
| 都城市梅北児童館       | 昭和40年 | 梅北町6302番地1    | NPO法人子育てネットおひさまとはらっぱ |
| 都城市安久児童館       | 昭和40年 | 安久町2546番地1    | NPO法人こじいの森・こどもの時間    |
| 都城市鷹尾児童館       | 昭和50年 | 南鷹尾町26街区13号   | 社会福祉法人相愛会            |
| 都城市太郎坊児童館      | 昭和51年 | 太郎坊町1756番地    | 直営                   |
| 都城市高木児童館       | 昭和53年 | 高木町4461番地     | 直営                   |
| 都城市下水流児童館      | 昭和55年 | 下水流町3252番地2   | NPO法人桜ます             |
| 神柱児童センター       | 昭和54年 | 中原町40街区10号    | 社会福祉法人スマーリング・パーク     |
| 都原児童センター       | 平成16年 | 都原町37番地2      | 社会福祉法人スマーリング・パーク     |
| 都城市桜木児童館       | 昭和41年 | 高城町桜木2102番地1  | 直営                   |
| 都城市石山児童館       | 昭和41年 | 高城町石山1109番地4  | 直営                   |
| 都城市高城児童館       | 平成15年 | 高城町穂満坊20番地    | 社会福祉法人スマーリング・パーク     |
| 都城市山田谷頭児童館     | 平成13年 | 山田町中霧島3283番地5 | 社会福祉法人都城市社会福祉協議会     |
| 都城市山田中央児童館     | 平成14年 | 山田町山田4297番地1  | 直営                   |
| 上長飯エンゼル児童館（民設） | 平成14年 | 上長飯町81号4番地    | 社会福祉法人エンゼル会          |

(資料：こども政策課、令和6年4月1日現在)

## ②放課後子ども教室

子どもの安全・安心な居場所づくりのため、放課後や週末に小学校の余裕教室や地区公民館などを活用し、子どもたちに勉強やスポーツのほか、地域との交流活動などの機会を提供しています。

### ■放課後子ども教室利用状況

|           | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施箇所数（か所） | 9     | 9     | 9     | 9     | 9     |
| 登録生徒数（人）  | 220   | 219   | 196   | 223   | 225   |

(資料：生涯学習課)

### ■放課後子ども教室の実施状況

| 地区<br>学校名 | 教室名          | 主な<br>開催場所    | 開催曜日          | 登録生徒数（人）  |           |           |           |           |
|-----------|--------------|---------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|           |              |               |               | 令和元<br>年度 | 令和2<br>年度 | 令和3<br>年度 | 令和4<br>年度 | 令和5<br>年度 |
| 姫城地区      | 姫キッズ夢クラブ     | 姫城地区公民館       | 月・水           | 20        | 23        | 17        | 25        | 22        |
| 祝吉地区      | 子どもふれあい教室    | 祝吉地区公民館       | 火・水・<br>第一土曜日 | 40        | 41        | 45        | 43        | 43        |
| 上長飯小      | 上小スマイルふれんどA  | 上長飯小体育館       | 月・水           | 34        | 39        | 35        | 37        | 30        |
| 上長飯小      | 上小スマイルふれんどB  | 上長飯小体育館       | 火・金           | 23        | 19        | 13        | 25        | 27        |
| 沖水小       | 沖水小なかよしチルドレン | 沖水地区公民館       | 月・水           | 27        | 35        | 27        | 36        | 48        |
| 吉之元小      | 元気っ子クラブ      | 吉之元小学校        | 月～金           | 15        | 14        | 15        | 13        | 10        |
| 夏尾小       | 夏尾小学校        | 夏尾小学校         | 月～金           | 22        | 16        | 22        | 27        | 28        |
| 西岳小       | 岳ん子クラブ       | 西岳小学校         | 月～金           | 26        | 20        | 20        | 13        | 10        |
| 繩瀬小       | 繩瀬小放課後子ども教室  | 繩瀬活性化セン<br>ター | 月～金           | 13        | 12        | 2         | 4         | 7         |
| 登録生徒数 計   |              |               |               | 220       | 219       | 196       | 223       | 225       |
| 施設数（か所）   |              |               |               | 9         | 9         | 9         | 9         | 9         |

(資料：生涯学習課)

### **③子ども医療費助成（令和元年度まで「乳幼児医療費助成」として実施）**

子どもの福祉の向上と健全な発育を促進させることを目的に、中学生までの児童を対象として、令和5年度から入院・調剤に通院も含め、保険適用内の自己負担額を完全無料化しています。

#### **■子ども医療費助成の実施状況**

|             |       | 令和元年度   | 令和2年度                             | 令和3年度                             | 令和4年度                             | 令和5年度   |
|-------------|-------|---------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------|
| 助成対象延べ人数（人） |       | 181,261 | 235,903                           | 275,992                           | 285,166                           | 349,586 |
| 助成総額（千円）    |       | 319,820 | 438,886                           | 517,238                           | 531,123                           | 696,554 |
| 制度の概要       | 未就学児  | 無料      | 無料                                | 無料                                | 無料                                | 無料      |
|             | 小・中学生 | 助成なし    | 入院：無料<br>通院：1医療機関ごと 200円<br>調剤：無料 | 入院：無料<br>通院：1医療機関ごと 200円<br>調剤：無料 | 入院：無料<br>通院：1医療機関ごと 200円<br>調剤：無料 | 無料      |

(資料：こども政策課)

## **(6) 児童虐待の状況**

### **①児童虐待相談**

本市で把握している新規の相談処理件数は、令和元年度の 178 件から減少が続いていましたが、令和5年度は増加し、180 件となっています。要保護児童等として把握している数も増加しており、その対応についてより一層の体制整備が求められています。

#### **■児童虐待相談の新規受理件数**

(単位：件)

|              | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童虐待相談新規受理件数 | 178   | 174   | 113   | 103   | 180   |

(資料：こども家庭課)

## ②児童家庭相談

子どもに関する様々な問題に対し、子どもの状況を把握し、最適な援助につなげるための児童家庭相談の内訳は、経路として「市町村（保健センターや福祉部門、転入元市町村などからの引継ぎや相談の件数）」が多くなっていますが、近年は「都道府県（児童相談所など）」や「学校」、「家族・親戚」からも増加傾向となっています。

### ■児童家庭相談の新規受理件数

(単位：件)

|    |                    | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 経路 | 都道府県               | 26    | 53    | 62    | 57    | 75    |
|    | 市町村                | 93    | 84    | 60    | 48    | 167   |
|    | 児童福祉施設・指定医療機関      | 31    | 15    | 13    | 3     | 8     |
|    | 認定こども園             | 34    | 32    | 2     | 10    | 18    |
|    | 警察等                | 2     | 5     | 1     | 4     | 2     |
|    | 保健所及び医療機関          | 8     | 5     | 1     | 2     | 6     |
|    | 学校等                | 112   | 71    | 43    | 32    | 70    |
|    | 里親                 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|    | 児童委員               | 5     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|    | 家族・親戚              | 27    | 23    | 14    | 24    | 61    |
|    | 近隣・知人              | 6     | 10    | 5     | 15    | 5     |
|    | 児童本人               | 0     | 1     | 0     | 0     | 0     |
| 種別 | その他                | 15    | 21    | 20    | 7     | 33    |
|    | 養護相談<br>(児童虐待相談含む) | 186   | 180   | 116   | 111   | 233   |
|    | 保健相談               | 7     | 14    | 6     | 10    | 17    |
|    | 障がい相談              | 3     | 6     | 2     | 2     | 2     |
|    | 非行相談               | 0     | 0     | 1     | 0     | 3     |
|    | 育成相談               | 38    | 36    | 29    | 23    | 55    |
|    | その他                | 125   | 84    | 67    | 56    | 135   |

(資料：こども家庭課)

## (7) 公的扶助等の状況

### ①生活保護世帯数の推移

令和5年3月31日現在の被保護世帯数は1,336世帯、被保護世帯人員1,607人のうち、子どもの割合は6.4%（103人）となっています。また、保護率は10.1%となっており、近年は横ばい傾向にあります。

#### ■被保護世帯数の推移

|                              |                        | 令和元年度  | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |     |
|------------------------------|------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 世帯数（世帯）                      |                        | 1,359  | 1,395 | 1,357 | 1,323 | 1,336 |     |
| 被保護世帯人員 A                    |                        | 1,679  | 1,745 | 1,669 | 1,607 | 1,607 |     |
| 市保護率（‰）                      |                        | 10.9   | 10.9  | 10.5  | 10.1  | 10.1  |     |
| 県保護率（‰）                      |                        | 16.4   | 16.6  | 16.5  | 16.1  | 16.0  |     |
| 被保護世帯の<br>こども<br>(18歳<br>未満) | 年齢別<br>被保護<br>世帯人<br>員 | 0～2歳   | 16    | 16    | 6     | 1     | 4   |
|                              |                        | 3～5歳   | 14    | 14    | 13    | 11    | 11  |
|                              |                        | 6～11歳  | 47    | 47    | 39    | 31    | 35  |
|                              |                        | 12～14歳 | 25    | 25    | 27    | 24    | 28  |
|                              |                        | 15～17歳 | 45    | 45    | 36    | 31    | 25  |
|                              |                        | 計 B    | 147   | 147   | 121   | 98    | 103 |
|                              | 子どもの割合 B/A (%)         |        | 8.4   | 8.4   | 7.2   | 6.0   | 6.4 |

(資料：保護課)

#### ■世帯類型別被保護世帯数

|           | 高齢者   | 母子   | 障がい者 | 傷病者  | その他   | 計     |
|-----------|-------|------|------|------|-------|-------|
| 令和元年（世帯）A | 728   | 46   | 162  | 165  | 258   | 1,359 |
| 令和2年（世帯）  | 692   | 50   | 148  | 152  | 353   | 1,395 |
| 令和3年（世帯）  | 793   | 43   | 128  | 128  | 265   | 1,357 |
| 令和4年（世帯）  | 775   | 39   | 123  | 124  | 262   | 1,323 |
| 令和5年（世帯）B | 757   | 40   | 131  | 133  | 275   | 1,336 |
| 伸び率（%）B/A | 103.9 | 86.9 | 80.8 | 80.6 | 106.5 | 98.3  |

(資料：保護課)

## ②ひとり親家庭の状況

令和2年のひとり親世帯は1,630世帯（うち母子世帯1,481世帯、父子世帯149世帯）となっており、平成27年と比較して、ひとり親世帯数、20歳未満の世帯員がいる一般世帯に占める割合のいずれも減少しています。

### ■ひとり親世帯の推移

(単位:世帯、%)

|            | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年  |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 母子世帯       | 1,519 | 1,644 | 1,629 | 1,481 |
| 父子世帯       | 195   | 169   | 150   | 149   |
| 合計         | 1,714 | 1,813 | 1,779 | 1,630 |
| ひとり親世帯の割合※ | 9.3   | 10.3  | 10.8  | 10.6  |

※ひとり親世帯の割合：20歳未満の世帯員がいる一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合

(資料：国勢調査)

## ③就学援助を受けている児童

令和5年度の公立小学校の児童数9,125人のうち、893人が就学援助を受けている児童となっています。また、令和5年度の公立中学校の生徒数4,605人のうち、702人が就学援助を受けている生徒となっています。

### ■公立小・中学校の児童生徒数の推移

(単位:人)

|     | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 9,508  | 9,443  | 9,335  | 9,248  | 9,125  |
| 中学校 | 4,473  | 4,519  | 4,618  | 4,602  | 4,605  |
| 合計  | 13,945 | 13,962 | 13,953 | 13,850 | 13,730 |

(資料：学校教育課 各年5月1日現在)

### ■要保護及び準要保護児童生徒数の推移

(単位:人)

|             |     | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  | 令和5年  |
|-------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要保護児童・生徒数A  | 小学校 | 36    | 39    | 32    | 29    | 35    |
|             | 中学校 | 26    | 18    | 16    | 19    | 23    |
|             | 計   | 62    | 58    | 48    | 48    | 58    |
| 準要保護児童・生徒数B | 小学校 | 1,014 | 945   | 927   | 912   | 858   |
|             | 中学校 | 598   | 574   | 600   | 632   | 679   |
|             | 計   | 1,612 | 1,519 | 1,527 | 1,544 | 1,537 |
| 合計A+B       | 小学校 | 1,050 | 984   | 959   | 941   | 893   |
|             | 中学校 | 624   | 592   | 616   | 652   | 702   |
|             | 計   | 1,674 | 1,576 | 1,575 | 1,593 | 1,595 |

(資料：学校教育課 各年7月1日現在)

#### **④児童扶養手当の受給状況**

令和5年度の児童扶養手当受給者は、1,895人（うち母子家庭1,774人、父子家庭120人、その他（養育者）1人）となっており、毎年減少しています。

##### ■受給状況の推移

(単位：人)

|          | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 母子家庭     | 1,962 | 1,934 | 1,871 | 1,802 | 1,774 |
| 一部支給     | 798   | 840   | 868   | 847   | 827   |
| 全部支給     | 1,164 | 1,094 | 1,003 | 955   | 947   |
| 父子家庭     | 146   | 143   | 142   | 131   | 120   |
| 一部支給     | 100   | 97    | 103   | 88    | 80    |
| 全部支給     | 46    | 46    | 39    | 43    | 40    |
| その他（養育者） | 10    | 9     | 7     | 3     | 1     |
| 一部支給     | 8     | 6     | 3     | 2     | 1     |
| 全部支給     | 2     | 3     | 4     | 1     | 0     |
| 合計       | 2,118 | 2,086 | 2,020 | 1,936 | 1,895 |
| 一部支給     | 906   | 943   | 974   | 937   | 908   |
| 全部支給     | 1,212 | 1,143 | 1,046 | 999   | 987   |

(資料：こども政策課)

#### **⑤ひとり親家庭等医療費(母子及び父子家庭医療費)助成の状況**

令和5年度のひとり親家庭等医療費助成の資格者数は4,493人、助成件数は53,923件となっており、令和4年度と比較して資格者は419人の減少、助成件数は6,290件の増加となっています。

##### ■助成状況の推移

|         | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 資格者数（人） | 6,333  | 5,501  | 5,384  | 4,912  | 4,493  |
| 助成件数（件） | 15,099 | 48,023 | 43,954 | 47,633 | 53,923 |

(資料：こども政策課)

## **⑥母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付の状況**

令和5年度の母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付の件数は20件となっており、令和4年度より1件減少しています。

### ■貸付状況の推移

|         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 貸付件数（件） | 52    | 30    | 20    | 21    | 20    |

(資料：こども政策課)

## **⑦自立支援教育訓練給付金の支給状況**

令和5年度の自立支援教育訓練給付金の支給はありませんでした。

### ■給付状況の推移

|         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 給付件数（件） | 1     | 3     | 6     | 1     | 0     |

(資料：こども政策課)

## **⑧高等職業訓練促進給付金等事業の支給状況**

令和5年度の高等職業訓練促進給付金の給付件数は19件（うち非課税世帯16件、課税世帯3件）、令和5年度の高等職業訓練修了支援給付金の受給件数は6件（うち非課税世帯2件、課税世帯4件）となっており、令和4年度と比較してほぼ横ばいとなっています。

### ■高等職業訓練促進給付金の推移

(単位:件)

|       | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 非課税世帯 | 11    | 15    | 16    | 13    | 16    |
| 課税世帯  | 3     | 5     | 6     | 5     | 3     |
| 計     | 14    | 20    | 22    | 18    | 19    |

(資料：こども政策課)

### ■高等職業訓練修了支援給付金の推移

(単位:件)

|       | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 非課税世帯 | 2     | 4     | 3     | 6     | 2     |
| 課税世帯  | 1     | 0     | 2     | 0     | 4     |
| 計     | 3     | 4     | 5     | 6     | 6     |

(資料：こども政策課)

## ⑨奨学金制度の利用状況

都城市奨学金については、令和3年度の新規貸付を最後に、公益財団法人都城育英会の奨学金制度に一元化を行ったため、令和4年度以降の新規貸付件数は0件となっています。また、令和5年度の公益財団法人都城育英会の奨学金の新規貸付件数は15件となっています。

### ■都城市奨学金の推移

(単位:件)

|            | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 奨学金（高校生向け） | 6     | 2     | 3     | 2     | 2     |
| 新規貸付件数     | 1     | 0     | 3     | 0     | 0     |
| 継続貸付件数     | 5     | 2     | 0     | 2     | 2     |
| 奨学金（大学生向け） | 19    | 10    | 15    | 10    | 8     |
| 新規貸付件数     | 6     | 2     | 7     | 0     | 0     |
| 継続貸付件数     | 13    | 8     | 8     | 10    | 8     |

(資料:学校教育課)

### ■公益財団法人都城育英会奨学金の推移

(単位:件)

|        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 新規貸付件数 | 23    | 18    | 16    | 21    | 15    |
| 継続貸付件数 | 90    | 81    | 56    | 42    | 44    |

(資料:公益財団法人都城育英会)

## ⑩放課後児童クラブの利用者及び利用料免除の状況

令和5年度の放課後児童クラブの利用者数は2,540人、そのうち利用料免除者は358人となり、割合は14.1%となっています。

### ■利用料免除者の推移

(単位:人)

|       | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者   | 2,161 | 2,277 | 2,312 | 2,382 | 2,540 |
| うち免除者 | 356   | 440   | 393   | 363   | 358   |
| 割合(%) | 16.5  | 19.3  | 17.0  | 15.2  | 14.1  |

(資料:こども政策課)

## ⑪男女共同参画センター相談の状況

令和5年度の男女共同参画センターの相談件数は946件で、令和4年度と比較して86件増加しています。

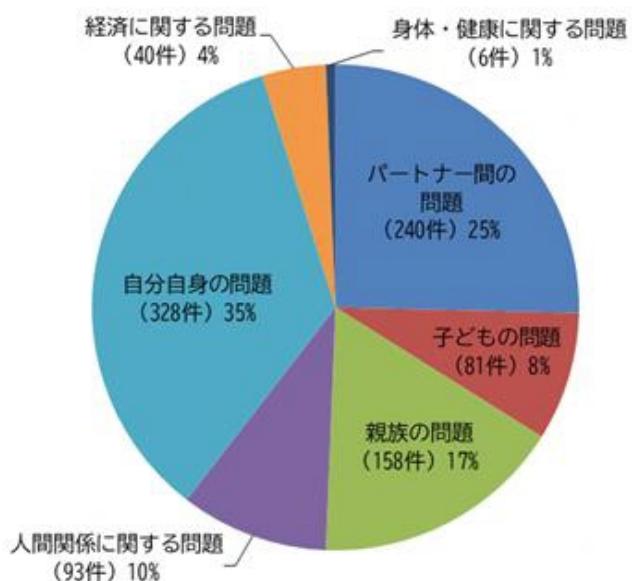
### ■相談件数の推移

|         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数（件） | 795   | 866   | 715   | 860   | 946   |

(資料：地域振興課)

### ■相談内容の割合

令和5年度 計946件



## (8) 子どもの育ちの状況

### ①妊娠週数別の妊娠届出数の推移

妊娠初期に妊娠届出を行う人はほぼ横ばいであり、依然として妊娠 28 週以降に妊娠届出を行う人もあり、妊婦健診の受診機会が少なくなるなど、十分な母子の健康管理がなされていないことが懸念されます。

#### ■妊娠週数別届出数の推移

(単位：%)

|           | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 満 11 週以内  | 1,222 | 1,206 | 1,116 | 1,028 | 985   |
| 満 12～19 週 | 84    | 62    | 64    | 93    | 58    |
| 満 20～27 週 | 15    | 10    | 14    | 9     | 4     |
| 満 28 週以上  | 2     | 2     | 6     | 5     | 5     |
| 不詳        | 6     | 2     | 1     | 0     | 2     |
| 分娩後       | 2     | 1     | 0     | 0     | 0     |

(資料：こども家庭課)

### ②母の年齢階級別出生数と低体重児出生数の推移

全体の出生数は減少していますが、出生者のうち低体重児の出生割合は横ばいとなっています。出産年齢の高齢化や低体重児の出生数は、年度により多少の増減はありますが、全国的な傾向と同様の状況です。

#### ■母の年齢階級別出生数の推移

(単位：人)

|           | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 15 歳～19 歳 | 28       | 25    | 27    | 26    | 7     |
| 20 歳～24 歳 | 166      | 163   | 151   | 157   | 146   |
| 25 歳～29 歳 | 364      | 379   | 371   | 347   | 343   |
| 30 歳～34 歳 | 512      | 430   | 462   | 384   | 400   |
| 35 歳～39 歳 | 256      | 276   | 233   | 247   | 217   |
| 40 歳～44 歳 | 37       | 64    | 47    | 79    | 54    |
| 45 歳以上    | 2        | 1     | 0     | 2     | 0     |
| 合計        | 1,365    | 1,338 | 1,291 | 1,242 | 1,167 |

(資料：宮崎県衛生統計年報、令和6年5月公表分まで)

#### ■低体重児出生者数と出生者総数に占める割合の推移

|            | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 低体重児出生数（人） | 34       | 41    | 33    | 28    | 31    |
| 割合（%）      | 2.4      | 3.0   | 2.5   | 2.2   | 2.6   |

(資料：宮崎県衛生統計年報、令和6年5月公表分まで)

### ③児童福祉サービス（障害児通所支援）利用の状況

児童発達支援事業の事業所数、請求件数は年々増加傾向にあります。幼児健診やフォローワー学級の中で、子どもの発達に関する相談が急増しており、適切な時期に支援を開始することが大切です。

保育所等訪問支援事業の事業所数は、僅かではありますが年々増加しています。保育所等での子どもの様子を実際に確認することで、子どもの適切な支援につながります。

放課後等デイサービスの事業所数、請求件数は年々増加しています。学校以外の場で学習や余暇活動など、自分のペースに合わせて様々な経験を積むことができます。施設の特徴や形態は多岐にわたるため、子どもの障がいの程度や特徴に合わせたサービスの提供が必要です。

#### ■児童発達支援の推移

|          | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数（か所） | 16    | 19    | 22    | 23    | 29    |
| 請求件数（件）  | 2,851 | 2,948 | 3,245 | 3,742 | 4,403 |

(資料：障がい福祉課)

#### ■保育所等訪問支援の推移

|          | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数（か所） | 8     | 10    | 12    | 12    | 15    |
| 請求件数（件）  | 519   | 496   | 532   | 624   | 910   |

(資料：障がい福祉課)

#### ■放課後等デイサービスの推移

|          | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度  |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 事業所数（か所） | 24    | 27    | 33    | 35    | 44     |
| 請求件数（件）  | 6,208 | 7,211 | 8,294 | 9,247 | 10,142 |

(資料：障がい福祉課)

### ④こども発達センター（きらきら）利用の状況

都城市こども発達センターの診察件数は年々増加している状況です。親が感じる育てにくさには、子どもの心身状態や発達の偏り、疾病によるもの、家族や地域など親子をとりまく環境、支援不足によるものなど多くの要素を含んでいます。適切な保健指導はもちろん、親子の状況に応じた福祉サービスへつないでいくことも重要です。

#### ■こども発達センターの利用状況

|        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 診察件数   | 283   | 352   | 422   | 443   | 516   |
| うち初診件数 | 53    | 102   | 106   | 108   | 146   |

(資料：こども家庭課)

## (9) 若者をとりまく状況

### ①不良行為少年の補導状況

令和5年の補導件数は140件で令和4年の112件と比較して増加しています。

補導内訳では、深夜はいかい、喫煙がほとんどを占めており、そのほか飲酒の割合が比較的高くなっています。

※不良行為少年とは、飲酒、喫煙、家出等を行って警察に補導された20歳未満の人を言います。

#### ■補導件数の推移

(単位：件)

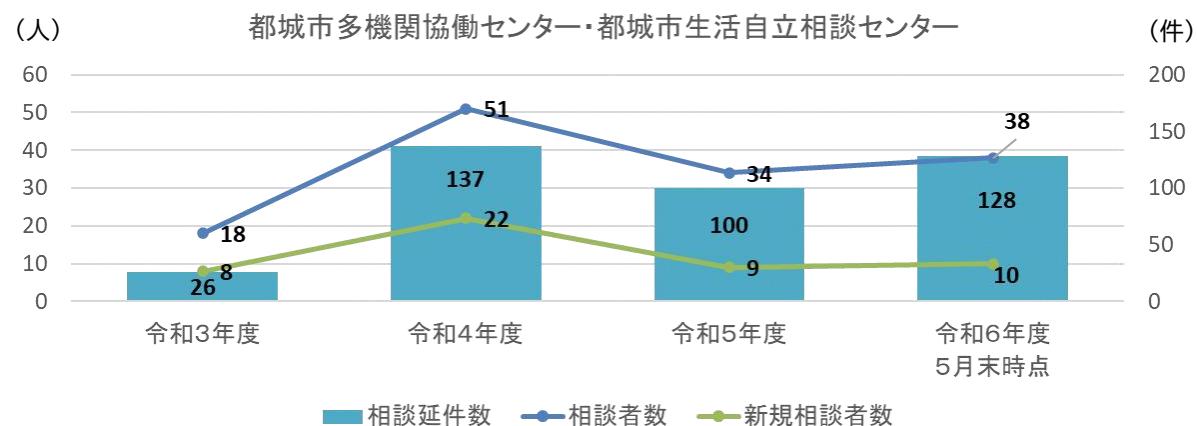
| 年    | 全体数 |     |     |     |      |     |     |
|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
|      |     | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 他の学生 | 有職者 | 無職者 |
| 令和元年 | 114 | -   | 13  | 32  | 7    | 45  | 17  |
| 令和2年 | 137 | 1   | 7   | 24  | 11   | 63  | 31  |
| 令和3年 | 111 | 1   | 11  | 29  | 11   | 35  | 24  |
| 令和4年 | 112 | -   | 14  | 40  | 5    | 34  | 19  |
| 令和5年 | 140 | 1   | 6   | 33  | 13   | 57  | 30  |

(資料：都城警察署)

### ②生活困窮者自立相談支援事業の状況

本市では都城市生活自立相談センターを開設し、ひきこもりの状況にある人やその家族に対する相談支援を実施しています。また、生活に困窮する人に対し、就労支援や家計支援、住まいの支援等を実施しながら、生活保護に至る前の段階で自立に向けた総合的な支援を行っています。

#### ■ひきこもり相談件数の推移（都城市多機関協働センター・都城市生活自立相談センター）



### 3. 市民や子どもからの意見・ニーズ

#### (Ⅰ) 各種調査の概要

本計画の策定にあたり、子育て世帯や子どもたちが、普段どのように生活を送っているのかや、子育てをするうえでどのようなことを望んでいるのかを把握するために、2種類のアンケート調査を実施しました。

また、子ども大綱にて子ども・若者たち自身の意見を聴取し、それを計画に反映することも求められていることから、市内に住む小学生～若者世代に向けて、広く意見を聞くWEBフォームの開設と、ワークショップを実施することで様々な子どもたちの意見を収集しました。なお、各種調査の概要については以下の通りです。

##### ①ニーズ調査

|        | 未就学児保護者調査                                  | 就学児保護者調査                                   |
|--------|--|--|
| 調査対象者  | 市内在住の未就学児（0～5歳）の保護者から無作為抽出をした2,000人を対象に実施  | 市内在住の小学生（6～11歳）の保護者全員                      |
| 調査期間   | 令和6年1月29日（月）～2月12日（月）<br>※予備回収期間：～2月20日（火） | 令和6年1月29日（月）～2月12日（月）<br>※予備回収期間：～2月20日（火） |
| 調査方法   | WEB回答方式                                    | WEB回答方式                                    |
| 配布数    | 2,000件                                     | 9,185件                                     |
| 回収数（率） | 843件（42.2%）                                | 1,588件（17.3%）                              |

##### ②生活状況調査

|        | 保護者調査                                      | 小中学生調査                                     |
|--------|--|--|
| 調査対象者  | 市内の小学5年生及び中学2年生の保護者全員                      | 市内の小学5年生及び中学2年生全員                          |
| 調査期間   | 令和6年1月29日（月）～2月12日（月）<br>※予備回収期間：～2月20日（火） | 令和6年1月29日（月）～2月12日（月）<br>※予備回収期間：～2月20日（火） |
| 調査方法   | WEB回答方式                                    | WEB回答方式                                    |
| 配布数    | 3,141件                                     | 3,141件                                     |
| 回収数（率） | 1,934件（61.6%）                              | 2,371件（75.5%）                              |

### ③WEBアンケート

※P138に結果概要掲載

| Web アンケート調査 |   |
|-------------|---|
| 調査対象者       | 市内の小学生中・高学年、中学生、高校生以上（～39歳まで）<br>※支援学校なども含む                                     |
| 調査期間        | 令和6年6月28日（金）～7月19日（金）   |
| 調査方法        | WEB回答方式   |
| 回収数         | 小学生中学年：2,598件<br>小学生高学年：2,639件<br>中学生：3,942件<br>高校生以上（支援学校含む）：758件<br>合計：9,937件 |

### ④ワークショップ<sup>°</sup>

※P145に結果概要掲載

| ワークショップ |   |
|---------|---|
| 対象者     | ①高校生以上の部 高校生以上から概ね39歳まで<br>②小中学生の部 小学3年生から6年生、中学1年生から3年生まで      |
| 開催日時    | 令和6年8月3日（土）<br>①10時から12時まで ②14時から16時まで                          |
| 開催場所    | 都城市ウエルネス交流プラザ 茶霧茶霧ギャラリー   |
| テーマ     | ①ずっと住み続けたいまちにするために、若者が住みたい都城とは？<br>②もっとこんな居場所があったらうれしい！みんなの居場所！ |
| 参加者数    | ①高校3年生の4名<br>②小学3年生から中学3年生までの60名                                |

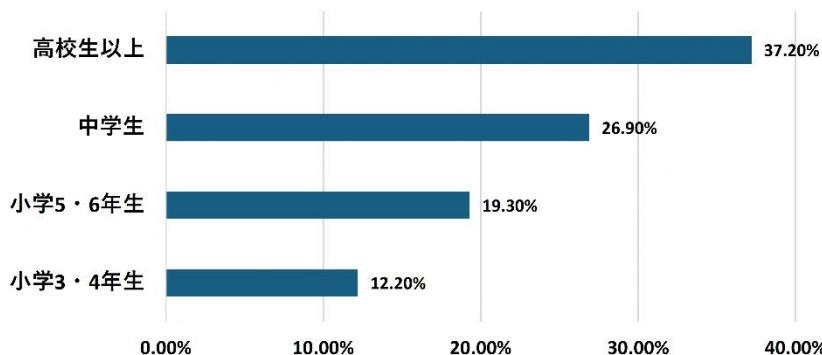
## (2) 各種調査から見えた市民や子どもの意見・ニーズ

### ①「子どもの権利」に関する意見・ニーズ

・WEBアンケートの結果からは、自分の「意見を表明する権利」があることを知っているかをたずねた質問において、年齢が上がるにつれて、その知識があることがわかりました。今後は、小学生の児童にもわかりやすく啓発するとともに、すべての子ども・若者が自分の意見を自由に言える環境・機会の確保を行っていく必要があります。

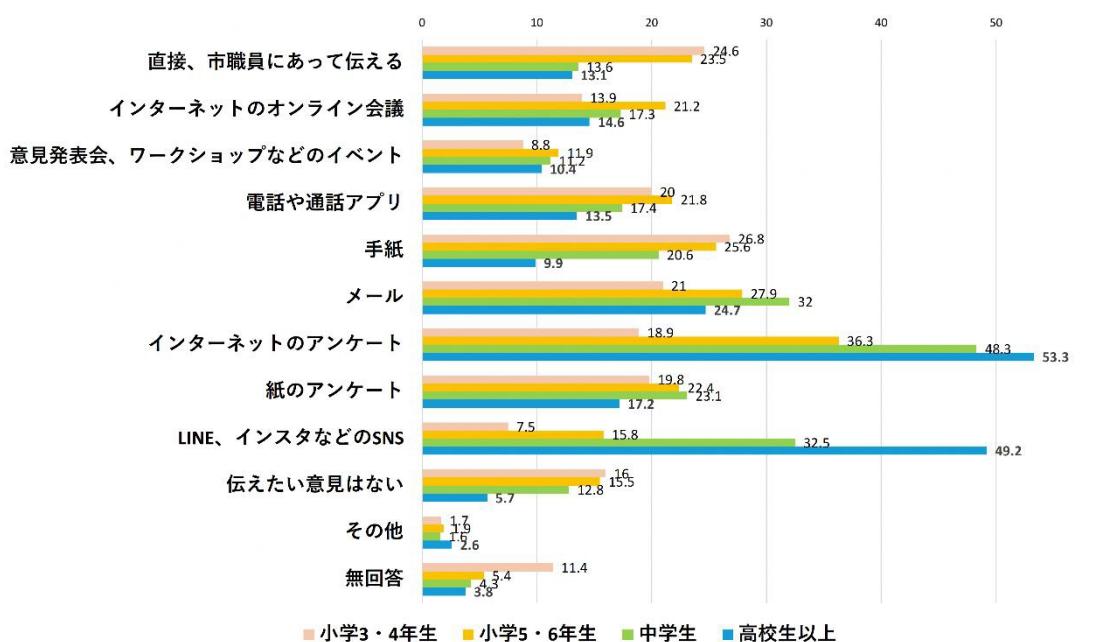
Q. 「意見を表明する権利」を知っていますか？

（「知っている」と回答した人の割合）



・どのような方法があれば自分の意見を言いやすいかを尋ねた質問において、小学生（3・4年生）では、「手紙で伝える」や「直接、市役所の人会って伝える」といった方法が多かったのに対し、小学生（5・6年生）～高校生以上では、「インターネットのアンケートで伝える」が多数を占めました。子ども・若者の最善の利益を実現するため、子ども・若者の利用の多い施設での意見箱の設置やインターネット上のアンケートなど、すべての年代の子どもたちが意見を伝えやすい手段を工夫、確保し、子ども・若者の意見の聴取を進める必要があります。

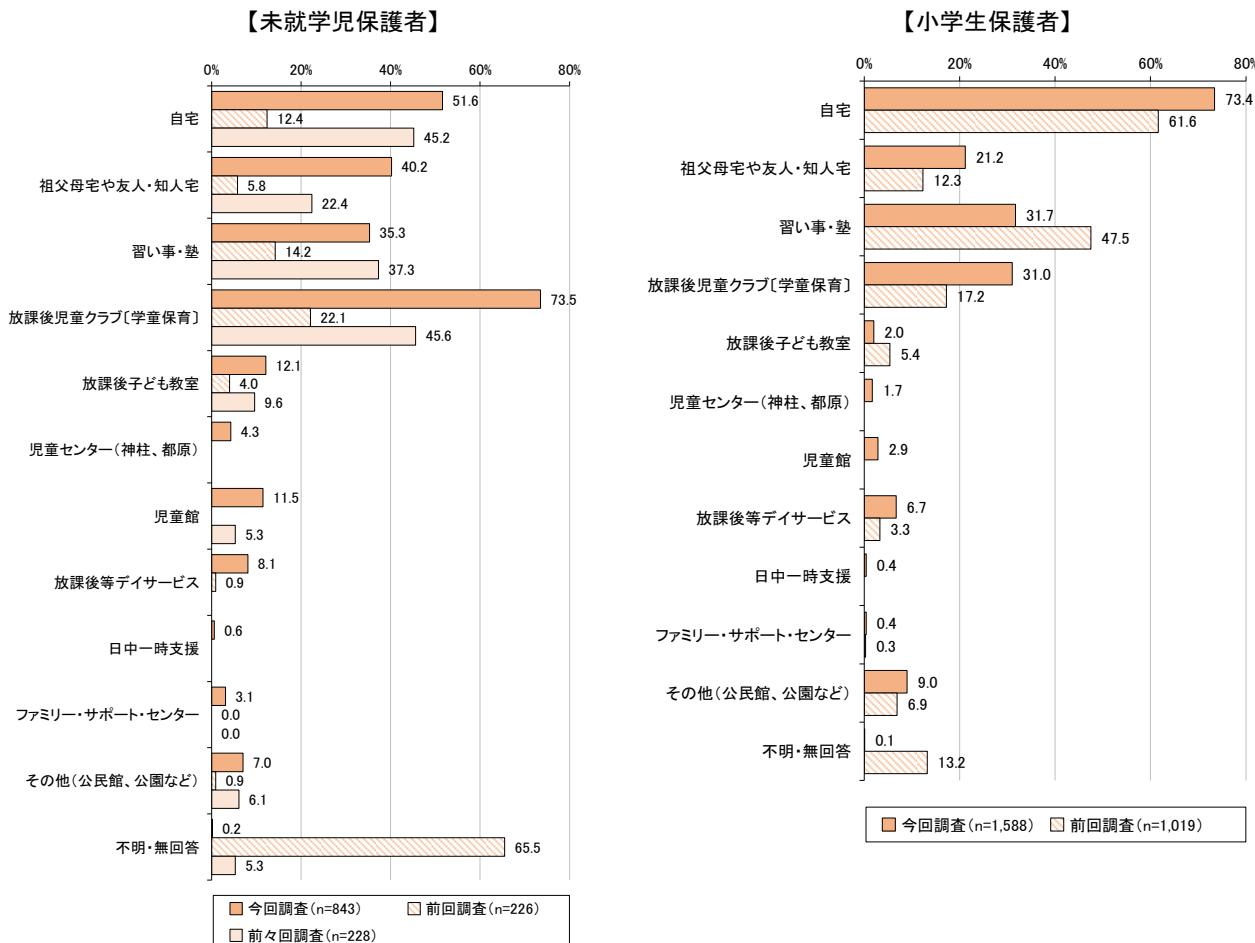
どんな方法があれば自分の意見が伝えやすいと思いますか？



## ②「こどもをとりまく環境」に関する意見・ニーズ

- ニーズ調査において、放課後児童クラブの利用ニーズは未就学児の保護者が約7割となっており、前回調査と比べて非常に高くなっています。小学生の保護者についても、前回調査と比べて増加傾向にあり、放課後児童クラブのニーズが増大していることがうかがえます。

Q. どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいですか。

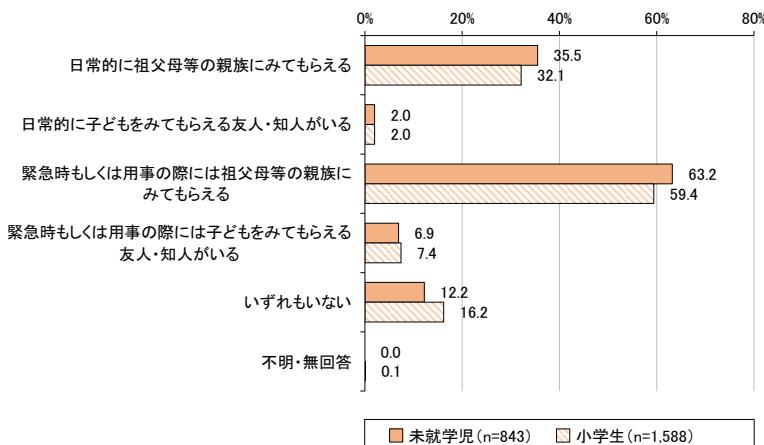


- WEBアンケートの結果では、「思い切り運動ができる広い公園」「暑い日や寒い日、雨の日でも室内で動き回って遊べる場所」「友達と話したり、一緒に勉強をしたりできる場所」「ゲームなどを友達とできる場所」「本や勉強を落ち着いてできる場所」などがこども・若者から居場所として望まれていることがわかりました。また、スポーツに関して、専門的に競技を行えるグラウンドやコートなどについての意見も多くありました。
- ワークショップにおいても上記同様、スポーツや体を動かしたり、友達と話したり、屋内で遊べたり、勉強ができる場所に対するニーズが多くあがっていました。一方で、「1人で落ち着ける場所」「だらだらできる場所」といった自分がリラックスできる場所を望む声もあがっており、多様なニーズが見て取れました。

### ③「こどもや子育て世帯の生活」に関する意見・ニーズ

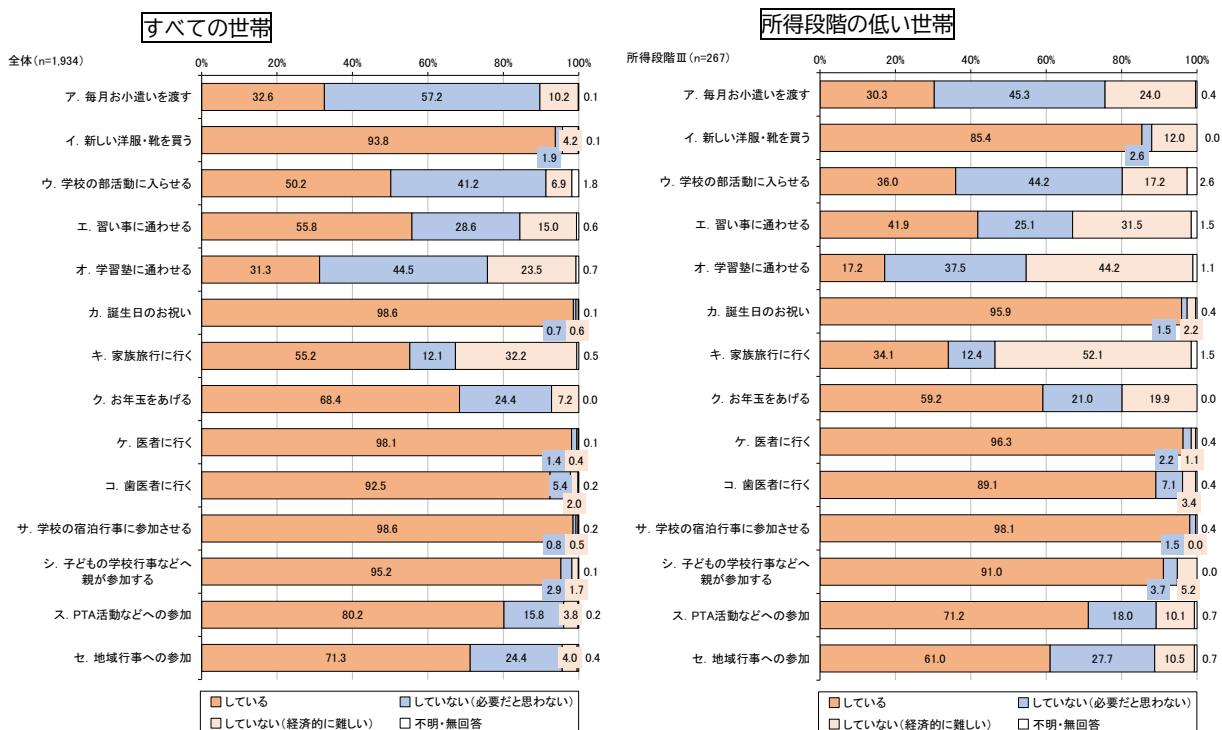
- ニーズ調査において、こどもをみてくれる人がいるかについて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が3割程度、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が6割程度と、親族に頼る人が非常に多くなっています。一方、頼る人がいない世帯も一定数おり、多様なニーズにあったサービスの提供が必要といえます。

Q. 「日頃、お子さんをみてくれる親族・知人はいますか」



- 生活状況調査において、一般世帯に比べ、貧困の可能性がある世帯では、「家族旅行に行く」「学習塾に通わせる」「習い事に通わせる」などについて、経済的に厳しくできないとの回答が多くなっています。すべてのこどもたちが、教育や多様な経験の機会を得られるよう支援が重要と考えられます。

Q. 「こどもに次のことをしていますか」



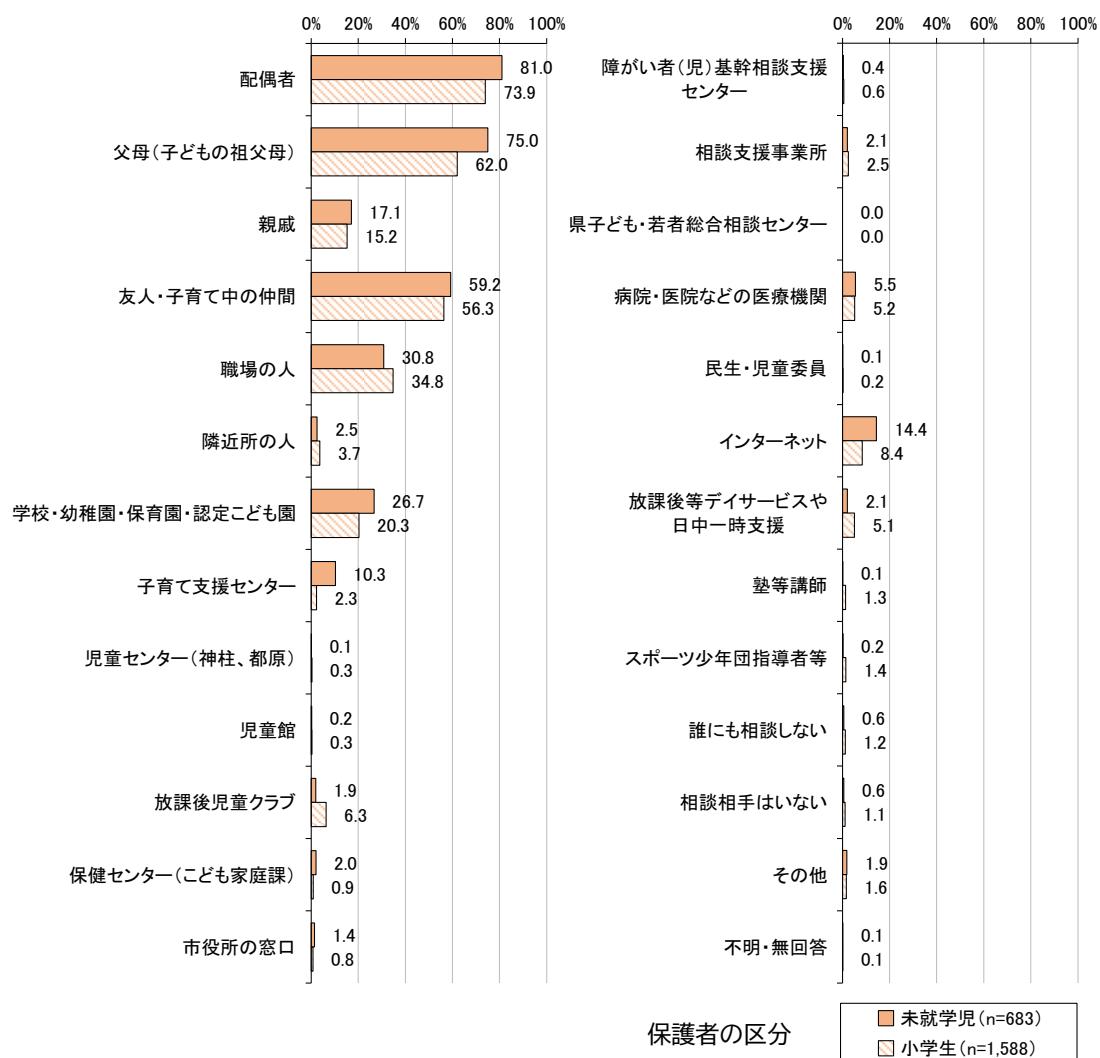
- ・WEB アンケートの結果では、都城市の魅力として子育て支援が充実していることをあげる人が多く、これまでの子育て支援の取組が若い世代にも伝わっていることがうかがえます。
- ・ワークショップでは、子どもが保護者や先生に相談したくないことが相談できたり、いじめがあった時に頼れる場所がほしいという意見があげられています。
- ・他にも、子どもが遊んでいる間に保護者が休めたり、リラックスできるような施設があつてはどうかという意見が子どもからもあがっており、親子で出かけて、それぞれが楽しめるような施設が子どもからも求められていることがうかがえます。



#### ④「切れ目のない支援」に関する意見・ニーズ

- ニーズ調査において、子育てに関する悩みや不安の相談先としては「配偶者」や「父母（子どもの祖父母）」が高くなっています。身近に相談できる人がいない場合には、悩みや不安を抱え込んでしまうことも考えられ、引き続き、相談窓口の周知を図り、適切な支援につなげることができるよう相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

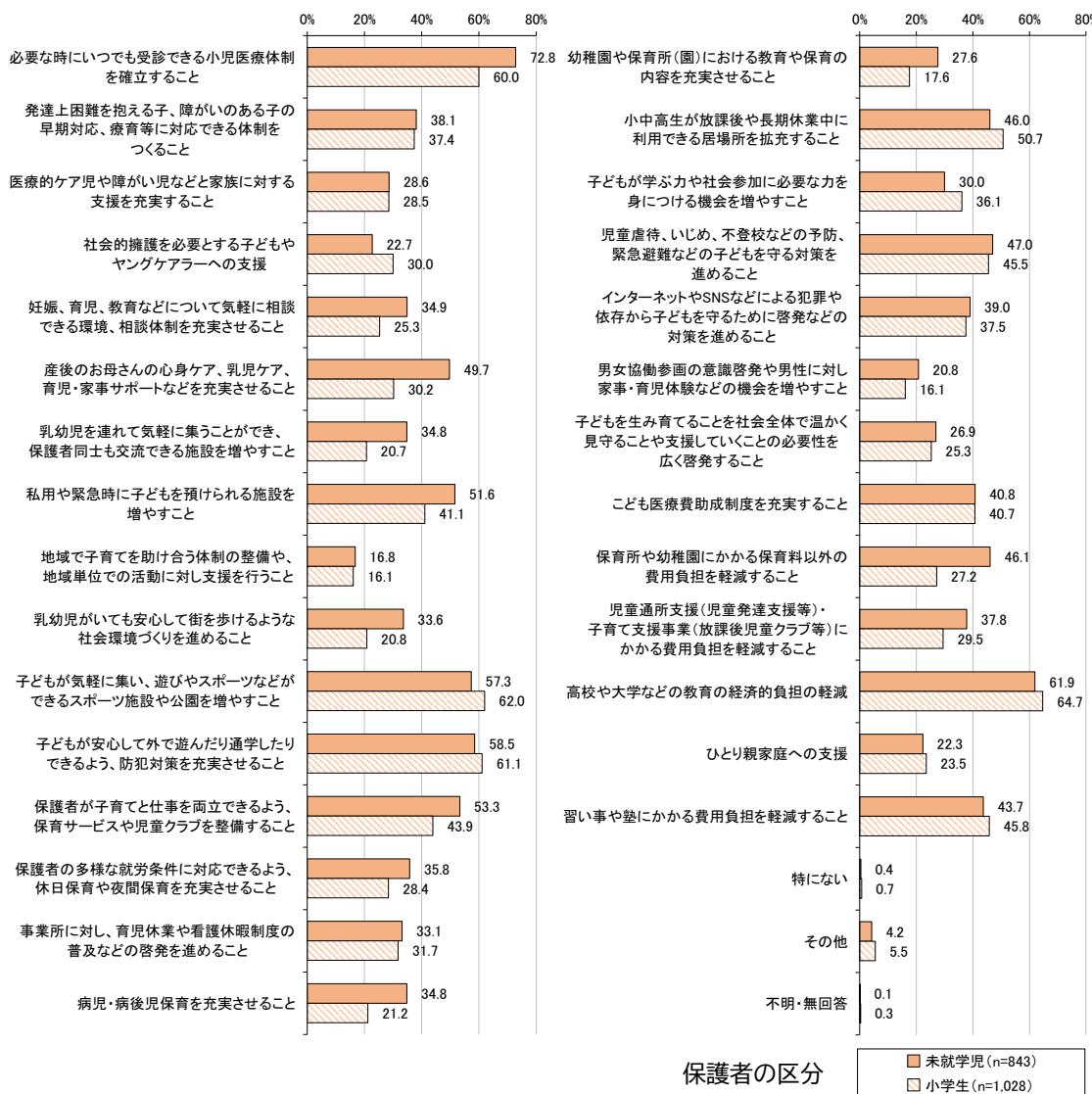
Q. 子育てに関する悩みや不安について相談場所、相談相手は誰（どこ）ですか。



・今後期待する市の支援として、「必要な時にいつでも受診できる小児医療体制を確立すること」「高校や大学などの教育の経済的負担の軽減」「こどもが安心して外で遊んだり、通学したりできるよう防犯対策を充実させること」「こどもが気軽に集い、遊びやスポーツなどができるスポーツ施設や公園を増やすこと」などのニーズが高くなっています。

地域医療体制の維持・充実をはじめ、教育に係る経済的な支援やこどもたちの生活を守る安心安全な環境整備、「子どもの居場所」づくりなど、こどもを産み育てやすい環境の整備のため、市民のニーズを把握しながら、取組を進めていく必要があります。

Q. より子どもを生み育てやすい環境づくりをするために、市にどのような支援や対策を期待しますか。

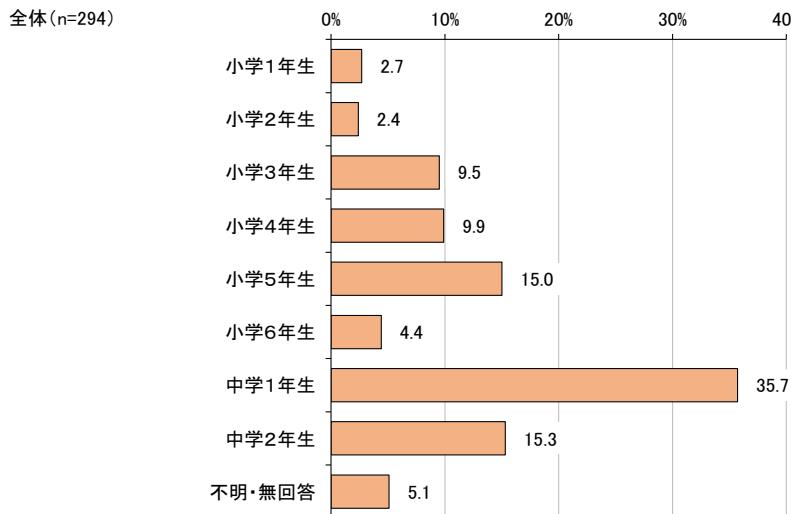


保護者の区分

■ 未就学児(n=843)  
□ 小学生(n=1,028)

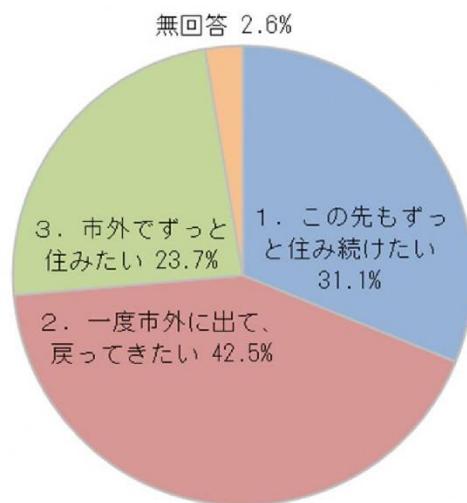
・生活状況調査において、授業の内容が「わからない」「あまりわからない」と回答した児童・生徒が1割程度いました。授業の内容がわからなくなつたと回答した人が多かったのは「小5」「中1」「中2」で、この中でも「中1」の割合が最も高く、教育面でのつなぎが重要となると考えられます。

Q. いつごろから授業の内容がわからなくなりましたか。



・WEBアンケートでは、一度は外に出て進学や就職をしてみたいという希望があつたり、都会で自分のやってみたいことに挑戦できる環境に身を置きたいと考える高校生・若者世代が4割を超えています。一方、3割の人が都城市の魅力として住みやすさ、子育て支援の充実などをあげ、今後も住み続けたいと回答しています。本市が若い世代に選ばれるような魅力と住みやすさを具え、若者の地元定着や回帰が図られるよう、雇用の場の確保や安心してこどもを産み育てることのできる環境づくりが必要であると考えます。

Q. あなたはこの先も都城市に住みたいと思いますか。



## 4. こども・若者の支援者へのヒアリング

こども・若者にWEBアンケートやワークショップで広く意見を求めましたが、その機会に声をあげ難かったこども・若者もいたと推測されます。特に、「ひきこもり」や「ヤングケアラー」など、抱える困難が家庭外に表面化しにくいこども・若者や、複合的な課題を抱えた世帯にあるこども・若者については、アンケートだけではその現状の把握が十分でないと考えられます。

そうしたこども・若者の実態把握を目的として、日頃から接点を持っている支援者へのヒアリングを実施しました。

### (1) ヒアリング対象と実施日時

| 対象                                       | 実施日時                                    |
|--|---|
| ①生活に困り感を抱える方への総合相談・支援を行う機関職員（3名）         | 11月7日（木）<br>15時～16時<br>※①・②の機関に対し、合同で実施 |
| ②様々な関係機関との連携により、複合的課題に対応する機関職員（2名）       |   |
| ③就労について悩みを抱える若者をサポートし、職業的自立を支援する機関職員（1名） | 11月8日（金）<br>10時～11時                     |

### (2) ヒアリング概要

#### I. 「生活に困り感を抱える方への総合相談・支援を行う機関職員」と「様々な関係機関との連携により、複合的課題に対応する機関職員」へのヒアリング

##### ○ヤングケアラーの現状

- ・保護者が精神的に不安定であり、ひとり親で頼る人がいなく、こどもが学校に行けていないケースがある。
- ・保護者への関わりから、こどもがヤングケアラーであることがわかるケースなども多く、複合課題を抱えている世帯が多い。
- ・こどもがヤングケアラーの状態にあることについて、それを当たり前のことだと思い、こども本人も保護者も気づいていないことが多い。
- ・保護者が外国籍でこどもが通訳の役割を担っているケースがある。

##### ○不登校やひきこもりの現状

- ・ひきこもりの世帯を訪問するきっかけは、家族や地域からの相談を受けてのことが多い。
- ・民生委員からひきこもりの情報を得ることがあるが、訪問のきっかけをどのようにするか苦慮することがある。
- ・家にひきこもっていてもネット上では誰かとつながっている可能性がある。

- ・ひきこもりも種類がある。完全にひきこもっている人もいれば多少は外出できる人もいる。
- ・人間関係が上手くいかずにひきこもりとなる人が多い。学校での人間関係がうまくいかなかつたことやいじめにより不登校となり、そのままひきこもるケースも多い。
- ・本人が10代、20代だと保護者も比較的若く、支援に入ろうとしてもあまり関わらないでほしいと言われる場合もある。
- ・中学生までは不登校の子どもを学校が把握しているが、卒業後はわからなくなってしまう。
- ・高校に進学してもすぐに退学してしまったり、就職しても1週間で辞めてしまったりしてその後ひきこもりとなるケースもある。
- ・不登校・ひきこもりの問題は学校との連携が大事で、教育と福祉の融合が必要。
- ・まずは外に出る機会を作るために、地域のサロンやボランティアにつなぎたいと考えており、参加できる場が増えると良い。

#### ○支援をする上での困難・課題

- ・子どもの不登校について保護者は深く考えていない場合もある。
- ・保護者が奨学金を生活費にあててしまうケースがあった。
- ・児童手当など手当支給の場合、保護者が借金にあててしまうなど、子どもに還元されない場合もある。
- ・無料の学習支援などの社会資源もあるが、移動手段がなく親が送迎できないことがある。
- ・不登校支援において、民間のフリースクールは月謝がかかり、経済的な課題がある。また、単位も認められない。
- ・支援世帯では、子ども・若者が話す相手が親以外にいないことが多い。近所との関係も希薄である。
- ・子どもは親の考え方・意向に左右されてしまうことがある。
- ・支援が必要な状況にあっても、子ども・若者にとっては、それが当たり前の生活になっている場合もある。

#### ○子ども・若者の居場所について

- ・子ども・若者が安らげる場所が必要。
- ・子どもの足で行ける場所が良い。

II. 「就労について悩みを抱える若者をサポートし、職業的自立を支援する機関職員」  
へのヒアリング

#### ○ひきこもりの支援の現状

- ・本人に、「欲しいものがある」、「どこかに行きたい」などの思いができると目標になり、就労支援が広がる。
- ・親がいつまでも元気ではない現実も伝えている。
- ・30代～40代のひきこもり状態にある子どもの先々の不安を抱え、60代～70代の保護者が相談に来られる。

- ・不登校や度重なる離職からひきこもりが続く場合も多い。
- ・進学や就職など、同年代の子がスタートを切る時期とあわせて、(少しの遅れはあっても)当事者の様子やタイミングをみて自立を促していく。
- ・企業での職場体験（ジョブトレ）で外に出て、人に慣れる体験は大切であり、受け入れてくれる企業を開拓している。
- ・高校や大学等を中退後に、LINE等の連絡先をすべて切ってしまう場合がある。なかなか心を開けないことがある。
- ・インターネットやオンラインゲーム等では顔の知らない人とやり取りしている様子もあり、昼夜逆転しているケースもある。
- ・学校卒業後は、ひきこもりの経過が把握されにくい。
- ・学校生活での人間関係構築の苦手意識が、その後の生活に影響し、他者との交流を避ける傾向がある。しかし、本音は交流を望んでいるケースもある。

#### ○支援する上での困難

- ・支援の中で、社会とのつながりを作ろうとしても認識がなかなか変わらない人もいる。
- ・当事者の若者だけでなく、保護者も社会とのつながりを持つことに前向きでないことがある。

#### ○若者の居場所について

- ・若者が自由に集える場所があると良い。
- ・属性で括らない場所があると良い。
- ・様々な活動ができるところがあると良い。

## 5. 都城市における現状と課題

### (1) こども・若者を取り巻く環境について

本市では「人口減少から人口増加へ！」との目標を掲げ、人口減少対策に取り組んでおり、その中でも自然増対策として、第1子からの保育料、中学生までの医療費、妊産婦の健診費用の「3つの完全無料化」を令和5年度から実施しています。また、社会増対策として移住定住施策を実施しており、令和6年4月1日現在の現住人口は13年ぶりに増加し、令和5年度の移住者は3,710人、そのうち約8割が子育て世代となっています。こどもと子育て世代が増加していることから、更なる子育てしやすい環境づくりが必要です。

また、アンケート調査や意見の聴取では、家庭や学校以外にこどもや若者が安心して自由に過ごせる居場所を求める声もあがっており、こども・若者の居場所づくりも進める必要があります。

### (2) こども・若者の社会的自立について

貧困やヤングケアラー、障がいなどの困難を抱えたこども・若者を取り巻く課題は、複合的であることが多く、支援する側の理解と連携体制を強化し、個々の状況に応じた適切な支援につなげます。

移住定住施策による新規移住者等についても、地域社会の中でつながりを持てるよう孤立させず、こどもたちと保護者を応援できる地域を作ることも必要です。

### (3) こども・若者、子育て家庭を支援する社会基盤の整備について

こども家庭庁より「こどもまんなか社会」という考え方が提示され、こどもの目線に立ったまちづくりが求められるようになりました。そういう背景の中で、「子どもの権利」を重視する傾向が社会的に強くなっています。アンケート調査の結果などからも、市民の意識が高くなっていることがうかがえます。

一方で、「子どもの権利」を侵害する虐待をはじめとした諸問題についても課題となっており、本市の児童虐待相談の受理件数及び児童家庭相談の新規受理件数については、コロナ禍にあっては減少していましたが令和5年度は再び増加しています。本市の生活自立相談センターへのひきこもり相談件数、不良行為により補導されたこども・若者の件数についても同様の傾向を示しています。

こどもや若者の命や安全を守り人間力あふれるひとを育て、こどもや若者自身が希望する将来の夢を実現できるよう地域や企業等と連携し、こども・若者・子育て家庭を支援していく必要があります。

#### (4) 乳幼児期～若者世代・妊娠出産期までの切れ目のない支援について

「子育て」といっても、ライフステージにより心配や悩みは様々です。子どもが若者となり、「次代の親」としての悩みも生じてきます。この乳幼児期から次代の親になるまでの間を切れ目なく支援していくことが、「子ども・子育て支援」として重要です。

令和6年4月1日、妊産婦・乳幼児・子どもの健康の保持と増進、早期に虐待防止を図るため、福祉や保健に関し一体的な相談支援を行う「都城市こども家庭センター」を開設し母子保健事業の充実を図っていますが、今後さらなる充実や子どもの医療体制の強化を求める声もあがっています。

また、小学生から高校生まで切れ目なく教育を展開し、就学・就職に向けて子どもたちが様々な選択ができる基盤づくりが求められています。さらに、次代の親となっていく若者世代では、自分たちが親になることへの不安や、どういった支援があるのかもわからないこともあるため、必要な支援につなぎ支えられる環境づくりが必要です。

## 第3章 計画の理念及び目標と施策体系

### 1. 基本理念

こどもの思いを受け止め  
人間力あふれるひとを育てるまち  
こどもまんなか みやこのじょう

こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境が複雑化・多様化している中で、こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自立した個人として尊重され、ライフステージに応じて地域社会全体から支援されることで、こども自身が周囲と支えあいながら成長し、夢を叶え、やがては地域の一員として次の世代を担っていく「こどもまんなか社会」を目指すことを基本理念とします。



## 2. 基本目標

### (1) こども・若者の健やかな成長

「こども基本法」「こども大綱」において、「子どもの権利」を守ることは、今後の社会形成やまちづくりにおいて最も重要とされていることから、子どもの権利擁護をこども・若者に対する支援の根幹とし、あわせてこどもたちの意見表明に関する施策を進めます。

また、家庭や学校以外でこどもたちが自由に安心して過ごせたり、様々な体験が出来たりする空間や環境を整備し、こども・若者の居場所づくりを推進していきます。

さらに、こども・若者の課題を早期に発見・把握し支援につなげる相談支援体制の充実を図ります。

### (2) 困難な環境にあるこども・若者への支援

貧困やヤングケアラー、障がいなど様々な困難を抱えたこども・若者や子育て世帯に対する支援体制を強化し、保健・福祉・教育などの各機関が連携して、こども・若者の生活をしっかりと支えていきます。また、児童虐待は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の防止、早期発見・早期対応に関係機関や地域と連携して取り組みます。

### (3) 地域におけるこども・若者、子育て家庭への支援

こどもたちの命と安全を守るため、防犯・防災などの安全教育を推進するとともに、インターネットやSNSでのトラブルや、薬物乱用・喫煙など、こども・若者の成長に悪影響を及ぼす有害な環境からの保護や啓発・指導を進めています。

また、少子高齢化が進む中、多様な地域課題に対応していくために、市民、行政、団体等が連携を深め、世代や分野を超えて誰もがつながり、助け合う「地域共生社会」の実現を目指します。

### (4) ライフステージに応じた切れ目ない支援

#### (子どもの誕生前から幼児期、学童期・思春期、青年期、子育て期までの支援)

これまでの子育て支援の取組においても「切れ目のない支援」は重要な項目であり、乳幼児期から小学生、その後、次代の親になるまで伴走できるよう、切れ目なく保健・福祉の取組を進めるための支援体制を構築します。また、教育分野においても保育園・認定こども園から小学校、小学校から中学校への接続などが重要視されており、ライフステージの移行期にも教育・保健・福祉の適切な支援を実施し、こどもと保護者が安心して生活できるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実に取り組みます。

### 3. 施策の体系

基本理念や基本目標の実現に向けて、以下の体系に基づき施策を展開します。

| 基本目標         | 施策の方向性  |  |
|--------------|---|--|
| ライフステージ共通施策  | 1 こども・若者の健やかな成長<br>2 困難な環境にあるこども・若者への支援<br>3 地域におけるこども・若者、子育て家庭への支援 | 1 こどもの権利の保障と意見聴取の取組<br>2 こども・若者の居場所づくり<br>3 総合的な相談体制の充実<br><br>1 こども・若者の貧困問題への取組<br>2 障がいのあるこども・若者やその家庭への支援<br>3 いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーに関するこども・若者への支援<br>4 児童虐待防止対策の推進<br><br>1 こども・若者の安全確保とトラブルの防止<br>2 「地域共生社会の実現」に向けた取組  |
| ライフステージごとの施策 | 4 こどもの誕生前から幼児期の支援<br>5 学童期・思春期の支援<br>6 青年期の支援<br>7 子育て期の支援          | 1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目がない保健・医療の確保<br>2 妊娠・出産・子育て環境の整備<br>3 保育環境の充実<br><br>1 学校教育の充実と環境整備<br>2 不登校のこどもへの支援<br>3 思春期の心身の健康と保健対策の充実<br><br>1 高等教育の修学支援と充実<br>2 若者の経済的自立と就労支援<br>3 結婚、妊娠、出産等を希望する若者への支援<br>4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援<br><br>1 相談体制・情報提供の充実<br>2 子育てや教育に関する経済的負担の軽減<br>3 共働き・共育ての推進と男性の家事・子育てへの主体的な参画促進 |

## 第4章 施策の内容

### ■ライフステージ共通施策

#### 基本目標1 こども・若者の健やかな成長

##### 1. こどもの権利の保障と意見聴取の取組

「こども基本法」の施行により、「こどもの権利」の保障は、「こどもまんなか社会」の実現のために順守しなければならない最も重要な事項として示されました。「こどもの権利」の趣旨や内容を広く周知し、社会全体で共有することが重要です。

また、こども・若者の最善の利益を実現するために、こども・若者が意見を述べができる場や機会を作り、その意見を取り入れた行政運営に努めます。

##### (1) こどもの権利に関する理解促進と普及啓発

すべてのこども・若者が、こども基本法の趣旨や内容について理解を深められるよう情報提供や啓発を行い、自らが権利の主体であり、自らを守る方法や困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を進めていきます。また、大人に対しても、こども・若者が権利の主体であることを広く周知し、いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こども・若者の権利侵害を断じて容認しない意識を社会に浸透させていきます。

##### 【取組・事業例】

○人権学習を通じたこどもの権利に関する理解促進

##### (2) こどもの意見の表明・参加の促進

こども施策を計画、実施するにあたっては、こども・若者のニーズを的確に捉え、実効性のあるものになるよう、また、こども・若者が社会の一員としての主体性を高めることができるよう、こども・若者の意見を十分に聞き、施策の反映に努める必要があります。

こどもや若者とともに社会を作るという認識のもと、こども・若者が意見を持つための支援を行い、安心して意見を述べる機会の提供や社会参画の機会の確保に努めます。

##### 【取組・事業例】

○こども・若者の意見聴取

## 【成果指標】

| 成果指標           | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|----------------|-----------|------------|
| こども・若者の意見聴取の機会 | 1回        | 1回         |

## 2. こども・若者の居場所づくり

放課後こどもの居場所には、基本的な生活習慣や社会性の習得、発達段階に応じた遊びや生活の場である「放課後児童クラブ」や、地域住民の参画を得て、多様な体験・活動を行う「放課後こども教室」などがあり、児童の健全育成を図る重要な役割を担っています。

また、近年、全国的に家庭や学校、職場などを除く第3の居場所として、こども・若者が、安心・安全で自由に過ごせる居場所づくりが求められています。本市においても、こども・若者を対象にしたアンケートで、どのような居場所がほしいかを聞いた質問では、「友達と一緒に話しながら勉強できる場所」「暑い日や寒い日、雨の日でも室内で動き回って遊べる場所」「他の学年や学校の人と交流できる場所」「一人になれる、落ち着ける場所」など、自分たちの居場所について多様な意見が寄せられ、そのニーズが高いことがわかりました。こうしたニーズに対応し、こども・若者の健やかな成長やウェルビーイング（幸せな状態）の向上を図るため、こども・若者が主体的に遊びや学習、体験・交流などができる居場所づくりを進めていきます。

### （1）こども・若者の居場所づくり

すべてのこども・若者が、地域の中で気軽に安心して過ごせる場所として利用し、友人と、あるいはひとりで自由に過ごせる居場所の充実・創出を進めます。また、その場を居場所と感じるかどうかは、こども・若者自身が決めることであり、自らで決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切に考えていきます。

特に中高生が放課後を安心して過ごせる場の充実も必要であるため、既存施設の活用等を図り、その受け皿となる居場所の確保に努めます。また、保護者等と利用できる多様な遊び場について検討するとともに、天候に左右されない屋内の遊び場（屋外広場を含む）について整備を進めてまいります。

### 【取組・事業例】

- 放課後児童クラブの待機児童の解消と受け皿の確保
- 放課後こども教室の運営
- 放課後等デイサービスによる障がいのあるこどもの放課後の居場所の確保
- 児童館・児童センター等の居場所の確保
- 市立図書館の整備・充実

- 都市公園等における施設・環境の充実
- 子どものあそびば（屋内型の遊戯施設や屋外広場）の整備

### 【成果指標】

| 成果指標        | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|-------------|-----------|------------|
| 放課後児童クラブ開設数 | 75 か所     | 85 か所      |
| 放課後子ども教室開設数 | 9 教室      | 18 教室      |

## 3. 総合的な相談体制の充実

いじめや不登校、児童虐待、ひきこもり、貧困など、困難な状況にある子ども・若者が多くなっていますが、これらの問題は、一面的な対応だけでは解決が難しく、包括的・継続的な対応が求められます。相談窓口の周知を図り、支援を必要とする子ども・若者の視点に立って、関係機関が相互に連携・協力し、総合的に関わっていくことが必要です。

また、少子化や核家族化が進み、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに関して悩みや不安を抱える保護者は少なくありません。保健・福祉・教育の分野の機関が連携し、子ども・若者に関する総合的な相談や支援制度の紹介を、そのニーズに合わせて適切に行うことのできる相談体制の充実に努めます。

### (1) こども・若者の総合的な相談体制と情報提供の充実

子ども・若者を対象に行ったアンケートの結果を見ると、困りごとや悩みを相談できる人がいるかを聞いた質問で、「いない」と答えた子ども・若者の割合は、小学生（3・4年生）：26.4%、小学生（5・6年生）：21.2%、中学生：14.6%、高校生以上：9.1%となっており、相談できる人がいない子ども・若者が一定数いることがわかりました。身近に相談できる人がいなければ、抱え込んでしまうケースも考えられます。青少年育成センターや子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションなどの相談機関への相談や、子ども・若者が利用しやすいLINE等のSNS相談など、一人で抱え込まずに気軽に相談できる窓口を広く周知していきます。

都城市こども家庭センターでは、こどもや妊産婦、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行っています。子育て世代活動支援センター（ぶれぴか）や地域子育て支援センターでは、子育て・育児に関する相談や親子の交流、情報提供を行っていますが、その機能強化と内容の充実を図り、子育てしやすい環境づくりに努め

ます。また、子育てやこども施策に関する情報は、チラシや冊子、市ホームページ、SNSなど多様な媒体を通して必要とする人にわかりやすく届くよう提供します。

さらに、行政や子育て支援事業者・団体などの子育てに関係する機関・団体が連携し、一体的に子育て支援に取り組めるよう、ネットワークの形成を推進します。

増加している若年層の自殺については、相談窓口の周知や、家族や教職員及び地域の関係機関等と連携した支援、SOSの出し方に関する教育の推進、こども・若者の自殺対策を推進するための体制整備に努めます。

### 【取組・事業例】

#### 相談支援等

○こども・若者に関する相談窓口の周知

(青少年育成センター、県子ども・若者総合相談センター「わかば」、みやざき若者サポートステーション、こころの相談、福祉なんでも相談、チャイルドライン(電話相談)、男女共同参画センター等)

○教育相談の実施

○民生委員・児童委員との連携・活動支援

○こどもの育ちについて安心して相談できる環境づくりの推進

- ・子育て世代活動支援センター(ぶれぴか)への子育てコンシェルジュの配置
- ・子育て世代包括支援センター(保健センター)への母子保健コーディネーターの配置
- ・子育て支援センターの運営
- ・こども家庭センターにおける相談支援

○子育て支援グループ・団体の支援

○ゲートキーパー養成講座の実施

○SOSの出し方に関する教育の実施

#### 情報提供・情報発信

○様々な媒体を通した情報提供・情報発信

(インスタグラム「こどもまんなかみやこのじょう」、子育て応援サイト「はぴみやこんじょ」、母子健康情報サービス(電子母子手帳サービス)、子育てガイドブック、市公式LINE、市ホームページ等)

### 【成果指標】

| 成果指標                                   | 基準値（R5年度）  | 目標値（R11年度）  |
|--|--|-------------|
| 困りごと・悩みを相談できる人がいる割合<br>(小学生・中学生・高校生以上) | 小学生(3・4年) 69.9%<br>小学生(5・6年) 77.9%<br>中学生 84.6%<br>高校生以上 90.0% | 各年代 90.0%以上 |

|                  |    |    |
|------------------|----|----|
| ゲートキーパー養成講座の実施回数 | 6回 | 7回 |
|------------------|----|----|

## 基本目標2 困難な環境にあるこども・若者への支援

### Ⅰ. こども・若者の貧困問題への取組

こども・若者の貧困は、経済的な面はもちろんのこと、心身の健康や衣食住、学習意欲や進学機会、前向きに生きる気持ちなど、子どもの権利利益を侵害する深刻な課題です。貧困や貧困の連鎖によって、こども・若者の将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

本市では、すべてのこども・若者が、生まれ育った環境によって左右されることなく、現在及び将来にわたって夢や希望を持って安心して育つことができるよう、「みやこのじょう子どもの未来応援計画」に基づき、貧困対策に取り組んできました。

本計画では、この「みやこのじょう子どもの未来応援計画」の内容を引き続き踏襲し、貧困の課題を抱えたこども・若者や子育て世帯に対する支援体制の強化を図り、保健・福祉・教育分野などの各機関と連携しながら、こども・若者の生活をしっかりと支える環境づくりを進めます。また、こども食堂や学習支援活動等を行う団体、NPO法人・地域団体などの地域コミュニティを推進する活動を支援し、こども・若者の貧困の課題に地域全体で協働して取り組んでいきます。

#### (1) こどもたちのための教育支援

家庭の経済状況による教育格差が指摘されていますが、学校教育において、貧困の可能性があるこどもたちを取りこぼさないよう基礎学力を保障するとともに、学校を窓口として各福祉関連機関との連携体制を構築することで、児童生徒及び家庭への適切な支援につなげます。

こどもたちが自らの資質や能力を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるように就学の援助、学資の援助、学習の支援など教育に関する支援を行います。

#### 【取組・事業例】

- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーによる相談支援
- 教育相談の実施
- 生活困窮世帯・ひとり親家庭への学習支援（子どもの生活・学習支援）
- 生活困窮世帯等への経済的支援（就学援助、放課後児童クラブ利用料免除等）
- 奨学金制度等の経済的支援

## 【成果指標】

| 成果指標                 | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|----------------------|-----------|------------|
| 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率  | 88.8%     | 90.0%      |
| 「子どもの生活・学習支援事業」の実施地区 | 15 地区     | 15 地区      |

## （2）こどもたちの生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的に孤立することのないよう、相談窓口の周知と利用促進、生活や子育てに困難を抱えている可能性のある家庭の早期発見に努めます。

また、庁内関係課による生活困窮者の把握と情報の共有化、ならびに自立相談支援事業の実施機関との連携を図り、生活困窮者の課題に応じて適切な支援につなぐ体制づくりを強化します。

さらに、引き続き、子ども食堂やフードバンクを行っている団体等と連携した子どもの食に関する支援や就労に関する支援などの取組を進め、子ども・若者の生活の安定につなげていきます。

## 【取組・事業例】

- 都城市生活自立相談センターにおける生活困窮者の生活の自立に向けた相談・支援
- 地区社会福祉協議会による「福祉なんでも相談」の開設
- 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への相談支援
- 民生委員・児童委員との連携・活動支援
- 地域におけるNPO・団体等の活動への支援（子ども食堂・フードバンク等）
- 就労に関する支援との連携（ハローワーク・みやざき若者サポートステーション等）
- ふるさと育成協議会による経済的困難を抱える世帯の子どもの進学・就職支援の取組との連携

## （3）こどもたちのための経済的支援

児童扶養手当や母子及び父子家庭医療費助成、母子父子寡婦福祉資金、生活保護など生活困窮世帯に対する各種手当や医療費の助成、生活や進学等に必要な資金貸付等に関する諸制度の充実と制度・相談窓口等の周知を図り、必要に応じて適切な支援を行います。

### **【取組・事業例】**

- 生活を下支えする経済的支援  
(児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金等貸付、母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付、生活保護)
- 医療費の助成 (母子及び父子家庭医療費)

### **(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援**

子どもの保護者への就労支援は、生活の安定を図る上で重要であり、職業訓練の実施、就職のあっせん、家事援助や介護・保育などのサービス提供などの職業生活の安定と向上に資する各種施策を推進します。

また、ひとり親世帯は、不安定な就労形態にある世帯も多いことから、子ども・若者が安定した生活を送ることができるよう、ひとり親世帯に対する自立支援の取組を推進します。

### **【取組・事業例】**

- 都城市生活自立相談センターにおける生活困窮者の生活の自立に向けた相談・支援
- ハローワークと連携した就労支援
- 市役所に設置している「みやこのじょう福祉・就労支援コーナー（ハローワーク）」と連携したひとり親世帯等への就労支援
- 日常生活支援事業等のひとり親家庭への自立支援
- ひとり親家庭の保護者に対する就労・学び直しの支援  
(高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進資金貸付)



## 2. 障がいのあるこども・若者やその家庭への支援

障がいの有無に関わらず、一人一人の個性を尊重し、共に地域社会で生活していくよう、障がいに対する理解促進を図り、障がい者施策と連携した支援の充実に努めます。

### (1) こどもの発達に応じた支援

こども発達センターきらきらでは、発達障がいに関して、小児専門医による診断や心理士等による相談支援などを行っています。こどもの発達について不安や困難を感じている保護者に対して相談支援を行い、こども一人一人の発達の特性を早期に把握し、適切な支援・サービスにつなげていきます。

#### 【取組・事業例】

- こども発達センターきらきらの運営
- 幼児健診後のフォロー教室の実施(心理士や言語聴覚士による相談、キッズランド教室等)

#### 【成果指標】

| 成果指標                    | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|-------------------------|-----------|------------|
| 都城市こども発達センターにおける診察数（初診） | 146件      | 146件       |

### (2) 障がいのあるこども・若者に対する療育・保育・教育などの充実・支援体制と連携強化

保育・教育施設への円滑な受け入れができるよう職員の配置や資質向上、環境整備等に取り組み、療育・保育・教育などの各機関と連携し、こども一人一人の状況・ニーズに応じたきめ細かな対応・支援を行います。また、障がいのあるこどもの放課後等の安全で健全な居場所づくりのため、放課後等デイサービスの充実や、放課後児童クラブでの障がいのあるこどもの受入れ体制の整備に努めます。

障がいのあるこども・若者のそれぞれの置かれた環境やライフステージに応じて支援を進め、就労支援や障がい者施策への円滑な接続・移行を図り、将来の自立、社会参加につなげていきます。

また、医療的ケア児については、本人が望む環境で生活できるよう、教育機関、障がい福祉サービス事業所、医療機関など地域の関係機関が課題を共有し、協力する体制づくりの構築を進めていきます。

## 【取組・事業例】

- 保育・教育の支援  
(障がい児保育事業、障がい児通園事業、障がい幼児言語訓練、特別支援教育等)
- 就学相談・教育相談の実施
- 放課後の居場所の確保(放課後等デイサービス・放課後児童クラブ)
- 障がい者(児)基幹相談支援センター等との連携
- 民生委員・児童委員との連携・活動支援
- 小・中学校医療的ケア運営協議会を中心とした医療的ケア児への支援
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- 未就学児の児童発達支援事業所の利用者負担額の無料化
- 家族や介護者のレスパイトケアの充実

## 【成果指標】

| 成果指標                           | 基準値(R5年度) | 目標値(R11年度) |
|--------------------------------|-----------|------------|
| 看護師配置が必要な医療的ケア児への看護師配置割合(小中学校) | 100%      | 100%       |



### 3. いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーに関するこども・若者への支援

不登校については、その要因や背景が一人一人異なることから、早期把握と個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていきます。

また、ひきこもりやヤングケアラーにあっては、その困難が家庭外に見えにくいケースが多いと考えられますが、関係機関・団体等で連携し、当事者が社会的に孤立することがないよう、早期発見に努め、適切な支援につなげていきます。

#### (1) いじめや不登校に対する支援

いじめについては、定期的なアンケートや教育相談等により早期発見・早期対応に努め、引き続き、いじめ防止対策に適切に取り組みます。

不登校については、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用を促進しながら、教育相談体制の整備に努め、児童生徒の一人一人の状況に応じた適切な対応を行っていきます。現在、不登校の児童生徒の校外での多様な学びの場として、適応指導教室の「スプリング教室」や南九州大学との協働による「青空ラボ」、市立図書館における児童生徒の主体性を尊重した居場所などがありますが、児童生徒が安心して過ごせる学びの場・居場所の確保についても取組を進めています。

#### 【取組・事業例】

- 教育相談の実施
- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーによる相談支援
- 不登校の児童生徒の多様な学びの場・居場所の確保  
(スプリング教室、青空ラボ、市立図書館等)

#### 【成果指標】

| 成果指標（再掲）           | 基準値（R5年度）                      | 目標値（R11年度） |
|--------------------|--------------------------------|------------|
| スクールソーシャルワーカーの配置人数 | 県：2人<br>市：1人                   | 市：3人       |
| スクールカウンセラーの配置（小学校） | 県：中学校配置のスクールカウンセラーを要請により小学校へ派遣 | 全小学校に配置    |
| スクールカウンセラーの配置（中学校） | 県：14校に配置<br>残りの5校は要請に応じて派遣     | 全中学校に配置    |

## **(2) ひきこもりに対する支援**

ひきこもりの対策は、その把握の難しさが大きな課題となっていますが、関係機関と連携しながら実態の把握に努めます。また、相談などに来ることが困難なケースが多いため、アウトリーチ型の支援に取り組み、必要に応じて自立支援や就労支援などにつなげていきます。

### **【取組・事業例】**

- ふくしの相談窓口（都城市生活自立相談センター、多機関協働センターすくらむ）における相談支援
- 宮崎県ひきこもり地域支援センターやひきこもりサポーターを活用した支援の充実
- みやざき若者サポートステーションとの連携

## **(3) ヤングケアラーに対する支援**

ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで、学校生活や友人関係に支障が出るなど、子ども・若者の個人の権利に重大な侵害が及びます。また、この問題は顕在化しづらく、世帯ごとに異なる課題を抱えていることが多くみられます。福祉、介護、医療、教育等が連携して子ども・若者に寄り添い、当事者の意向に沿って支援していくことが必要です。支援が必要な世帯の把握やアウトリーチ型の相談支援の体制を整備し、これらの課題解決を目指します。

### **【取組・事業例】**

- こども家庭センターにおけるヤングケアラーの相談支援
- 民生委員・児童委員との連携・活動支援

## 4. 児童虐待防止対策の推進

すべてのこどもには、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどが保障される権利があります。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

### (1) 虐待の防止と養育支援体制の整備

こども家庭センターでは、子育てに困難を抱える家庭などからの相談に応じ、家庭の課題やニーズ、こどもの置かれた環境等を把握し、適切な支援を行い、児童虐待を未然に防ぐとともに、発生時に迅速・的確な対応ができるよう体制強化を図っています。また、要保護児童対策地域協議会においては、関係機関が情報の共有、連携を図り、児童虐待の早期発見・早期支援に努めています。

さらに、子育てに対し、不安や孤立感を抱えている家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対しては、養育支援訪問により、個々の家庭で抱える養育上の問題の解決、軽減を図っています。

引き続き、児童虐待の周知・啓発を進め、未然防止を進めるとともに、発見した際に迅速な対応や支援につなげることができる体制づくりに努めます。

#### 【取組・事業例】

- 要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携・情報の共有
- 家庭訪問による状況把握・指導助言の実施  
(母子保健推進員等による乳児家庭全戸訪問、保健師等による養育支援訪問)
- 子育て世帯訪問支援による要支援家庭への家事支援・育児支援

#### 【成果指標】

| 成果指標           | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|----------------|-----------|------------|
| 乳児家庭全戸訪問事業の実施率 | 87.6%     | 92%        |

※乳児家庭全戸訪問は、母子保健推進員が行っている訪問です。母子保健推進員が訪問できなかった家庭には、保健師や母子訪問指導員が別に訪問しています。

## **基本目標3 地域におけるこども・若者、子育て家庭への支援**

### **I. こども・若者の安全確保とトラブルの防止**

こども・若者が生涯にわたり自ら安全な行動ができるとともに、安心・安全な社会に貢献する意識を持ち続けられるよう安全教育を推進し、こども・若者の防犯や交通安全、防災、消費生活上のトラブル回避など生活上の安全確保に努めます。また、こども・若者の成長に悪影響を及ぼす有害な環境から、こども・若者を保護し、その有害性についての啓発・指導を進めます。

#### **(1) こどもの安心・安全の確保**

各学校の危機管理マニュアル及び学校安全計画に基づき、定期的な避難訓練や交通安全教室を実施し、安全に関して適切に判断する力や実践的な行動が可能となるような指導を進めます。また、防災意識の向上を図るための学習や訓練等を実施し、自然災害発生時に自らの安全を守り、主体的に行動できる防災教育を推進します。

消費者を取り巻く環境や生活様式が急激に変化し、消費者トラブルも多様化・複雑化しており、特にSNSなどのインターネット関連による悪質商法や詐欺の手口は年々巧妙化しています。若年者が被害に遭わないために必要な知識を身につけるとともに、被害に遭った際は消費生活センターに相談するなど、消費者トラブルの未然防止や対処方法について、市ホームページでの情報発信、出前講座等を通じて啓発を強化していきます。

#### **【取組・事業例】**

- 安全・防災教育の推進
- 防災に関する出前講座の実施
- 地域で子どもの安全を守る取組の推進（「こども110番・おたすけハウス」活動、スクールガード等）
- 都城市消費生活センターによる出前講座の実施

#### **【成果指標】**

| 成果指標                             | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|----------------------------------|-----------|------------|
| 避難訓練や防災研修を地域や専門家と連携して実施している学校の割合 | 93%       | 100%       |

## **(2) 有害な環境等からの保護と啓発**

現在、こども・若者の間にスマートフォンやタブレットを使ったSNSの利用が急速に普及していますが、これらは生活を便利にしてくれる一方で、使い方を誤れば非常に危険なツールになる可能性もあります。こうした中、有害な情報やネット依存症からこども・若者を守るとともに、インターネットやSNS等の利用に関するモラルの向上を図るため、情報モラル教育の実施の推進に努めます。

また、薬物乱用や喫煙などについての健康教室を学校や他の関係機関と連携して実施し、児童生徒が薬物・喫煙などに関する正しい知識とともに、その有害性について正確に知ることができるように健康教育を推進していきます。

### **【取組・事業例】**

- 情報モラル教育の推進
- 薬物乱用・喫煙防止に関する啓発

## **2. 「地域共生社会の実現」に向けた取組**

少子高齢化の進む中、福祉課題は複合化・多様化しており、既存の福祉制度の在り方では立ち行かなくなることが予想されています。そうした背景から、国では「地域共生社会の実現」を目指し、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、誰もが助け合い、地域をともに創っていく社会づくりを進めていくこととしています。本市においても、府内関係課の連携、そして関係機関・団体、市民間の連携を深め、相談支援から地域づくりまでを一体的に取り組んでいく重層的支援の取組を進めながら、多様な地域課題に対応できる体制づくりに努めます。

## **(1) 地域ぐるみで支える子育て環境の整備**

少子化や地域つながりの希薄化などで、育児に関して不安や悩みを抱える保護者も多いと考えられます。地域の中でこどもと保護者が孤立することなく、安心して生活することができるよう、地域の相互扶助の機能を生かし、子育てを支える環境づくりを進めていきます。

また、子育て支援や児童健全育成等の活動を行う子育て支援グループや団体の活動に対する支援、育児の援助を受けたい人と行いたい人の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の実施など、地域ぐるみで支える子育て環境の整備を行っていきます。

### **【取組・事業例】**

- 子育て支援グループ・団体の活動支援
- 地域における子育ての相互援助活動の推進（ファミリー・サポート・センター事業）
- 民生委員・児童委員との連携・活動支援
- 「子どもまち協」によるボランティア活動の展開

### **【成果指標】**

| 成果指標  | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|---|-----------|------------|
| ファミリー・サポート・センターの援助会員数   | 281人      | 510人       |
| 「都城市は子育てしやすい、または子育てにやさしいまちだと思いますか」という質問に「そう思う」「まあそう思う」と回答する人の割合 | 62.7%     | 86.7%      |

### **(2) 外国にルーツを持つこどもと保護者への支援**

外国にルーツを持つこどもと保護者が、学校や地域で孤立しないよう相談や支援を行います。また、言語の壁や生活習慣の違いにより、日常生活で不便が生じたり、適切な制度・支援を受けられなかったりすることがないよう、日本語や日本の生活様式・文化を学ぶ機会を提供します。

#### **【取組・事業例】**

- 在住外国人支援講座・国際理解講座・日本語学習講座の開催
- 日本語教育サポーターの配置
- 国際理解と多文化共生社会づくりの推進

### **【成果指標】**

| 成果指標                              | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|-----------------------------------|-----------|------------|
| 多文化共生社会の実現に向けた取組件数（国際理解講座・外国人支援等） | 208件      | 308件       |

### **(3) 重層的支援体制整備事業と連動した支援体制づくり**

既存の支援機関等の機能や専門性を活用し、複合課題・狭間の問題に対処できるよう、関係各課が横断的に関わり、一丸となった支援体制を作り、包括的な支援体制を構築します。

#### **【取組・事業例】**

- 「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」を両輪とした相談支援体制、地域づくりの強化
- 各相談支援機関の連携強化のための重層的支援会議の開催

## ■ライフステージごとの施策

### 基本目標4 こどもの誕生前から幼児期の支援

#### I. 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

妊娠、出産、その後の育児については、母親となる当事者の不安も大きく、保健・医療の支援を適切に受けることが重要です。各機関の連携を深め、支援内容の充実に努めて安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない保健・医療の支援体制の整備を図ります。

#### (1) 母子の健康管理・維持の充実

定期的な健康診査や母子訪問指導員による妊産婦訪問指導等を実施することで、母と子の出産前から出産後までの健やかな健康管理と成長を確保することはもちろん、家庭における健康管理の具体的な方法や栄養指導など、子育てに関する情報提供を積極的に行うとともに、健診未受診世帯の解消や健診内容の充実に努めます。

#### 【取組・事業例】

- 母子の健やかな健康管理と成長のための健康診査の実施  
(妊婦歯科健康診査、妊婦乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査)
- 経済的な支援の実施（子ども医療費助成、養育医療給付、出産・子育て応援事業）
- 家庭訪問による状況把握・指導助言の実施（乳児家庭全戸訪問、母子訪問指導）
- その他、乳幼児の健やかな健康に資する事業の実施  
(新生児聴覚スクリーニング検査、予防接種、保育所・幼稚園等むし歯予防等)

#### 【成果指標】

| 成果指標                               | 基準値（R5年度）                             | 目標値（R11年度）                      |
|------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|
| MRワクチン（2期）接種率                      | 92.6%                                 | 95%                             |
| 保育所・幼稚園等むし歯予防(フッ化物洗口)<br>実施施設数     | 対象施設の 25.9%<br>22 施設                  | 対象施設の 28%<br>24 施設              |
| 乳幼児健診の受診率<br>(乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診) | 乳児 88.6%<br>1歳6か月児 94.6%<br>3歳児 84.2% | 乳児 95%<br>1歳6か月児 96%<br>3歳児 94% |

## **(2) 地域医療体制の充実**

全国トップクラスを誇る周産期医療体制が堅持されるよう、関係機関との連携強化に努め、安心して出産できる体制を維持します。

また、夜間及び休日の急患にも対応できるよう地域医療体制の維持に努めます。必要な人に必要な医療が実施されるよう、適正受診について啓発に努めます。

### **【取組・事業例】**

- 初期・高次救急医療体制の充実
- 小児救急医療電話相談 【県事業】

### **【成果指標】**

| 成果指標                              | 基準値（R5年度）            | 目標値（R11年度）           |
|-----------------------------------|----------------------|----------------------|
| 周産期医療体制の堅持<br>(都城医療センターの大学派遣医師確保) | 必要医療スタッフの<br>確保 100% | 必要医療スタッフの<br>確保 100% |
| 夜間急病センターの診療科目・時間の維持               | 3科、12時間<br>100%      | 3科、12時間<br>100%      |

## **(3) 不妊に悩む家庭への支援**

安心してこどもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、妊娠を望みながら不妊に悩む人への経済的な支援の充実や、関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。

### **【取組・事業例】**

- 一般不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減
- 不妊治療に関する相談支援・助成 【県事業】

## 2. 妊娠・出産・子育て環境の整備

子育てに関する支援の充実とその環境の整備を行っていくことが重要です。育児の悩みや不安を抱えても相談先や支援内容を知らないケースも多く、情報発信や周知・啓発などが求められています。ニーズにあった支援につなげ、誰もが安心して子育てできるような環境づくりに努めます。

### (1) 食育の推進

食事は、体の成長はもちろん、心の成長にも密接に関係する大事な要素であることから、乳幼児期からの正しい食事のとり方や食習慣のあり方など、食育に関する啓発に努めます。

さらに、子どもの発達段階に応じた「食」に関する講座や調理実習等の機会を提供するとともに、その内容の充実を図ります。

#### 【取組・事業例】

○食育の推進に関する取組の実施（離乳食教室の開催、親子食生活共同体験）

#### 【成果指標】

| 成果指標       | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|------------|-----------|------------|
| 離乳食教室の参加者数 | 80人       | 200人       |

### (2) 仕事と子育ての両立支援

安心して仕事と子育てが両立できるよう、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など、多様な子育て支援・保育サービスの充実を図ります。また、市民同士の共助の仕組みであるファミリー・サポート・センター事業を広く周知し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを促進します。

#### 【取組・事業例】

○地域における子育ての相互援助活動の推進（ファミリー・サポート・センター事業）

#### 【成果指標】

| 成果指標                | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|---------------------|-----------|------------|
| ファミリー・サポート・センター活動件数 | 6,467件    | 9,600件     |

### 3. 保育環境の充実

保育所・幼稚園・認定こども園、地域型保育への教育・保育給付を行い、さらに、各家庭の多様な保育・教育のニーズに応えられるよう、地域の実情にあった保育・教育サービスを充実させます。また、保育士等の人材不足が課題となっていることから、保育人材の確保を図るとともに保育・教育の質の向上を図ります。

#### (1) 多様な保育・教育サービスの充実

核家族化や女性の社会進出、就業形態や価値観の多様化等により、様々な保育・教育サービスが必要とされています。通常の保育所・幼稚園、認定こども園などの保育・教育サービスの充実に加え、宿泊を伴う預かりや一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに適切に対応できる体制を整備し、充実を図ります。

##### 【取組・事業例】

- 多様なニーズに応じた保育・教育サービスの提供  
(一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、ショートステイ・トワイライトステイ)

##### 【成果指標】

| 成果指標        | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|-------------|-----------|------------|
| 一時預かりの実施施設数 | 34 か所     | 40 か所      |

#### (2) 保育・教育を支える人材の確保と質の向上

地元の大学などの高等教育機関や県と連携し、地域の実情に応じた研修等を実施し、保育士等の資質向上に努め、保育・教育の質の向上を目指します。

また、保育士等の人材確保に努め、市内の保育・教育施設等に就労する保育士等に対して、「就職支援金」や「継続支援金」を支給するなど保育人材の確保に向けた方策も推進します。

##### 【取組・事業例】

- 保育士等の研修等による保育の質の向上のための取組
- 保育士等就職支援事業による就職・継続支援金の支給、保育士サポーター配置負担軽減事業により保育人材の確保を推進

### (3) 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の円滑な連携

幼児期における保育・教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、その充実とともに、小学校等との連携・接続が重要であることから、教育委員会との連携をより一層強化します。

#### 【取組・事業例】

- 幼保小連携・接続推進体制の整備



## 基本目標5 学童期・思春期の支援

### I. 学校教育の充実と環境整備

情報化・国際化など時代の流れが多様化しており、それを生き抜くための「生きる力」を育む教育が求められています。今後は、学校での教育の充実を図るだけでなく、家庭や地域との連携を深め、こどもたちが「生きる力」を持った人間として成長できるよう、良好な成育環境を確保します。

#### (1) 教育を支える人材の確保と質の向上

保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、中学校との連携・接続を図り、学校運営協議会等を通じて学校、家庭、地域が連携を深めながら教育環境を充実するための取組を進めます。

また、学校では教育プログラムの充実や学習の質の向上に取り組み、こどもたちの抱える課題や悩みに寄り添いながら個に応じた指導ができるよう、指導体制の充実と教職員の人材育成及び資質向上に努めます。

さらに、ALTや図書館サポーターなどの活用により、児童生徒の豊かな心と生きる力を育むとともに、学習用タブレット・PC等を導入し、情報活用能力の育成にも取り組みます。

#### 【取組・事業例】

- 小・中学校へのALT派遣による語学指導
- 小・中学校図書館サポーターの配置による読書活動の推進
- ICT機器の活用による学力向上の取組
- 地域との連携によるコミュニティ・スクールの運営
- 都城市・三股町合同教育研究会の充実
- 授業力向上セミナーの開催

#### 【成果指標】

| 成果指標                               | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|------------------------------------|-----------|------------|
| コミュニティ・スクールの実施学校数                  | 100%      | 100%       |
| 各中学校区へのコアティーチャー（学力向上の核となる教員）の配置の割合 | 100%      | 100%       |
| 外国語指導助手（ALT）配置人員数                  | 25人       | 31人        |
| 図書館サポーターの配置学校数割合                   | 94.4%     | 100%       |
| 児童生徒のICT活用を指導する能力                  | 84.5%     | 100%       |

## **(2) 豊かな人間性と生きる力を育む活動の推進**

文化・芸術活動やスポーツ活動、読書活動、地域活動などは、様々な経験を通じて豊かな人間性と生きる力を育むことのできる、子どもの健全育成には欠かせない活動であるため、こうした活動に親しむ環境を整えるとともに、活動内容の充実を図ります。

また、図書館や文化・芸術、スポーツに関する施設の維持・充実にも努めます。

### **【取組・事業例】**

- 芸術文化アウトリーチ事業による小・中学校での芸術・文化鑑賞
- 民俗芸能保存・伝承事業による「ふるさと教育」の推進
- スポーツ少年団の運営支援
- 部活動指導員の配置や部活動応援プロジェクトによる持続可能な部活動の推進
- 中学生海外派遣によるグローバルな人材の育成

### **【成果指標】**

| 成果指標                       | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|----------------------------|-----------|------------|
| 小中学校民族芸能伝承活動事業実施学校数        | 20校       | 20校        |
| みやこんじょ部活動応援プロジェクトを実施した部活動数 | —         | 17競技       |

## **(3) 放課後等の居場所づくり**

女性の社会進出や社会環境の変化等により、保護者が就労している世帯も多いことから、放課後や長期休業中の子どもが安全に過ごせる居場所づくりが必要となっています。保護者や子どものニーズに応じて、放課後児童クラブの整備と内容の充実を図るとともに、放課後や長期休業中の多様な体験・活動の場として子どもの健全育成に重要な役割を果たしている放課後子ども教室や、児童館等の子どもの居場所の整備を図ります。

### **【取組・事業例】**

- 放課後児童クラブの待機児童の解消と受け皿の確保
- 放課後子ども教室の拡充
- 放課後等デイサービスによる障がいのある子どもの放課後の居場所の確保
- 児童館・児童センター等の居場所の確保

## 【成果指標】

| 成果指標            | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|-----------------|-----------|------------|
| 放課後児童クラブ開設数（再掲） | 75 か所     | 85 か所      |
| 放課後子ども教室開設数（再掲） | 9 教室      | 18 教室      |

## 2. 不登校のこどもへの支援

不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっています。不登校を未然に防止するための啓発や各学校への支援等を充実させるとともに、「子どもの権利」に基づき、すべてのこどもが健やかに成長できるような仕組みづくりに努めます。

### （1）不登校等、困難に直面するこどもに対する支援

不登校の未然防止や早期解決に取り組むため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、こども一人一人の状況に応じた適切な対応をすることで、こどもの健全育成に努めます。

また、不登校状態にある児童生徒や集団生活になじめない、登校や学習に不安を抱える児童生徒へ学びの場を提供する等の支援体制を整備します。

## 【取組・事業例】

- 教育相談の実施
- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーによる相談支援
- 不登校の児童生徒の多様な学びの場・居場所の確保  
(スプリング教室、青空ラボ、市立図書館等)

## 【成果指標】

| 成果指標                       | 基準値（R5年度）                      | 目標値（R11年度） |
|----------------------------|--------------------------------|------------|
| スクールソーシャルワーカーの配置人数<br>(再掲) | 県：2人<br>市：1人                   | 市：3人       |
| スクールカウンセラーの配置（小学校）<br>(再掲) | 県：中学校配置のスクールカウンセラーを要請により小学校へ派遣 | 全小学校に配置    |

| 成果指標                       | 基準値（R5年度）                  | 目標値（R11年度） |
|----------------------------|----------------------------|------------|
| スクールカウンセラーの配置（中学校）<br>(再掲) | 県：14校に配置<br>残りの5校は要請に応じて派遣 | 全中学校に配置    |

### 3. 思春期の心身の健康と保健対策の充実

子どもの心身の健康の維持は、子どもたちが健やかに育つ上で欠かせないものです。しかし、近年は子どもたちを取り巻く環境も変化が激しく、こころの健康という観点でも悩みや不安を抱えるケースが多くなっています。子どもたちの心身の健康を守り、健やかな成長ができる環境形成に努めます。

#### (1) 子どもの健康管理・維持の充実

子どもの健康管理及び健やかな成長のため、医療費助成や予防接種等の実施、学校における健康づくりの取組により疾病予防を推進します。

また、健康管理の意識醸成のために喫煙や飲酒、生活習慣病などの知識や食育について学習する機会を教育課程の中に設けるとともに、命の大切さや妊娠・出産等の性に関する正しい知識の普及のために学校との連携も強化します。

#### 【取組・事業例】

- 健やかな身体を育むための取組の推進（フッ化物洗口等）
- 学校給食における地産地消の推進
- 心身の健やかな成長のための知識の普及
- 小・中学校の教育課程に応じた性に関する教育・薬物指導教室の実施

#### 【成果指標】

| 成果指標                             | 基準値（R5年度）  | 目標値（R11年度） |
|----------------------------------|------------|------------|
| 小学校フッ化物洗口事業の実施校数                 | 36校        | 36校        |
| 栄養教諭・栄養職員を活用した食育に関する取組を行った学校数の割合 | 18校（33.3%） | 54校（100%）  |

## **基本目標6 青年期の支援**

### **I. 高等教育の修学支援と充実**

こども・若者が自分の夢を持ち、将来、社会的・職業的に自立できるよう、様々な体験・学習の機会を提供し、キャリア教育を進めます。

高等教育については、どのような進路を進むかをこども自身が選択する場合が多い中、本人が進学を希望していても、環境や保護者の意向などにより選択できないこどもたちもあります。すべてのこどもが自分の将来のために、様々な進路を選択できるよう経済的支援を行います。

#### **(1) 大学等進学に対する教育機会の提供**

意欲と能力のある若者が経済的状況に関わらず、大学等への就学の機会を得られるよう、奨学金制度による経済的な支援を行います。

##### **【取組・事業例】**

- 進路指導・キャリア教育の実施
- 奨学金による就学機会の確保のための経済的支援

### **2. 若者の経済的自立と就労支援**

若者が継続的に就労し、安定した収入を確保することは、若い世代が本市に住み続け、こどもを持つ夢を実現するために重要なことです。雇用の場の確保により若者の定住を促し、さらに、安定的で継続的な収入を得ることで家庭を築き、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりにつなげます。

#### **(1) 若者の就労支援**

若者が地元企業の魅力を知る機会を提供し、インターンシップの実施、人材を求める企業と求職者とのマッチングの機会の創出などで地元での就職を支援します。

また、妊娠・出産・育児等により就労が難しい子育て世代の女性を中心に、多様な働き方を選択できるよう、技術の習得や起業・就業のための支援を行います。起業したい人に対しては、関係機関と連携した創業支援を行い、将来の本市における雇用の維持・拡大を図ります。

さらに、地域経済の発展に向けて、新たな雇用の増大が見込める企業の立地を推進し、雇用の拡大を図ります。

### 【取組・事業例】

- 産・学・官の連携によるキャリア教育の推進
- 高校生・教職員を対象にした企業巡見の推進
- 若者の移住定住促進に係る支援  
(移住定住インターンシップ等促進事業、U I J ターン就職座談会、雇用促進事業)
- 女性活躍促進事業による多様な働き方の支援
- 創業支援計画に基づく起業支援
- 企業立地・企業誘致による新たな雇用の創出

### 【成果指標】

| 成果指標                     | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|--------------------------|-----------|------------|
| 新規立地企業件数                 | 71 件      | 131 件      |
| キャリア教育の実施学校数（延べ）         | 11 校      | 70 校       |
| 都城公共職業安定所管内の新卒高校生の所管内就職率 | 48.3%     | 50%        |

## 3. 結婚、妊娠、出産等を希望する若者への支援

仕事や生活の場において、男女が日常的に出会う場面が少ない、あるいは仕事の忙しさから、出会いの機会を作れない若者が多くいることが考えられます。このような結婚を望んでいながら出会いの機会がない若者を対象に、出会いの場を提供し、結婚を望む若者を応援します。

### (1) 出会いの場の提供

婚活支援を行う団体に対して研修会等を実施し、各団体のスキルアップを図るとともに、セミナーやイベント情報の発信、出会いの場の提供などを行います。

### 【取組・事業例】

- 婚活支援団体との連携による出会いの創出
- 交流やイベントの実施による出会いの場の提供

## 【成果指標】

| 成果指標                                | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|-------------------------------------|-----------|------------|
| 各種団体と連携した婚活・若者交流促進イベントでのカップル成立数（累計） | 213組      | 600組       |
| 婚活情報発信システムへの登録者数（累計）                | 1,247人    | 4,120人     |
| 婚活応援企業等への登録企業数（累計）                  | 50社       | 80社        |

## 4. 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援

ニートやひきこもりなど、社会生活を営む上で困難を有する若者を支援するため、関係機関が連携し、支援を強化することが求められています。悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

### (1) 困難や生きづらさを感じる若者に対する支援

学校を卒業・中退後、あるいは仕事を辞めた後、職につけず悩んでいる若者の職業的・社会的自立に向け、相談機関と連携します。

また、ひきこもりの状態にある本人・家族が早期に適切な支援機関につながるよう、ひきこもりで悩む家庭に対し、相談支援を行います。

## 【取組・事業例】

- みやざき若者サポートステーションとの連携
- ふくしの相談窓口（都城市生活自立相談センター、多機関協働センターすくらむ）における相談支援
- 宮崎県ひきこもり地域支援センターやひきこもりサポートを活用した支援の充実
- 地区社会福祉協議会による「福祉なんでも相談」の開設

## 【成果指標】

| 成果指標                                  | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|---------------------------------------|-----------|------------|
| ひきこもり支援に関する支援プラン（多機関・アウトリーチ・参加支援）の作成数 | 3件        | 30件        |

## 基本目標7 子育て期の支援

### I. 相談体制・情報提供の充実

子育てに関する総合的な相談や支援制度の紹介を行う相談体制の充実に努めます。また、行政や子育て支援事業者・団体などの子育てに関する機関が連携し、一体的に子育て支援に取り組めるよう、ネットワークの形成推進に努めます。

さらに、市民、学校、地域、職域など地域ぐるみで子育ち・子育てを支援する体制を構築するため、市民全体に向けて啓発を進めるとともに、子育てに関する情報を必要としている人に届くよう、チラシや冊子の作成、ホームページ、SNSの活用など、多様な媒体を通じて、わかりやすく提供します。

#### (1) 妊娠・出産・子育てに関する相談体制・情報提供の充実

妊娠期から出産、子育て期まで切れ目なくサポートすることを目的に配置している母子保健コーディネーター（子育て世代包括支援センター）について、関係機関との連携を強化し、充実を図るとともに、経済的な負担軽減だけでなく、伴走型の相談支援に取り組みます。

また、初産、高齢出産、若年出産、多胎妊娠など、特に身体的・精神的なケアが必要な妊産婦及び初産婦を訪問し、指導・助言等を行います。

乳幼児期に利用される子育て世代活動支援センター（ぶれぴか）、地域子育て支援センターの機能強化と内容の充実を図り、子育てに関する相談や親子の交流を支援します。

さらに、子どもの健全育成や人格形成に重要な役割を果たす家庭教育について、情報提供を行い、質の向上を目指します。

#### 【取組・事業例】

##### 相談支援等

○子どもの育ちについて安心して相談できる環境づくりの推進

- ・子育て世代活動支援センター（ぶれぴか）への子育てコンシェルジュの配置
- ・子育て世代包括支援センター（保健センター）への母子保健コーディネーターの配置
- ・子育て支援センターの運営
- ・子ども家庭センターにおける相談支援

○家庭訪問による状況把握・指導助言の実施（乳児家庭全戸訪問、母子訪問指導）

○健やかな心を育む家庭教育の推進

（初めてのよみきかせ講座事業、ブックプレゼント事業）

### **情報提供・情報発信**

- 様々な媒体を通した情報提供・情報発信  
(インスタグラム「こどもまんなかみやこのじょう」、子育て応援サイト「はぴみやこんじょ」、母子健康情報サービス(電子母子手帳サービス)、子育てガイドブック、市公式LINE、市ホームページ等)
- 子育て支援グループ・団体の支援

### **【成果指標】**

| 成果指標  | 基準値（R5年度） | 目標値（R11年度） |
|---|-----------|------------|
| 「都城市は子育てしやすい、または子育てにやさしいまちだと思いますか」という質問に「そう思う」「まあそう思う」と回答する人の割合（再掲） | 62.7%     | 86.7%      |
| 母子訪問指導実施率   | 87.6%     | 90%        |

## **2. 子育てや教育に関する経済的負担の軽減**

近年の物価高騰等により子育て世帯の経済状況は年々厳しくなっています。令和3年の国調査においても、理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的な理由が52.6%と最も高くなっています。

本市では人口増を目指す子育て支援施策の一環として、子育て世帯への経済的支援を行い、子育て世帯が子育てしやすい環境づくりに努めます。

### **(1) 3つの完全無料化**

少子化対策、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、令和5年4月から実施している「第1子からの保育料の完全無料化」「中学生までの子ども医療費助成」「妊産婦の健康診査費用の助成」について、継続実施に努めます。

### **【取組・事業例】**

- 第1子からの保育料の完全無料化
- 中学生までの子ども医療費助成
- 妊産婦の健康診査費用の助成

## 【成果指標】

| 成果指標 | 基準値（R5 年度） | 目標値（R11 年度） |
|------|------------|-------------|
| 出生数  | 1,100 人    | 1,332 人     |

## 3. 共働き・共育ての推進と男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

家庭における固定的な性別役割分担意識は社会的に問題となっており、男女がともに家事・育児に参画することが求められています。市民への男女共同参画の意識の啓発に努めるとともに、企業に対して、従業員の仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）を維持できるような就労環境の形成を働きかけて、共働き・共育てを推進します。

### （1）妊娠・出産に配慮した就労環境の整備

企業に対して、妊娠・出産を希望する女性の望みに応じた働き方のできる就労支援意識の啓発促進に努めるとともに、子育てサポート企業の認定制度「くるみん認定」等の認定制度について周知を行います。

#### 【取組・事業例】

- 女性活躍、育休や多様な働き方を促進する就労環境についての啓発
- 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発・推進
- 子育てサポート企業の認定制度「くるみん認定」の周知・推進

## 【成果指標】

| 成果指標                 | 基準値（R5 年度） | 目標値（R11 年度） |
|----------------------|------------|-------------|
| 子育てサポート企業「くるみん認定企業」数 | 8 社        | 11 社        |

## **(2) 地域ぐるみで子育てを支える環境の整備**

核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手がいないことによる子育ての孤立を防ぐために、相談体制の充実や地域ぐるみで子育てを支える環境の整備が重要です。

乳幼児期には、保育所・幼稚園・認定こども園等の定期的な保育・教育サービスを受けていない世帯もあることから、地域で子育てを支える団体の活動支援を行います。

また、主に小学生をもつ子育て期においては、市民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の充実を図り、仕事と子育ての両立支援を図ります。

### **【取組・事業例】**

- 子育て支援グループ・団体の活動支援
- 地域における子育ての相互援助活動の推進（ファミリー・サポート・センター事業）

## **(3) 仕事と子育ての両立支援**

ハローワーク等をはじめとする各機関が実施している助成制度の情報提供に努め、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりや、子育てをする人に配慮した労働条件・制度の啓発促進に努めます。

また、妊娠・出産・育児等により就労が難しい子育て世代の女性を中心に、多様な働き方を選択できるよう、技術の習得や起業・就業のための支援を行います。

### **【取組・事業例】**

- 女性活躍、育休や多様な働き方を促進する就労環境についての啓発
- 子育てサポート企業の認定制度「くるみん認定」の周知・推進
- 女性活躍促進事業による多様な働き方の支援

## **(4) 地域や家庭における男女共同参画社会づくりの推進**

配偶者の妊娠期から、妊娠・出産に対する男性の理解を深められるような啓発を行うことで、出産後の育児・家事に対する男性の参画促進を図ります。また、そのためのスキルアップの機会を提供し、母親の子育てに関する孤立感の軽減を図り、女性が継続して働き続けられる環境や、出産後の育児・家事に対する男性の理解が進むよう啓発に努めます。

### **【取組・事業例】**

- 男女共同参画に係る啓発・相談支援
- パパ向けワークショップの実施

### 【成果指標】

| 成果指標                 | 基準値（R5 年度） | 目標値（R11 年度） |
|----------------------|------------|-------------|
| 男女共同参画に関する講演会・講座の開催数 | 8 件        | 10 件        |



## 第5章 量の見込みと確保方策

### 1. 教育・保育の提供区域

都城市こども計画は子ども子育て支援事業計画を内包しますが、子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

#### 【参考：教育・保育の提供区域に関する国の考え方】

- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 託児所等の地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

本市では、以下のとおり教育・保育提供区域を設定します。

#### (Ⅰ) 幼児期の教育・保育提供区域

| 区分      | 提供区域          | 考え方   |
|---------|---------------|---|
| 1号認定    | 市全域（1区域）      | 1号認定の受入れ先である幼稚園・認定こども園については、施設の偏在がみられることや、保護者の希望により施設を選択することが可能であることから、「市全域」とする。  |
| 2号・3号認定 | 南部、西部、北部（3区域） | 特に3号認定について、市内中心部で入りづらい状況となっており、空き待ち児童が発生している。区域を小さく設定して定員管理を行うことで、効率的に空き待ち児童を解消できると考えられることや、保護者の就労状況の違いなどの地域の実情に応じた教育・保育体制の構築が可能になることから、3区域とする。 |

【提供区域】



## (2) 地域子ども・子育て支援事業

| 区分                 | 提供区域           | 考え方   |
|--------------------|----------------|---|
| 利用者支援事業            | 市全域<br>(1区域)   | 利用可能なすべての施設やサービスの利用調整、情報集約等ができるよう当面は「市全域」とする。                       |
| 延長保育事業             | 市全域<br>(1区域)   | 本事業は通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、利用ニーズに対応しながら施設ごとに対応するため「市全域」とする。          |
| 放課後児童クラブ           | 小学校区<br>(36区域) | 施設までの移動時間、移動手段等を考慮し、「小学校区」とする。                                      |
| 子育て短期支援事業          | 市全域<br>(1区域)   | 一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。     |
| 乳児家庭全戸訪問事業         | 市全域<br>(1区域)   | 訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」に設定する。                        |
| 養育支援訪問事業           | 市全域<br>(1区域)   | 児童相談所や保健所、医療機関との全市的な連携が必要であり、また、全市域の情報を基に迅速な対応が求められることから「市全域」に設定する。 |
| 地域子育て支援拠点事業        | 市全域<br>(1区域)   | 現状は子育て支援センターが5か所あるが、身近な場所で支援を行うため、人口分布等を考慮し、増設を検討する。                |
| 一時預かり事業            | 市全域<br>(1区域)   | 一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。     |
| 病児・病後児保育事業         | 市全域<br>(1区域)   | 病気の際に突発的に利用される事業であることから、「市全域」とする。                                   |
| ファミリー・サポート・センター事業  | 市全域<br>(1区域)   | 一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。     |
| 妊婦健康診査             | 市全域<br>(1区域)   | 市内外を含む医療機関で実施可能であることから、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」に設定する。           |
| 実費徴収に係る補足給付を行う事業   | -              | 区域の設定は不要  |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | -              | 区域の設定は不要  |
| 妊婦等包括支援事業          | 市全域<br>(1区域)   | こども家庭センターの事業の一環として、「市全域」に設定する。                                      |
| 産後ケア事業             | 市全域<br>(1区域)   | 出産後のケアとして医療機関と連携しながら、直営型と委託型で実施しており、「市全域」として設定する。                   |
| 子育て世帯訪問支援事業        | 市全域<br>(1区域)   | 訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」に設定する。                        |

## 2. 「量の見込み」の算出のための基本事項

### (1) 「量の見込み」の算出のための人口推計

本計画での各サービスのニーズ事業量を算出するための基礎となる0歳～11歳児童数の推計は、過去の現住人口をもとに、コーホート要因法の考え方に基づき、男女別、年齢別の転入出や、出生、死亡などの傾向を考慮しつつ、移住施策等の効果による異動の見込みを踏まえ算出しています。

なお、この人口推計については、市の人口減少対策への取組と整合を図るため、令和5年度以降の人口増加の状況を踏まえて作成した独自推計です。ただし、こども計画のニーズ事業量の算出に活用するため、当年4月～翌年3月の1年度間の数値に置き換えています。

■令和6年10月1日時点の推計人口 (単位：人)

| 区分  | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳  | 1,174  | 1,205  | 1,239  | 1,281  | 1,332  |
| 1歳  | 1,152  | 1,195  | 1,226  | 1,257  | 1,302  |
| 2歳  | 1,303  | 1,179  | 1,223  | 1,251  | 1,285  |
| 3歳  | 1,399  | 1,321  | 1,198  | 1,239  | 1,269  |
| 4歳  | 1,434  | 1,420  | 1,343  | 1,217  | 1,261  |
| 5歳  | 1,411  | 1,447  | 1,433  | 1,353  | 1,230  |
| 6歳  | 1,426  | 1,432  | 1,467  | 1,452  | 1,374  |
| 7歳  | 1,456  | 1,447  | 1,453  | 1,487  | 1,473  |
| 8歳  | 1,517  | 1,476  | 1,467  | 1,472  | 1,506  |
| 9歳  | 1,506  | 1,533  | 1,491  | 1,481  | 1,487  |
| 10歳 | 1,567  | 1,518  | 1,544  | 1,502  | 1,492  |
| 11歳 | 1,591  | 1,580  | 1,530  | 1,556  | 1,514  |
| 合計  | 16,936 | 16,753 | 16,614 | 16,548 | 16,525 |

### (2) 「量の見込み」の算出方法

本計画では、上記の児童人口推計に対して、令和2年度～6年度の各事業の利用実績を基に、各事業の利用率を算出し、それを掛け合わせることで各事業の今後の利用見込みを算出しています。

また、国の方針や施策の動向、本市でアンケート方式で実施したニーズ調査などについても勘案しながら調整を行い、量の見込みと確保方策を設定しました。

### 3. 幼児期の教育・保育

#### (Ⅰ) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

現在の教育・保育の利用状況や、保護者の利用希望等を勘案して、以下の区分で設定します。

また、幼児教育・保育の無償化制度の趣旨に鑑み、3歳以上については、すべてのこどもがいすれかの施設の利用希望があるものとして算出します。

##### 【量の見込み】

|                  |
|------------------|
| ○1号認定（3～5歳の教育のみ） |
| ○2号認定（3～5歳の保育）   |
| ○3号認定（0～2歳の保育）   |

##### 【確保の内容】

|                        |
|------------------------|
| ○幼稚園、認定こども園（教育部分）で確保   |
| ○保育所、認定こども園（保育部分）で確保   |
| ○保育所、認定こども園、地域型保育事業で確保 |



## (2) 量の見込みと確保方策

### 【市全域】

単位：人

| 年 度              |                    | 令和7年度   |       |     |       |       | 令和8年度   |       |     |     |       |
|------------------|--------------------|---------|-------|-----|-------|-------|---------|-------|-----|-----|-------|
| 区 分              |                    | 1号      | 2号    | 3号  |       |       | 1号      | 2号    | 3号  |     |       |
|                  |                    |         |       | 0歳  | 1歳    | 2歳    |         |       | 0歳  | 1歳  | 2歳    |
| 量の見込み            |                    | 1,255   | 2,888 | 862 | 913   | 1,066 | 1,238   | 2,850 | 885 | 946 | 964   |
| 確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育<br>保育施設       | 1,405   | 2,770 | 641 | 913   | 1,042 | 1,425   | 2,780 | 649 | 924 | 1,053 |
|                  | 特定地域型<br>保育事業      | 0       | 0     | 43  | 48    | 40    | 0       | 0     | 43  | 48  | 40    |
|                  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 0       | 28    | 5   | 9     | 13    | 0       | 28    | 5   | 9   | 13    |
|                  | 一時預かり事業<br>(幼稚園型Ⅱ) | 0       | 0     | 0   | 0     | 0     | 0       | 0     | 0   | 0   | 0     |
|                  | 計                  | 1,405   | 2,798 | 689 | 970   | 1,095 | 1,425   | 2,808 | 697 | 981 | 1,106 |
| 年 度              |                    | 令和9年度   |       |     |       |       | 令和10 年度 |       |     |     |       |
| 区 分              |                    | 1号      | 2号    | 3号  |       |       | 1号      | 2号    | 3号  |     |       |
|                  |                    |         |       | 0歳  | 1歳    | 2歳    |         |       | 0歳  | 1歳  | 2歳    |
| 量の見込み            |                    | 1,176   | 2,705 | 910 | 972   | 1,001 | 1,127   | 2,592 | 941 | 997 | 1,023 |
| 確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育<br>保育施設       | 1,425   | 2,780 | 649 | 934   | 1,063 | 1,425   | 2,784 | 651 | 936 | 1,065 |
|                  | 特定地域型<br>保育事業      | 0       | 0     | 43  | 48    | 40    | 0       | 0     | 43  | 48  | 40    |
|                  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 0       | 28    | 5   | 9     | 13    | 0       | 28    | 5   | 9   | 13    |
|                  | 一時預かり事業<br>(幼稚園型Ⅱ) | 0       | 0     | 0   | 0     | 0     | 0       | 0     | 0   | 0   | 0     |
|                  | 計                  | 1,425   | 2,808 | 697 | 991   | 1,116 | 1,425   | 2,812 | 699 | 993 | 1,118 |
| 年 度              |                    | 令和11 年度 |       |     |       |       |         |       |     |     |       |
| 区 分              |                    | 1号      | 2号    | 3号  |       |       |         |       |     |     |       |
|                  |                    |         |       | 0歳  | 1歳    | 2歳    |         |       |     |     |       |
| 量の見込み            |                    | 1,112   | 2,559 | 978 | 1,031 | 1,051 |         |       |     |     |       |
| 確<br>保<br>方<br>策 | 特定教育<br>保育施設       | 1,415   | 2,794 | 655 | 944   | 1,073 |         |       |     |     |       |
|                  | 特定地域型<br>保育事業      | 0       | 0     | 43  | 48    | 40    |         |       |     |     |       |
|                  | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 0       | 28    | 5   | 9     | 13    |         |       |     |     |       |
|                  | 一時預かり事業<br>(幼稚園型Ⅱ) | 0       | 0     | 0   | 0     | 0     |         |       |     |     |       |
|                  | 計                  | 1,415   | 2,822 | 703 | 1,001 | 1,126 |         |       |     |     |       |

【1号認定 提供区域：市全域】

単位：人

| 年 度   |              | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |              | 1,255 | 1,238 | 1,176 | 1,127  | 1,112  |
| 確保方策  | 特定教育<br>保育施設 | 1,405 | 1,425 | 1,425 | 1,425  | 1,415  |

【2・3号認定 提供区域：北部（山之口、高城、高崎）】

単位：人

| 年 度   |                    | 令和7年度 |     |     | 令和8年度   |     |     |
|-------|--------------------|-------|-----|-----|---------|-----|-----|
| 区 分   |                    | 2号    | 3号  |     | 2号      | 3号  |     |
|       |                    |       | 0歳  | 1歳  |         | 0歳  | 1歳  |
| 量の見込み |                    | 303   | 107 | 99  | 114     | 299 | 110 |
| 確保方策  | 特定教育<br>保育施設       | 305   | 78  | 103 | 114     | 305 | 78  |
|       | 特定地域型<br>保育事業      | 0     | 0   | 0   | 0       | 0   | 0   |
|       | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 0     | 0   | 0   | 0       | 0   | 0   |
|       | 一時預かり事業<br>(幼稚園型Ⅱ) | 0     | 0   | 0   | 0       | 0   | 0   |
|       | 計                  | 305   | 78  | 103 | 114     | 305 | 78  |
| 年 度   |                    | 令和9年度 |     |     | 令和10 年度 |     |     |
| 区 分   |                    | 2号    | 3号  |     | 2号      | 3号  |     |
|       |                    |       | 0歳  | 1歳  |         | 0歳  | 1歳  |
| 量の見込み |                    | 284   | 113 | 106 | 108     | 272 | 117 |
| 確保方策  | 特定教育<br>保育施設       | 305   | 78  | 103 | 114     | 305 | 78  |
|       | 特定地域型<br>保育事業      | 0     | 0   | 0   | 0       | 0   | 0   |
|       | 企業主導型保育<br>施設の地域枠  | 0     | 0   | 0   | 0       | 0   | 0   |
|       | 一時預かり事業<br>(幼稚園型Ⅱ) | 0     | 0   | 0   | 0       | 0   | 0   |
|       | 計                  | 305   | 78  | 103 | 114     | 305 | 78  |

| 年 度   |                | 令和11年度 |     |     |     |
|-------|----------------|--------|-----|-----|-----|
| 区 分   |                | 2号     | 3号  |     |     |
|       |                |        | 0歳  | 1歳  | 2歳  |
| 量の見込み |                | 269    | 121 | 112 | 113 |
| 確保方策  | 特定教育保育施設       | 305    | 78  | 103 | 114 |
|       | 特定地域型保育事業      | 0      | 0   | 0   | 0   |
|       | 企業主導型保育施設の地域枠  | 0      | 0   | 0   | 0   |
|       | 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ) | 0      | 0   | 0   | 0   |
|       | 計              | 305    | 78  | 103 | 114 |

【2・3号認定 提供区域：西部（沖水、志和池、庄内、西岳、山田）】

単位：人

| 年 度   |                | 令和7年度  |     |     | 令和8年度  |     |     |
|-------|----------------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 区 分   |                | 2号     | 3号  |     | 2号     | 3号  |     |
|       |                |        | 0歳  | 1歳  |        | 0歳  | 1歳  |
| 量の見込み |                | 691    | 187 | 200 | 230    | 682 | 192 |
| 確保方策  | 特定教育保育施設       | 676    | 150 | 218 | 250    | 686 | 152 |
|       | 特定地域型保育事業      | 0      | 6   | 6   | 7      | 0   | 6   |
|       | 企業主導型保育施設の地域枠  | 15     | 1   | 4   | 5      | 15  | 1   |
|       | 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） | 0      | 0   | 0   | 0      | 0   | 0   |
|       | 計              | 691    | 157 | 228 | 262    | 701 | 159 |
| 年 度   |                | 令和9年度  |     |     | 令和10年度 |     |     |
| 区 分   |                | 2号     | 3号  |     | 2号     | 3号  |     |
|       |                |        | 0歳  | 1歳  |        | 0歳  | 1歳  |
| 量の見込み |                | 647    | 197 | 213 | 216    | 619 | 204 |
| 確保方策  | 特定教育保育施設       | 686    | 152 | 222 | 254    | 690 | 154 |
|       | 特定地域型保育事業      | 0      | 6   | 6   | 7      | 0   | 6   |
|       | 企業主導型保育施設の地域枠  | 15     | 1   | 4   | 5      | 15  | 1   |
|       | 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） | 0      | 0   | 0   | 0      | 0   | 0   |
|       | 計              | 701    | 159 | 232 | 266    | 705 | 161 |
| 年 度   |                | 令和11年度 |     |     |        |     |     |
| 区 分   |                | 2号     | 3号  |     |        |     |     |
|       |                |        | 0歳  | 1歳  | 2歳     |     |     |
| 量の見込み |                | 611    | 212 | 226 | 227    |     |     |
| 確保方策  | 特定教育保育施設       | 690    | 154 | 224 | 256    |     |     |
|       | 特定地域型保育事業      | 0      | 6   | 6   | 7      |     |     |
|       | 企業主導型保育施設の地域枠  | 15     | 1   | 4   | 5      |     |     |
|       | 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） | 0      | 0   | 0   | 0      |     |     |
|       | 計              | 705    | 161 | 234 | 268    |     |     |

【2・3号認定 提供区域：南部（姫城、小松原、妻ヶ丘、祝吉、五十市、横市、中郷）】

単位：人

| 年 度   |                | 令和7年度  |     |     | 令和8年度  |       |     |
|-------|----------------|--------|-----|-----|--------|-------|-----|
| 区 分   |                | 2号     | 3号  |     | 2号     | 3号    |     |
|       |                |        | 0歳  | 1歳  |        | 0歳    | 1歳  |
| 量の見込み |                | 1,894  | 568 | 614 | 722    | 1,869 | 583 |
| 確保方策  | 特定教育保育施設       | 1,789  | 413 | 592 | 678    | 1,789 | 419 |
|       | 特定地域型保育事業      | 0      | 37  | 42  | 33     | 0     | 37  |
|       | 企業主導型保育施設の地域枠  | 13     | 4   | 5   | 8      | 13    | 4   |
|       | 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） | 0      | 0   | 0   | 0      | 0     | 0   |
|       | 計              | 1,802  | 454 | 639 | 719    | 1,802 | 460 |
| 年 度   |                | 令和9年度  |     |     | 令和10年度 |       |     |
| 区 分   |                | 2号     | 3号  |     | 2号     | 3号    |     |
|       |                |        | 0歳  | 1歳  |        | 0歳    | 1歳  |
| 量の見込み |                | 1,774  | 600 | 653 | 677    | 1,701 | 620 |
| 確保方策  | 特定教育保育施設       | 1,789  | 419 | 609 | 695    | 1,789 | 419 |
|       | 特定地域型保育事業      | 0      | 37  | 42  | 33     | 0     | 37  |
|       | 企業主導型保育施設の地域枠  | 13     | 4   | 5   | 8      | 13    | 4   |
|       | 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） | 0      | 0   | 0   | 0      | 0     | 0   |
|       | 計              | 1,802  | 460 | 656 | 736    | 1,802 | 460 |
| 年 度   |                | 令和11年度 |     |     |        |       |     |
| 区 分   |                | 2号     | 3号  |     |        |       |     |
|       |                |        | 0歳  | 1歳  | 2歳     |       |     |
| 量の見込み |                | 1,679  | 645 | 693 | 711    |       |     |
| 確保方策  | 特定教育保育施設       | 1,799  | 423 | 617 | 703    |       |     |
|       | 特定地域型保育事業      | 0      | 37  | 42  | 33     |       |     |
|       | 企業主導型保育施設の地域枠  | 13     | 4   | 5   | 8      |       |     |
|       | 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） | 0      | 0   | 0   | 0      |       |     |
|       | 計              | 1,812  | 464 | 664 | 744    |       |     |

### (3) 提供体制の確保方法

計画期間について、以下の方策により量の確保に取り組みます。

#### ①教育・保育施設の利用定員の適正化

確保策が不足している地域及び認定区分については、教育・保育施設の定員枠拡大に取り組みます。特に、施設整備や既存施設の分園設置の際には、地域の実情を勘案した定員設定を行います。

また、施設利用者数と利用定員との関係について適切に管理を行うことで、適正な給付体制の維持に努めます。

#### ②認定こども園移行希望施設への対応

教育と保育を一体的に担う認定こども園への移行を希望する施設については、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえつつ、教育・保育の需給状況、保護者や地域のニーズを勘案し、適切に対応します。その際、地域の実情を勘案した定員設定を行います。

#### ③多様な事業主体の保育事業への参入促進

今後、教育・保育の供給量が不足する見込みの区域においては、教育・保育事業を行う法人の公募実施を行うかの検討を行います。その際には、教育・保育の供給量を増加させるだけでなく、教育・保育の質の部分についても確認を行います。

#### ④保育人材の確保

保育の量的拡大には、その担い手となる保育人材の確保が課題となることから、教育・保育施設が所属する団体、教育機関及び県等と連携し、保育人材の魅力を発信するとともに、本市が実施している保育士等就職支援金の周知を行い、保育人材の育成・確保に取り組みます。

また、教育・保育給付の中で保育士等への処遇改善を実施するとともに、監査機能を強化し、保育士等の給与に確実に反映されているか確認を行い、処遇改善を進めます。

さらに、遊具の消毒・清掃や給食の配膳など、周辺業務を行う保育士サポーターの配置を支援し、保育現場における保育士の負担軽減を図ります。

#### ⑤公立施設（公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園）の機能強化

公立施設については、需要と供給のバランスへの的確な対応及び障がい児支援等、地域のセーフティネットとしての役割や地域の子育て支援拠点としての役割を果たしている一方、施設の老朽化等の問題も抱えています。施設の再編整備を地域の実情に応じて計画的に進め、機能強化を図ります。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を設定します。現在の子ども・子育て支援事業等の利用状況や、保護者の利用希望等を勘案して設定します。

### (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は保護者の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の実情等に配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

単位：か所

|       |            | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |            | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| 確保方策  | 基本型        | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
|       | 特定型        | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
|       | こども家庭センター型 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |

### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

これまでの利用実績を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

単位：人、か所

|       |       | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み |       | 37,800 | 37,200 | 36,900 | 36,600 | 37,200 |
| 確保方策  | 延利用者数 | 37,800 | 37,200 | 36,900 | 36,600 | 37,200 |
|       | 実施箇所数 | 45     | 45     | 45     | 45     | 45     |

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前のこどもに係る保育との連続性を重視して、これまでの利用実績を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

単位：人、か所

|       |      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1年生  | 889   | 933   | 941   | 984    | 1,010  |
|       | 2年生  | 754   | 785   | 849   | 869    | 894    |
|       | 3年生  | 567   | 571   | 617   | 667    | 681    |
|       | 4年生  | 276   | 303   | 305   | 332    | 341    |
|       | 5年生  | 127   | 127   | 145   | 133    | 151    |
|       | 6年生  | 66    | 61    | 58    | 64     | 60     |
|       | 計    | 2,679 | 2,780 | 2,915 | 3,049  | 3,137  |
| 方確保   | 利用定員 | 2,734 | 2,794 | 2,929 | 3,040  | 3,080  |
|       | 箇所数  | 78    | 79    | 82    | 84     | 85     |

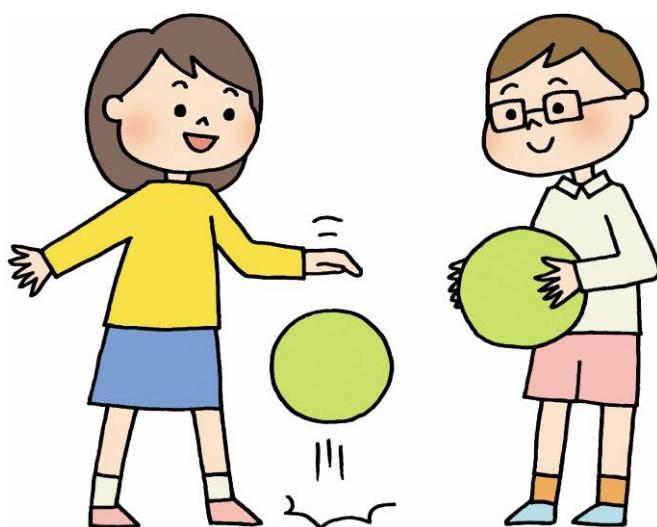
#### 【校区別の見込み量】

単位：人

| 提供区域 | 項目    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 明道   | 量の見込み | 84    | 85    | 90    | 85     | 91     |
|      | 確保方策  | 76    | 76    | 76    | 76     | 76     |
| 南    | 量の見込み | 140   | 138   | 137   | 139    | 151    |
|      | 確保方策  | 153   | 153   | 153   | 153    | 153    |
| 東    | 量の見込み | 129   | 133   | 144   | 151    | 172    |
|      | 確保方策  | 110   | 140   | 140   | 140    | 140    |
| 上長飯  | 量の見込み | 228   | 258   | 276   | 290    | 274    |
|      | 確保方策  | 240   | 240   | 280   | 280    | 280    |
| 大王   | 量の見込み | 131   | 144   | 152   | 166    | 171    |
|      | 確保方策  | 145   | 145   | 155   | 155    | 155    |
| 祝吉   | 量の見込み | 269   | 272   | 292   | 323    | 358    |
|      | 確保方策  | 255   | 255   | 295   | 295    | 335    |
| 川東   | 量の見込み | 50    | 55    | 51    | 59     | 72     |
|      | 確保方策  | 65    | 65    | 65    | 80     | 80     |
| 五十市  | 量の見込み | 225   | 237   | 250   | 257    | 258    |
|      | 確保方策  | 235   | 235   | 235   | 275    | 275    |
| 今町   | 量の見込み | 32    | 35    | 36    | 36     | 34     |
|      | 確保方策  | 33    | 33    | 33    | 33     | 33     |

| 提供区域 | 項目    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 明和   | 量の見込み | 123   | 125   | 136   | 147    | 157    |
|      | 確保方策  | 125   | 125   | 130   | 130    | 130    |
| 西    | 量の見込み | 227   | 227   | 212   | 229    | 216    |
|      | 確保方策  | 224   | 224   | 224   | 240    | 240    |
| 沖水   | 量の見込み | 176   | 198   | 234   | 250    | 265    |
|      | 確保方策  | 180   | 185   | 225   | 265    | 265    |
| 志和池  | 量の見込み | 103   | 106   | 102   | 96     | 93     |
|      | 確保方策  | 120   | 120   | 120   | 120    | 120    |
| 丸野   | 量の見込み | 44    | 45    | 50    | 50     | 55     |
|      | 確保方策  | 40    | 40    | 40    | 40     | 40     |
| 庄内   | 量の見込み | 31    | 34    | 30    | 32     | 30     |
|      | 確保方策  | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 菓子野  | 量の見込み | 22    | 23    | 19    | 21     | 21     |
|      | 確保方策  | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 乙房   | 量の見込み | 91    | 92    | 104   | 107    | 116    |
|      | 確保方策  | 59    | 59    | 59    | 59     | 59     |
| 西岳   | 量の見込み | 5     | 5     | 3     | 2      | 3      |
|      | 確保方策  | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |
| 吉之元  | 量の見込み | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
|      | 確保方策  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 夏尾   | 量の見込み | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
|      | 確保方策  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 梅北   | 量の見込み | 56    | 60    | 62    | 61     | 55     |
|      | 確保方策  | 66    | 66    | 66    | 66     | 66     |
| 安久   | 量の見込み | 90    | 89    | 104   | 105    | 111    |
|      | 確保方策  | 80    | 80    | 80    | 80     | 80     |
| 山之口  | 量の見込み | 54    | 52    | 50    | 51     | 49     |
|      | 確保方策  | 35    | 40    | 40    | 40     | 40     |
| 麓    | 量の見込み | 6     | 6     | 9     | 10     | 9      |
|      | 確保方策  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 富吉   | 量の見込み | 9     | 8     | 10    | 10     | 8      |
|      | 確保方策  | 25    | 40    | 40    | 40     | 40     |
| 高城   | 量の見込み | 121   | 117   | 121   | 135    | 136    |
|      | 確保方策  | 110   | 110   | 110   | 110    | 110    |
| 有水   | 量の見込み | 20    | 22    | 20    | 19     | 15     |
|      | 確保方策  | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |

| 提供区域 | 項目    | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 石山   | 量の見込み | 24    | 18    | 16    | 12     | 10     |
|      | 確保方策  | 25    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 山田   | 量の見込み | 27    | 30    | 30    | 28     | 25     |
|      | 確保方策  | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 中霧島  | 量の見込み | 27    | 28    | 28    | 31     | 31     |
|      | 確保方策  | 27    | 27    | 27    | 27     | 27     |
| 木之川内 | 量の見込み | 14    | 16    | 19    | 14     | 14     |
|      | 確保方策  | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| 高崎   | 量の見込み | 87    | 83    | 88    | 93     | 93     |
|      | 確保方策  | 110   | 110   | 110   | 110    | 110    |
| 高崎麓  | 量の見込み | 7     | 10    | 8     | 11     | 14     |
|      | 確保方策  | 16    | 16    | 16    | 16     | 16     |
| 江平   | 量の見込み | 25    | 25    | 29    | 27     | 26     |
|      | 確保方策  | 25    | 25    | 25    | 25     | 25     |
| 縄瀬   | 量の見込み | 1     | 2     | 2     | 2      | 4      |
|      | 確保方策  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 笛水   | 量の見込み | 1     | 2     | 1     | 0      | 0      |
|      | 確保方策  | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |



#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

これまでの利用実績を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

単位：人日／年

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 155   | 155   | 153   | 152    | 153    |
| 確保方策  | 1,105 | 1,105 | 1,105 | 1,105  | 1,105  |

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業

出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を設定します。

単位：人

|       | 令和7年度  | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 1,174  | 1,205 | 1,239 | 1,281  | 1,332  |
| 確保方策  | 実施体制：母子保健推進員、母子訪問指導員、こども家庭課職員 計 75 名<br>実施機関：都城市こども家庭課 |       |       |        |        |

#### (6) 養育支援訪問事業

これまでの児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を設定します。

単位：件

|       | 令和7年度  | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 46   | 46    | 46    | 45     | 45     |
| 確保方策  | 実施体制：都城市要保護児童対策地域協議会を中心に個別の対応やケース会議、ケース管理等を実施。母子保健コーディネーターの配置、産婦健診、産後ケア事業を実施し、要支援者を早期に把握<br>実施機関：こども家庭課を中心に関係各課、児童相談所、保育所（園）、民生委員・児童委員等の関係機関 |       |       |        |        |

## (7) 地域子育て支援拠点事業

居宅より移動することが可能な範囲内で利用できるよう配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

単位：人回／年、か所

|       | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 91,064 | 89,810 | 92,545 | 95,079 | 98,341 |
| 確保方策  | 5      | 6      | 6      | 6      | 6      |

## (8) 一時預かり事業

これまでの利用実績を勘案し、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も考慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

### 【一時預かり事業（幼稚園型）】

単位：人日／年

|       | 令和7年度    | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  |
|-------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | ①1号認定による | 193,824 | 191,198 | 181,623 | 174,056 |
|       | ②2号認定による | 0       | 0       | 0       | 0       |
|       | 計        | 193,824 | 191,198 | 181,623 | 174,056 |
| 確保方策  | 193,824  | 191,198 | 181,623 | 174,056 | 171,739 |

### 【一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

単位：人日／年

|       | 令和7年度       | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 6,822       | 6,730 | 6,433 | 6,202  | 6,146  |
| 確保方策  | 一時預かり事業     | 5,692 | 5,615 | 5,333  | 5,111  |
|       | 子育て援助活動支援事業 | 1,100 | 1,100 | 1,100  | 1,200  |
|       | 子育て短期支援事業   | 20    | 20    | 20     | 20     |
|       | 計           | 6,812 | 6,735 | 6,453  | 6,263  |

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

これまでの利用実績を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

単位：人日／年

|       |             | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |             | 1,201 | 1,268 | 1,309 | 1,334  | 1,351  |
| 確保方策  | 病児保育事業      | 2,160 | 2,880 | 3,600 | 3,600  | 3,600  |
|       | 子育て援助活動支援事業 | 10    | 10    | 10    | 10     | 10     |
|       | 計           | 2,170 | 2,890 | 3,610 | 3,610  | 3,610  |

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業、就学児の預かりのみ）

これまでの利用実績を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

単位：人日／年

|       |  | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|--|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |  | 750   | 744   | 741   | 741    | 732    |
| 確保方策  |  | 750   | 750   | 750   | 750    | 750    |

## (11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第15条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

単位：人

|       |  | 令和7年度   | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |  |
|-------|--|---|-------|-------|--------|--------|--|
| 量の見込み |  | 1,157   | 1,188 | 1,225 | 1,271  | 1,319  |  |
| 確保方策  |  | 実施場所：宮崎県内の産婦人科、都城市・三股町の助産院、国内の助産施設<br>実施体制：個別委託方式（国内の助産施設においては償還払い対応） |       |       |        |        |  |

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【確保方策】

国の実施要綱等に準じて、事業を実施します。

## (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 【確保方策】

教育・保育の提供状況及び事業者の動向等を勘案し、国の実施要綱等に応じて事業を実施します。

## (14) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産・乳児期における伴奏型の相談支援と、経済的支援を一体的に実施することで、様々なニーズに即した必要な支援につなぎ、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境を整備する事業です。子ども・子育て支援法・児童福祉法の改正により位置づけられた新たな事業であり、国の指針に従い、事業の実施体制の確保が求められます。

単位：件

|       |           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み |           | 3,471 | 3,564 | 3,675 | 3,813  | 3,957  |
| 確保方策  | こども家庭センター | 3,471 | 3,564 | 3,675 | 3,813  | 3,957  |
|       | 上記以外の業務委託 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

## (15) 乳児等通園支援事業

保育所などに通っていない0～2歳のこどもを対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で、通園による遊びや生活の場を提供する事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正により位置づけられた新たな事業であり、国の指針をもとに、事業の実施について検討していきます。

## (16) 産後ケア事業

退院直後の心身の不調や育児不安がある等の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。本市では既に、市直営による訪問型サービスと、委託によるデイサービスやショートステイ、訪問型サービスに取り組んでおり、その実績を基に目標事業量を設定します。

単位：人日

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 564   | 579   | 598   | 620    | 642    |
| 確保方策  | 564   | 579   | 598   | 620    | 642    |

## (17) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。令和5年度から実施しており、令和5年度の実績を基に目標事業量を設定します。

単位：人日

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 量の見込み | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |
| 確保方策  | 20    | 20    | 20    | 20     | 20     |

## (18) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を行う事業です。国の指針をもとに、事業の実施について検討していきます。

## (19) 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。国の指針をもとに、事業の実施について検討していきます。

## 5. 放課後児童対策（「新・放課後子ども総合プラン」）に基づく計画

これまで、放課後に子どもが安全に、かつ安心して過ごすことができる場を確保するため、子どもの居場所づくりの充実に関する市の取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画として策定し、取組が進められてきました。この「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度末をもって終了しましたが、引き続き「こども計画」と連動し継続的かつ計画的に取組を進めることができます。

本市においては以下の方針で、放課後のこどもたちへの取組を進めます。

### （1）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### ①待機児童解消に向けた具体的な取組

3つの完全無料化を始めとした子育て支援施策の実施により、子育て世代の転入が増加するなか、共働き世帯も増加傾向にあることから、地区によっては待機児童の増加が見込まれます。令和11年度までの量の見込みや地区ごとの人口増加の状況、利用者のニーズにより、放課後児童クラブをはじめとした受け皿の拡充を進めます。

※放課後児童クラブの量の見込みと確保方策（利用定員と実施個所数）はP108に掲載しています。

### （2）放課後子ども教室

放課後子ども教室の利用実績を基に、計画期間内における目標事業量等を設定します。

#### ■現在の取組と目標事業量

〔実績〕

単位：か所、人

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 教室数   | 9     | 9     | 9     | 9     | 9     |
| 参加児童数 | 219   | 196   | 223   | 225   | 229   |

〔目標事業量〕

単位：か所、人

|       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 教室数   | 9     | 10    | 14    | 18     | 18     |
| 参加児童数 | 230   | 255   | 355   | 455    | 455    |

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室との連携

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようこども部と教育委員会が協力し、両事業を進める必要があります。

#### ①校内交流型及び連携型（※）の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

次代を担う人材育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要となります。共働き家庭などの児童に限らず、すべての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、令和11年度までに、校内交流型又は連携型（※）の実施について、5か所の事業実施を目指します。

（※）校内交流型…放課後児童クラブと放課後子ども教室を同会場、同日時で開催する形態。

連携型…放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の会場で、教室のプログラムを体験する形態。

#### ②放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型、連携型の推進に関する具体的な取組

こども部と教育委員会が連携して、定期的な検討の場を設け、校内交流型又は連携型の実施について協議します。

#### ③放課後児童クラブと放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な取組

学校は、児童が放課後も校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、こども部と教育委員会が連携して、放課後児童対策に取り組むことが重要となります。

学校内での放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、人口増に伴う普通教室や特別支援教室等の増による教室不足が生じないよう留意しながら、今後も引き続き利活用の可能性について検討します。

#### ④放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に係るこども部と教育委員会の連携に関する取組

両事業に係る課題が発生した場合に、こども部と教育委員会が連携して、調査や協議を行います。

## **⑤放課後児童クラブ職員の資質向上のための取組**

放課後児童クラブは単に児童を預かるだけではなく、基本的な生活習慣や社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、子どもの健全育成を図る役割を担っています。

その助けとなるべき支援員の資質向上のため、各機関が実施する研修への積極的な参加を推進します。

## **⑥特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組**

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における障がいのある児童の受入れ数は年々増加しており、こうした特別な配慮を必要とする児童も安心して過ごすことができるような取組が重要となります。

放課後児童クラブでは、障がい児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や、障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備の検討等、適切に対応し、円滑な実施を図れるよう推進していきます。

また、個人情報に配慮しつつ、学校・家庭・児童クラブ・子ども教室が相互に連携して情報共有できる体制の確保に努め、必要に応じて専門機関と連携するなど、より丁寧な対応を図ります。

障がいのある児童の中には、放課後児童クラブと放課後等デイサービス事業所に並行して通う児童や、保育所等訪問支援事業を利用する児童がいることから、児童の育成支援及び療育を適切に進めていくよう関係機関相互の連携に努めます。

## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

本計画を着実に推進するために、市、市民、保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校などの保育・教育機関のほか、児童相談所、保健所、地域の子育て支援団体、ボランティアなどが、次代を担うこどもやその親たちを支援するための役割を認識し、それぞれ連携・協力して、こども・子育て支援の施策や事業、活動を実施します。

市は、庁内に設置した「都城市こども政策推進会議（事務局：こども部こども政策課）」において、関連事業の進行管理・調整など、全庁的な合意形成を図りながら、こども・子育て支援を総合的かつ計画的に推進します。また、「都城市こどもまんなか会議」において事業の点検評価や計画の見直しを行います。

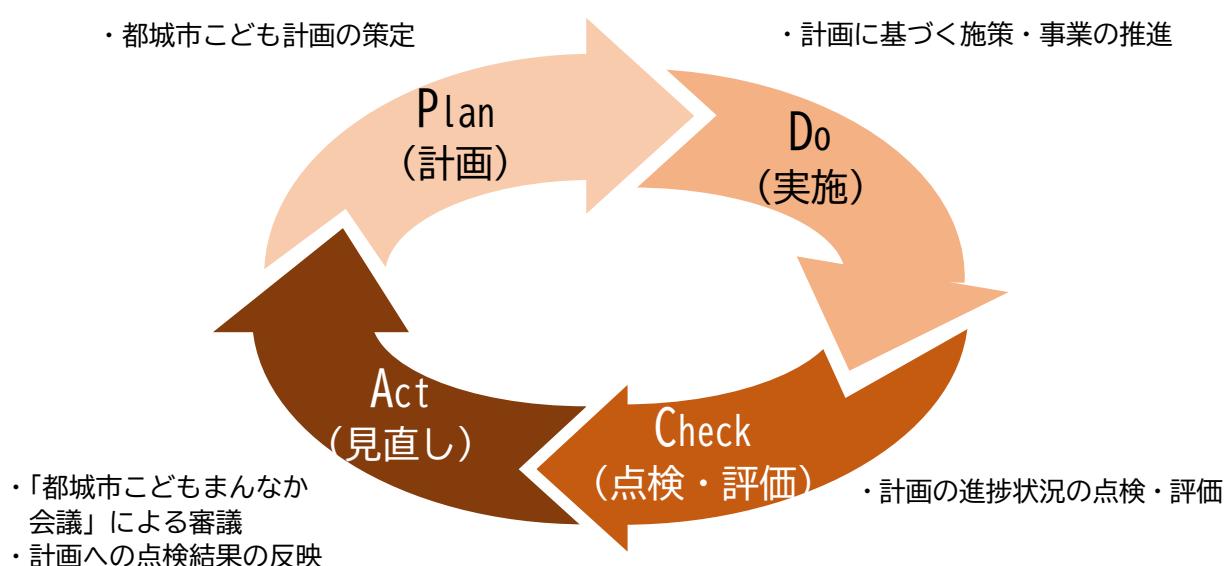
広域的な課題については、国・県・他の地方公共団体と連携し、こども・子育て施策を推進します。特に、健全なこども・子育て環境を整備するには、こどもやその親たちが暮らす地域の市民の力と協力が不可欠なことから、市民との協働を深めます。

### 2. 計画の進行管理

本計画に掲載した施策・事業について、その進捗状況、効果、効率性、手法などを毎年度、点検・評価することにより進行管理します。

各年度の施策・事業の点検・評価は、都城市こども政策推進会議（事務局：こども部こども政策課）が行い、都城市こどもまんなか会議に審議を依頼し、計画の見直し等について提言をいただきます。

本計画の進行管理は、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のP D C Aサイクルを確立し、継続的に推進していきます。



## 計画の指標一覧

### 1 こども・若者の視点に立った数値目標

| 指標   | 基準値<br>(R6 年度) | 目標値<br>(R11 年度) |
|--|----------------|-----------------|
| 「今、幸せである」と思うこども・若者の割合                                | 79.1%          | 89.1%           |
| 「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合                              | 54.4%          | 64.4%           |
| 「誰とでも友達になれる（自分には社交性がある）」と思うこども・若者の割合                 | 67.7%          | 77.7%           |
| 自分には「自分らしさがある」と思うこども・若者の割合                           | 71.0%          | 81.0%           |
| 「自分が大人になった時に幸せになっている（自分の将来に明るい希望を持っている）」と思うこども・若者の割合 | 73.5%          | 83.5%           |

### 2 基本目標に向けた施策・取組の数値目標

| 基本目標 | 施策取組 | 指標                                     | 基準値<br>(R5 年度)   | 目標値<br>(R11 年度) |
|------|------|--|--|-----------------|
| 1    | 1    | こども・若者の意見聴取の機会                         | 1回   | 1回              |
| 1    | 2    | 放課後児童クラブ開設数                            | 75 か所  | 85 か所           |
| 1    | 2    | 放課後子ども教室開設数                            | 9 教室   | 18 教室           |
| 1    | 3    | 困りごと・悩みを相談できる人がいる割合<br>(小学生・中学生・高校生以上) | 小学生 (3・4年)<br>69.9%<br>小学生 (5・6年)<br>77.9%<br>中学生<br>84.6%<br>高校生以上<br>90.0% | 各年代<br>90.0%以上  |
| 1    | 3    | ゲートキーパー養成講座の実施回数                       | 6回   | 7回              |
| 2    | 1    | 生活保護世帯のこどもの高等学校等進学率                    | 88.8%  | 90%             |
| 2    | 1    | 「子どもの生活・学習支援事業」の実施地区                   | 15 地区  | 15 地区           |
| 2    | 2    | 都城市こども発達センターにおける診察数<br>(初診)            | 146 件  | 146 件           |
| 2    | 2    | 看護師配置が必要な医療的ケア児への看護師配置割合 (小中学校)        | 100%   | 100%            |

| 基本目標 | 施策取組 | 指標  | 基準値<br>(R5 年度)                        | 目標値<br>(R11 年度)                 |
|------|------|---|---------------------------------------|---------------------------------|
| 2    | 3    | スクールソーシャルワーカーの配置人数  | 市1人、県2人                               | 市3人                             |
| 2    | 3    | スクールカウンセラーの配置（小学校）  | 県：中学校配置のスクールカウンセラーを要請により小学校へ派遣        | 全小学校に配置                         |
| 2    | 3    | スクールカウンセラーの配置（中学校）  | 県：14校に配置。その他の5校へも要請に応じて派遣             | 全中学校に配置                         |
| 2    | 4    | 乳児家庭全戸訪問事業の実施率  | 87.6%                                 | 92%                             |
| 3    | 1    | 避難訓練や防災研修を地域や専門家と連携して実施している学校の割合                                | 93%                                   | 100%                            |
| 3    | 2    | ファミリー・サポート・センターの援助会員数   | 281人                                  | 510人                            |
| 3    | 2    | 「都城市は子育てしやすい、または子育てにやさしいまちだと思いますか」という質問に「そう思う」「まあそう思う」と回答する人の割合 | 62.7%                                 | 86.7%                           |
| 3    | 2    | 多文化共生社会の実現に向けた取組件数(国際理解講座・外国人支援等)                               | 208件                                  | 308件                            |
| 4    | 1    | MRワクチン（2期）接種率   | 92.6%                                 | 95%                             |
| 4    | 1    | 保育所・幼稚園等むし歯予防(フッ化物洗口)実施施設数                                      | 対象施設の25.9%<br>22施設                    | 対象施設の28%<br>24施設                |
| 4    | 1    | 乳幼児健診の受診率<br>(乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診)                              | 乳児 88.6%<br>1歳6か月児 94.6%<br>3歳児 84.2% | 乳児 95%<br>1歳6か月児 96%<br>3歳児 94% |
| 4    | 1    | 周産期医療体制の堅持<br>(都城医療センターの大学派遣医師確保)                               | 必要医療スタッフの確保100%                       | 必要医療スタッフの確保100%                 |
| 4    | 1    | 夜間急病センターの診療科目・時間の維持   | 3科、12時間、100%                          | 3科、12時間、100%                    |
| 4    | 2    | 離乳食教室の参加者数  | 80人                                   | 200人                            |
| 4    | 2    | ファミリー・サポート・センター活動件数   | 6,467件                                | 9,600件                          |
| 4    | 3    | 一時預かりの実施施設数   | 34か所                                  | 40か所                            |
| 5    | 1    | コミュニティ・スクールの実施学校数   | 100%                                  | 100%                            |
| 5    | 1    | 各中学校区へのコアティーチャー（学力向上の核となる教員）の配置の割合                              | 100%                                  | 100%                            |
| 5    | 1    | 外国語指導助手（ALT）配置人員数   | 25人                                   | 31人                             |
| 5    | 1    | 図書館サポーターの配置学校数割合  | 94.4%                                 | 100%                            |
| 5    | 1    | 児童生徒のICT活用を指導する能力   | 84.5%                                 | 100%                            |
| 5    | 1    | 小中学校民族芸能伝承活動事業実施学校数   | 20校                                   | 20校                             |

| 基本目標 | 施策取組 | 指標  | 基準値<br>(R5 年度)                 | 目標値<br>(R11 年度) |
|------|------|---|--------------------------------|-----------------|
| 5    | 1    | みやこんじょ部活動応援プロジェクトを実施した部活動数  | 新規事業                           | 17 競技           |
| 5    | 1    | 放課後児童クラブ開設数【再掲】   | 75 か所                          | 85 か所           |
| 5    | 1    | 放課後子ども教室開設数【再掲】   | 9 教室                           | 18 教室           |
| 5    | 2    | スクールソーシャルワーカーの配置人数【再掲】  | 市1人、県2人                        | 市3人             |
| 5    | 2    | スクールカウンセラーの配置（小学校）【再掲】  | 県：中学校配置のスクールカウンセラーを要請により小学校へ派遣 | 全小学校に配置         |
| 5    | 2    | スクールカウンセラーの配置（中学校）【再掲】  | 県：14校に配置。その他の5校へも要請に応じて派遣      | 全中学校に配置         |
| 5    | 3    | 小学校フッ化物洗口事業の実施校数  | 36校                            | 36校             |
| 5    | 3    | 栄養教諭・栄養職員を活用した食育に関する取組を行った学校数の割合                                    | 18校(33.3%)                     | 54校(100%)       |
| 6    | 2    | 新規立地企業件数  | 71件                            | 131件            |
| 6    | 2    | キャリア教育の実施学校数（延べ）  | 11校                            | 70校             |
| 6    | 2    | 都城公共職業安定所管内の新卒高校生の所管内就職率  | 48.3%                          | 50%             |
| 6    | 3    | 各種団体と連携した婚活・若者交流促進イベントでのカップル成立数（累計）                                 | 213組                           | 600組            |
| 6    | 3    | 婚活情報発信システムへの登録者数（累計）  | 1,247人                         | 4,120人          |
| 6    | 3    | 婚活応援企業等への登録企業数（累計）  | 50社                            | 80社             |
| 6    | 4    | ひきこもり支援に関する支援プラン（多機関・アウトリーチ・参加支援）の作成数                               | 3件                             | 30件             |
| 7    | 1    | 「都城市は子育てしやすい、または子育てにやさしいまちだと思いますか」という質問に「そう思う」「まあそう思う」と回答する人の割合【再掲】 | 62.7%                          | 86.7%           |
| 7    | 1    | 母子訪問指導実施率   | 87.6%                          | 90%             |
| 7    | 2    | 出生数   | 1,100人                         | 1,332人          |
| 7    | 3    | 子育てサポート企業「くるみん認定企業」数  | 8社                             | 11社             |
| 7    | 3    | 男女共同参画に関する講演会・講座の開催数  | 8件                             | 10件             |

---

---

## 資料

---

---

# 都城市こどもまんなか会議条例

平成25年6月21日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、都城市こどもまんなか会議の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び所掌事務)

第2条 次項に規定する所掌事務を執行し、こども施策を総合的に推進するため、次に掲げる機関等として、都城市こどもまんなか会議（以下「こどもまんなか会議」という。）を置く。

- (1) こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項に規定する協議会
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する審議会その他の合議制の機関
- (3) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会
- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関

2 こどもまんなか会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) こども基本法第13条第2項に規定する事項を協議すること。
- (2) 児童福祉法第8条第1項から第3項までに規定する事項を調査審議すること。
- (3) 子ども・若者育成支援推進法第20条に規定する支援の内容について協議すること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法第21条第1項に規定する措置について協議すること。
- (5) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第5条に基づく母子保健事業の効果的な実施及び母子保健対策の在り方等について協議すること。
- (6) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に規定する総合的な取組について協議すること。

(7) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項を処理すること。

(8) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 こどもまんなか会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 前条第2項各号に掲げる事項を処理する上で必要と市長が認めた団体の代表者又は  
その指名する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 こどもまんなか会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、こどもまんなか会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を  
代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ  
による。

(部会の設置)

第7条 第2条第2項各号に掲げる事項を処理するに当たり、必要に応じてこどもまんなか  
会議に部会を設置することができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、資料の提出、説明その  
他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 こどもまんなか会議の庶務は、こども部において所掌する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、こどもまんなか会議の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

2 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表福祉のまちづくり審議会委員の項の次に次のように加える。

|             |           |    |
|-------------|-----------|----|
| 子ども・子育て会議委員 | 日額 7,000円 | 同上 |
|-------------|-----------|----|

附 則（令和2年9月23日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月21日条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

2 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中「子ども・子育て会議委員」を「こどもまんなか会議委員」に改める。

# 都城市こども政策推進会議設置規程

令和5年5月2日

訓令第4号

## (設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく都城市こども計画（以下「計画」という。）の策定に関して協議し、及び適正な実施を図るため、都城市こども政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議に幹事会及び連絡会を置く。

## (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及びその変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こどもに関する施策に関すること。

2 幹事会は、前項各号に掲げる所掌事務について検討及び調整を行うものとする。

3 連絡会は、第1項各号に掲げる所掌事務について調査、研究その他専門的な作業を行うものとする。

## (組織)

第3条 推進会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 連絡会は、別表第3に掲げる課の所属長が推薦する者をもって組織する。

## (会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は市長を、副会長は副市長（総括担当）をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (推進会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。ただし、推進会議で協議すべき事項について、会長

が認める場合で、都城市行政組織規則（平成18年規則第10号）第19条に規定する庁議に付議したときは、推進会議を省略することができる。

- 2 会長は、審議に必要があるときは、関係職員を推進会議に出席させ、説明を求めることがある。

（幹事会及び連絡会）

第6条 幹事会の代表幹事は、子ども政策課長をもって充て、代表幹事は、幹事会の議長となる。

- 2 幹事会及び連絡会は、代表幹事が招集する。
- 3 連絡会のリーダーは、代表幹事が指名し、リーダーは、連絡会の議長となる。
- 4 代表幹事は、必要があると認めた時は、委員以外の者に対し、幹事会及び連絡会への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 代表幹事は、調査研究、検討及び調整した結果について推進会議に報告しなければならない。

（庶務）

第7条 推進会議、幹事会及び連絡会の庶務は、こども部こども政策課において処理する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、推進会議、幹事会及び連絡会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。  
(都城市子ども・子育て支援推進会議設置規程の廃止)
- 2 都城市子ども・子育て支援推進会議設置規程（平成25年度訓令第5号）は、廃止する。

附 則（令和5年9月1日訓令第13号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年12月28日訓令第15号）

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第23号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

|            |
|------------|
| 市長         |
| 副市長（総括担当）  |
| 副市長（事業担当）  |
| 総合政策部長     |
| 総務部長       |
| 地域振興部長     |
| 福祉部長       |
| こども部長      |
| 商工部長       |
| 観光スポーツPR部長 |
| 教育長        |
| 教育部長       |

別表第2（第3条関係）

|              |
|--------------|
| 総合政策課長       |
| 人口減少対策課長     |
| 地域振興課長       |
| 高城総合支所地域生活課長 |
| 福祉課長         |
| 障がい福祉課長      |
| こども政策課長      |
| こども家庭課長      |
| 保育課長         |
| 商工政策課長       |
| スポーツ政策課長     |
| 学校教育課長       |
| 生涯学習課長       |

別表第3（第3条関係）

総合政策課、人口減少対策課、地域振興課、高城総合支所地域生活課、福祉課、障がい福祉  
課、こども政策課、こども家庭課、保育課、商工政策課、スポーツ政策課、学校教育課、生  
涯学習課

## 都城市こどもまんなか会議委員名簿

| 団体名                       | 役職       | 氏名                          |
|---------------------------|----------|-----------------------------|
| 南九州大学 人間発達学部 子ども教育学科      | 准教授      | 藤本 朋美                       |
| 都城市社会福祉法人立 保育園・認定こども園園長会  | 会長       | 浅井 俊博                       |
| 都城地区幼稚園連合会                | 会長       | 佐々木 慶舟                      |
| 宮崎県児童館連絡協議会               | 事務局      | 江田 かおり                      |
| 都城市放課後児童クラブ連絡協議会          | 会長       | 小林 内外                       |
| 都城市小中学校校長会                | 会長       | 齊藤 和昭<br>大澤津 雄作<br>(R6.6~)  |
| 都城市P T A連絡協議会             | 会長       | 赤池 智和<br>吉永 健一<br>(R6.6~)   |
| 都城保健所                     | 所長       | 坂元 昭裕                       |
| 都城市北諸県郡医師会                | 理事       | 丸山 浩一<br>畠中 道己<br>(R6.6~)   |
| 都城歯科医師会                   | 会長       | 濱田 剛                        |
| 宮崎県助産師会                   | 県南地区理事   | 西畠 久美子<br>安藤 直美<br>(R6.8~)  |
| 都城児童相談所                   | 所長       | 徳山 美和<br>藤本 千佳子<br>(R6.6~)  |
| 都城市社会福祉協議会                | 事務局次長    | 黒原 清美                       |
| 都城市障害者自立支援協議会 児童部会        | 会長       | 四本 由紀<br>草ノ瀬 佳織<br>(R6.6~)  |
| 障がい者・児サポートセンターたかちほ        | 高千穂学園 園長 | 東 智美子                       |
| 都城公共職業安定所                 | 所長       | 多田 真理子<br>岩切 浩司<br>(R6.10~) |
| みやざき若者サポートステーション          | 副総括      | 園田 朝美                       |
| 都城警察署                     | 生活安全課長   | 黒木 龍也                       |
| 都城市自治公民館連絡協議会             | 会長       | 柿木原 康雄                      |
| 都城市民生委員・児童委員協議会           | 地区会長     | 岡林 和子                       |
| 社会福祉法人光生会 都城子ども療育センターひかり園 | 園長       | 豊留 かく子                      |
| 特定非営利活動法人さらだ              | 代表       | 那須 史代                       |
| 公募市民                      |          | 日高 芳彦                       |
| 公募市民                      |          | 黒松 香里                       |

## 都城市こども計画 検討経過

### ■令和5年8月18日 第1回こどもまんなか会議

1 会 場 都城市役所 本庁舎4階 秘書広報課前会議室

2 出席者 委員24名中23名出席

3 審議・報告内容

会長・副会長の選出について、都城市こどもまんなか会議設置について、今後の取組について

※ 当日は市及びこどもまんなか会議による「こどもまんなか応援サポーター宣言」を実施

### ■令和5年12月6日 第2回こどもまんなか会議

1 会 場 都城市役所 本庁舎4階 秘書広報課前会議室

2 出席者 委員24名中22名出席

3 審議・報告内容

ニーズ調査及び生活状況調査について、子どもの意見聴取について、幼児教育・保育部会会議報告について、こども大綱中間整理について

### ■令和6年1月～2月 ニーズ及び生活状況の把握のためのアンケート調査実施

#### 【実施概要】

ニーズ調査 就学前児童 2,000票中 843票回収 回収率42.2%

小学生 9,185票中 1,588票回収 回収率17.3%

生活状況調査 保護者 3,141票中 1,934票回収 回収率61.6%

小・中学生 3,141票中 2,371票回収 回収率75.5%

### ■令和6年3月27日 第3回こどもまんなか会議

1 会 場 都城市役所 南別館3階 第2会議室

2 出席者 委員24名中19名出席

3 審議・報告内容

ニーズ調査及び生活状況調査の結果報告について、子どもの意見聴取について、部会設置について、来年度のスケジュールについて、来年度の幼児教育・保育施設の利用定員について、来年度当初予算について

※ 当日は高校生及び大学生によるプレゼンテーション発表会「みんなの意見を聴かせて！in こどもまんなか会議」を実施

### ■令和6年6月6日 第4回こどもまんなか会議

1 会 場 都城市コミュニティセンター 1階 集会室

2 出席者 委員24名中19名出席

### 3 審議・報告内容

こども計画について、子どもの意見聴取アンケートについて、自治体こども計画策定のためのガイドラインについて

#### ■令和6年6月～7月 こども・若者の意見聴取のためのアンケート調査実施

##### 【実施概要】

|               |           |
|---------------|-----------|
| 小学生（中学年）      | : 2,598 件 |
| 小学生（高学年）      | : 2,639 件 |
| 中学生           | : 3,942 件 |
| 高校生以上（支援学校含む） | : 759 件   |

#### ■令和6年8月3日 こどもの意見聴取のためのワークショップ「こどもまんなかワーキング」の開催

- 1 会 場 都城市ウェルネス交流プラザ 1階 茶霧茶霧ギャラリー
- 2 参加者 ①高校生4名、②小学生及び中学生60名
- 3 テーマ ①「ずっと住み続けたいまちにするために、若者が住みたい都城とは？」  
②「もっとこんな居場所があったらうれしい！みんなの居場所！」

#### ■令和6年8月23日 第5回こどもまんなか会議

- 1 会 場 小松原地区公民館 2階 大会議室
- 2 出席者 委員24名中17名出席
- 3 審議内容

こども計画について、子どもの意見聴取結果について、幼児教育・保育部会会議報告について、令和5年度子ども・子育て支援事業点検評価について、都城市すこやか親子21計画の最終評価について

#### ■令和6年11月11日 第6回こどもまんなか会議

- 1 会 場 都城市役所 7階 大会議室
  - 2 出席者 委員24名中14名出席
  - 3 審議内容
- こども計画素案について、パブリックコメント・こどもパブリックコメントについて

#### ■令和6年12月2日～令和7年1月6日

都城市こども計画（案）に係るパブリックコメント・こどもパブリックコメントの実施

#### ■令和7年2月7日 第7回こどもまんなか会議

都城市こども計画（案）に係るパブリックコメント・こどもパブリックコメント実施報告

## 用語解説

### 【あ行】

#### ○ I C T

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことです。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として I T が普及しましたが、国際的には I C T が広く使われています。

#### ○ アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けることです。

#### ○ 医療的ケア児

日常生活及び社会的生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことです。

#### ○ A L T

Assistant Language Teacher の略で、外国語指導助手のことです。教師と協力してチーム・ティーチング（協同授業）等を行います。

#### ○ OMRワクチン

麻しん、風しんを予防するワクチンのことです。このワクチンにより、感染力が強く、肺炎などの重篤な疾病を起こす麻しんや風しんを予防できます。

### 【か行】

#### ○ ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。

#### ○ コーホート要因法

ある年、あるいは、ある期間に出生した人たちの人口の変化をとらえ、将来の人口を予測する手法の1つです。

#### ○ 子育てコンシェルジュ

子育てに関する情報を、保護者等にわかりやすく案内し、適切なサービスの利用に結び付ける役割を担っています。

#### ○子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じるとともに、必要に応じて支援プランの策定や地域の関係機関との連絡調整により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

#### ○こども発達センターきらきら

発達障がい又は、その疑いのある未就学のこどもに対して、小児専門医の診察（心理士などの評価も含む）に基づく相談、支援を行っています。

#### ○こども110番・おたすけハウス

「宮崎県子どもの安全を守る連絡会」の活動で、子どもの安全を守るために、商店や民家などに依頼して、こどもたちが困ったときに助けを求められるよう通学路などを中心に設置されています。

#### ○コミュニティ・スクール

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「学校運営協議会」を設置している学校のことです。学校や地域の実情に応じて、保護者代表や地域住民等を委員とし、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組みのことです。

### 【さ行】

#### ○周産期医療

妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のことです。

#### ○小1の壁

保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となることです。

#### ○新・放課後子ども総合プラン

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国が定めた計画です。

#### ○スキルアップ

自分の持つ能力や技術などを学習や訓練を通して向上させることです。

#### ○スクールガード

地域において、登下校の時間帯などにこどもたちを見守るボランティア活動のことです。

### ○スクールカウンセラー

児童生徒の抱える心の問題を直接カウンセリングして改善・解決していく臨床心理士等の心の専門家のことです。

### ○スクールソーシャルワーカー

児童生徒の置かれている環境（家庭や地域、学校等）の改善に向けての関係者、関係機関への働きかけや支援のネットワークを築く福祉の専門職のことです。

### ○スキルアップ

自分の持つ能力や技術などを学習や訓練を通して向上させることです。

## 【た行】

### ○中心市街地中核施設 Mall mall

中心市街地の商業施設を再生し、図書館をはじめ、子育て世代活動支援センターなどまちなか広場などを整備した乳幼児から高齢者まであらゆる世代が集い、活動することができる施設です。

## 【は行】

### ○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外の交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のことです。

### ○ふるさと育成協議会

市内の企業で組織されており、経済的理由や家庭環境などの理由で進学できない子どもたちへの支援を行っています。定時制高校等の学費を会員企業が負担し、在学中は地元企業で正社員として勤務するなどの取組を実施しています。

### ○放課後等デイサービス

就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

### ○母子訪問指導員

助産師又は保健師の資格を持ち、妊婦が無事に出産し、産後も安心して子育てができるように、訪問指導を行います。

### ○母子保健コーディネーター

保健師や助産師、看護師などの資格を持ち、妊娠期から子育て期の母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対応しています。

### ○母子保健推進員

母子の健康の保持増進のため、家庭訪問による母子保健事業の周知、健康診査や各種教室への協力をはじめ、地域の実情に応じた独自の子育て支援と健康増進のための啓発活動を行っています。

### 【や行】

#### ○ヤングケアラー

家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。

#### ○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行います。

### 【ら行】

#### ○レスパイトケア

介護をする側の家族が、一時的に介護から離れて休息やリフレッシュをするための介護者に対するケアのことです。

## 子どもの意見聴取WEBフォーム実施結果

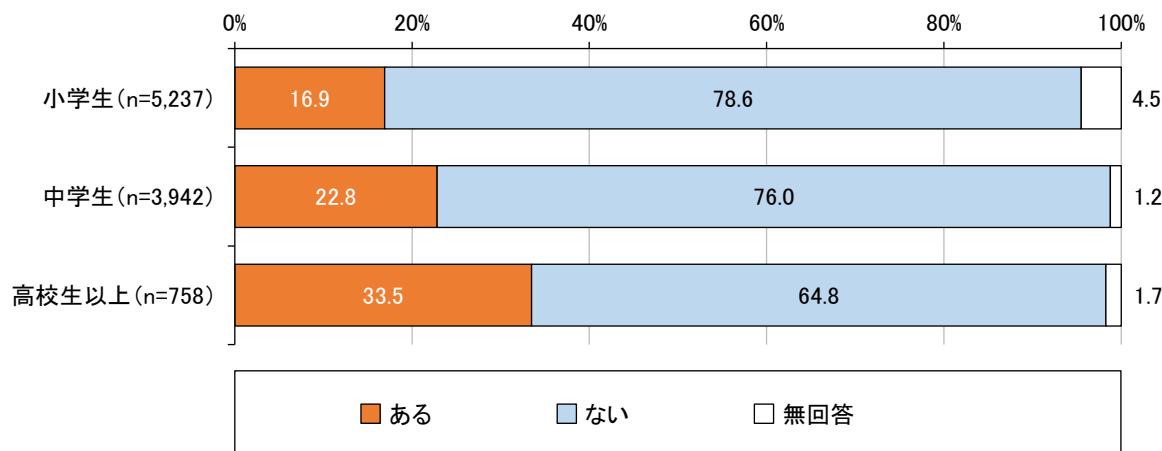
|       |   |
|-------|---|
| 調査対象者 | 市内の小学生中・高学年、中学生、高校生以上（～39歳まで）<br>※支援学校なども含む                                     |
| 調査期間  | 令和6年6月28日（金）～7月19日（金）   |
| 調査方法  | WEB回答方式   |
| 回収数   | 小学生中学年：2,598件<br>小学生高学年：2,639件<br>中学生：3,942件<br>高校生以上（支援学校含む）：758件<br>合計：9,937件 |

### 【結果概要（一部抜粋）】

#### I 悩みごとについて

##### 1. 今、困っていることや悩んでいることがあるか。

今、困っていることや、悩んでいることをみると、「ある」が小学生では16.9%、中学生では22.8%、高校生以上では33.5%となっています。



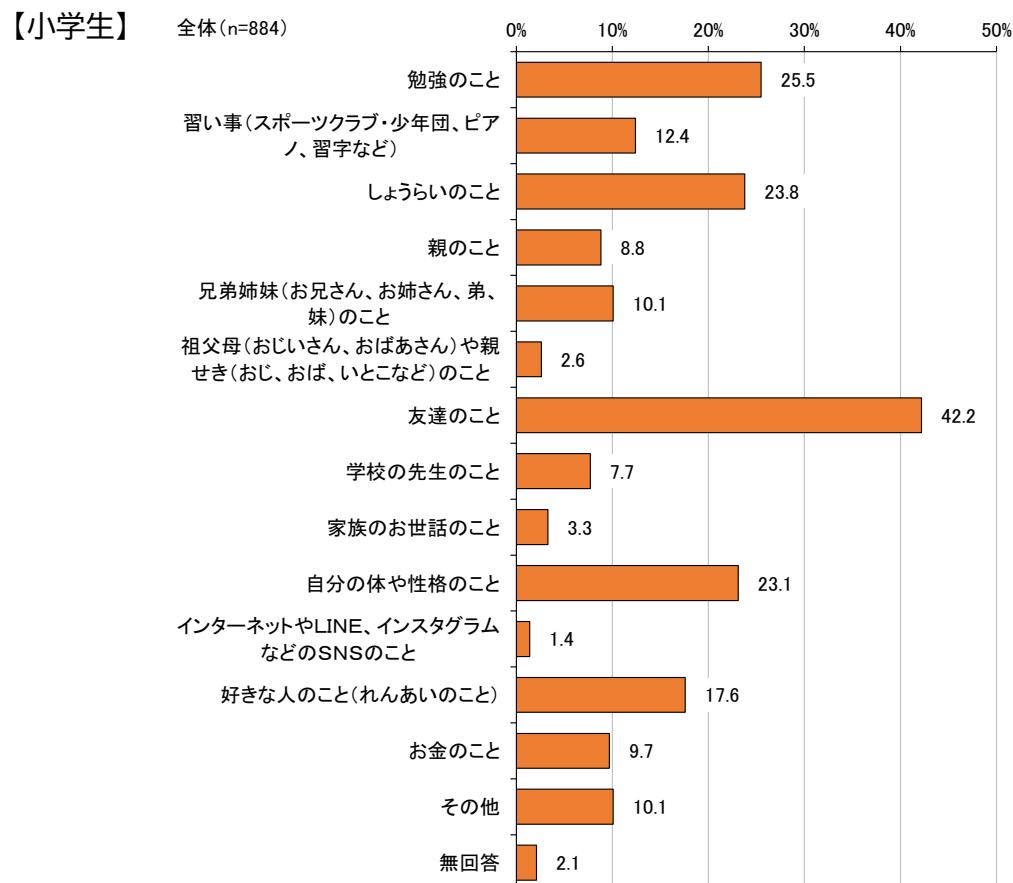
※小学生の結果は小学校中学年と高学年の結果の合計を合算しています。

## 2. それはどんなことか。

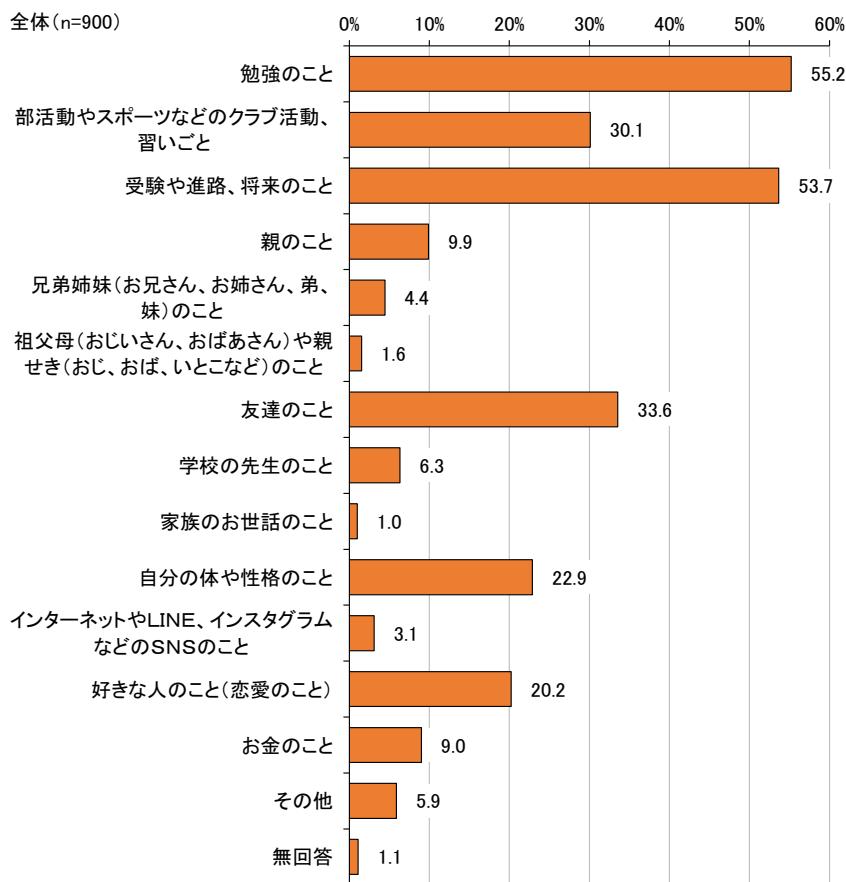
困っていることや悩んでいることの内容をみると、小学生では「友達のこと」が42.2%と最も高く、次いで「勉強のこと」「しょうらいのこと」が高くなっています。

中学生では「勉強のこと」が55.2%と最も高く、次いで「受験や進路、将来のこと」「友達のこと」が高くなっています。

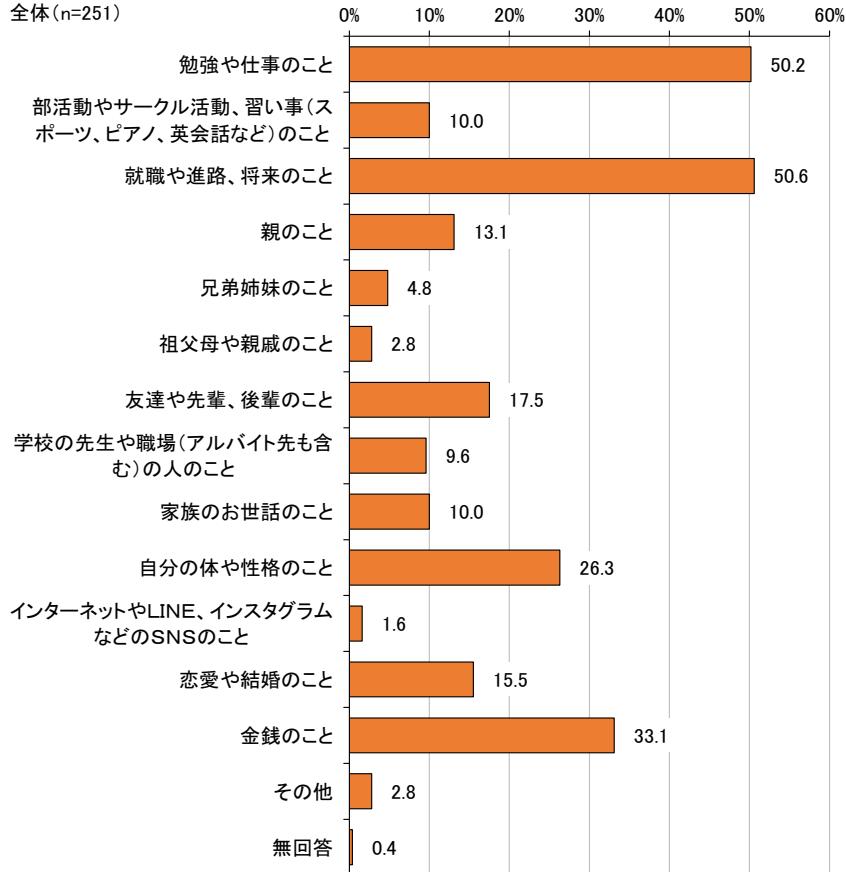
高校生以上では「就職や進路、将来のこと」が50.6%と最も高く、次いで「勉強や仕事のこと」「金銭のこと」が高くなっています。



## 【中学生】

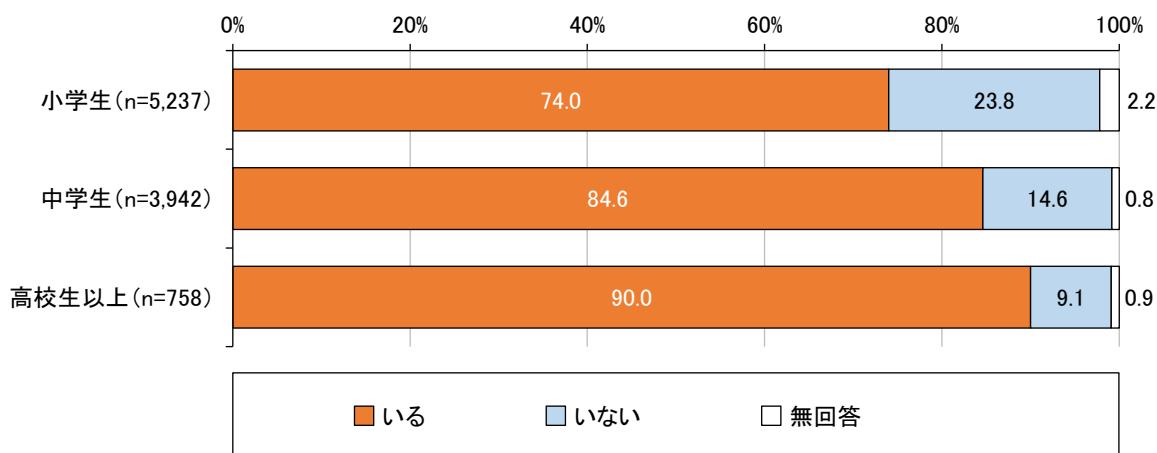


## 【高校生以上】



### 3. 困っている時や悩んでいる時に相談できる人がいるかどうか。

困っている時や悩んでいる時に相談できる人がいるかについてみると、「いる」が小学生では 74.0%、中学生では 84.6%、高校生以上では 90.0% となっています。



## 2 居場所について

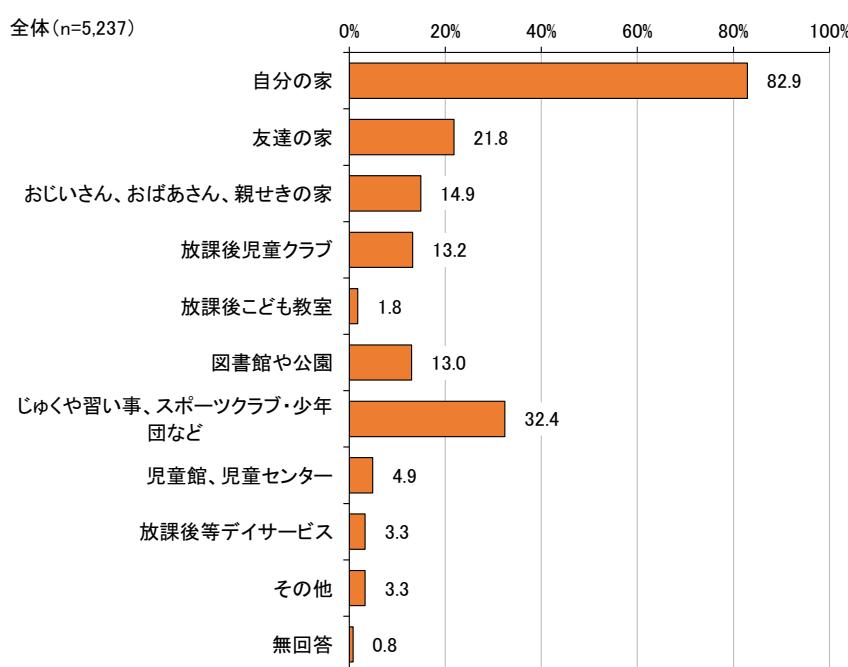
### 1. 学校や仕事が終った後はどこで過ごしているか。

学校や仕事が終った後はどこで過ごしているかをみると、小学生では「自分の家」が 82.9% と最も高く、次いで「じゅくや習い事、スポーツクラブ・少年団など」「友達の家」が高くなっています。

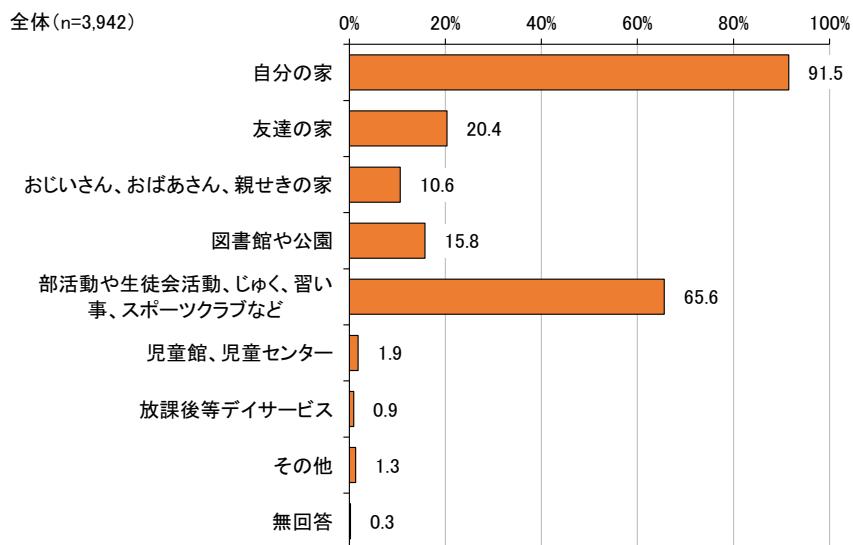
中学生では「自分の家」が 91.5% と最も高く、次いで「部活動や生徒会活動、じゅく、習い事、スポーツクラブなど」「友達の家」が高くなっています。

高校生以上では「自分の家」が 94.6% と最も高く、次いで「部活動やサークル活動、習い事（スポーツ、ピアノ、英会話など）」「アルバイト先」が高くなっています。

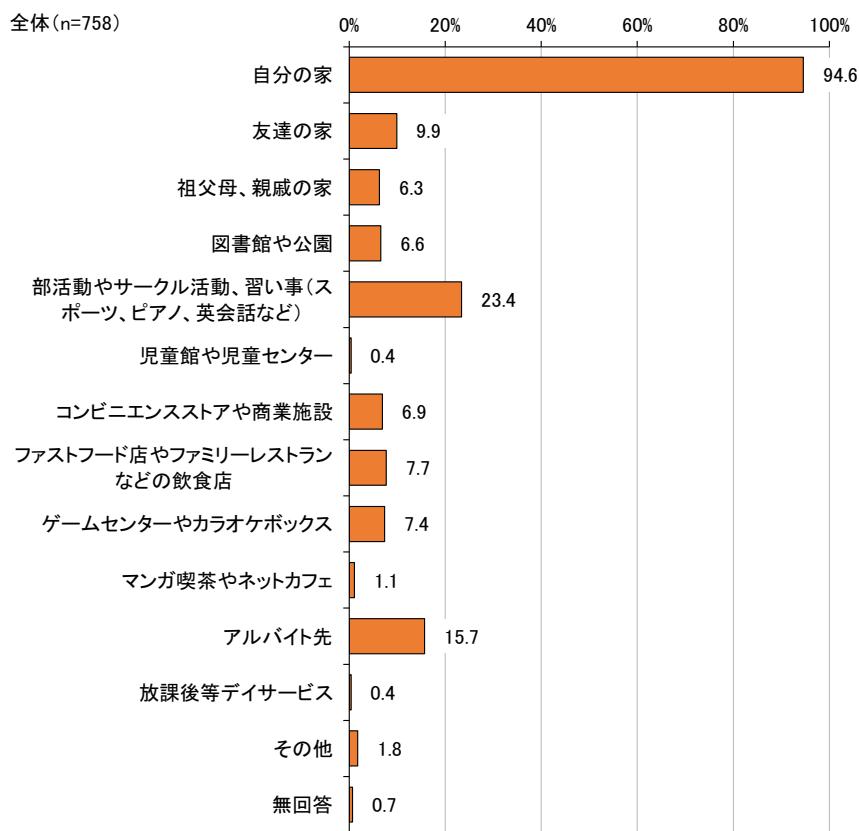
### 【小学生】



【中学生】



【高校生以上】



## 2. 学校や仕事が終わった後、どんな場所などがあつたらいいか（自由記載、抜粋）

- ・友だちと一緒に遊べる場所
- ・家の近くで遊べる場所
- ・友だちと話しながら勉強できる場所
- ・インターネットができる場所、タブレットが使える場所
- ・自分が一人になれる場所
- ・暑い日や寒い日、雨の日でも室内で動き回って遊べる場所
- ・勉強を教えてもらえる場所
- ・スポーツや運動が気軽にできる場所
- ・知らない人と交流できる場所
- ・静かで落ち着ける場所
- ・こどもと大人が交流できる場所

など

## 3 その他

### 1. 自分の頑張りたいことで大人に手伝ってほしいこと【小中学生のみ】（自由記載、抜粋）

- ・勉強を教えてほしい
- ・スポーツを教えてほしい、練習に付き合ってほしい
- ・プログラミングや ICT の勉強を教えてほしい
- ・料理を教えてほしい、一緒に作ってほしい
- ・進学などのお金を出してほしい
- ・専門の人や実際その仕事をしている人と話せる機会が欲しい
- ・応援・サポートをしてほしい、失敗したときや落ち込んだとき励ましてほしい
- ・部活を助けてほしい、練習に付き合ってほしい
- ・進路の相談に乗ってほしい

など

### 2. こどもや若者たちにとってより良い社会になるために必要だと思うこと【高校生以上ののみ】（自由記載、抜粋）

- ・若い人が地域のこどもや高齢者と交流できる機会
- ・こどもや若者が遊べる場所を増やす
- ・交通利便性の向上
- ・商業施設や飲食店などの増加
- ・進学や就職に対する支援
- ・給料の賃上げ
- ・経済格差や教育格差の是正
- ・税金の軽減・経済的支援の充実
- ・こどもや若者の意見をしっかりと聞き、政策に反映する

など

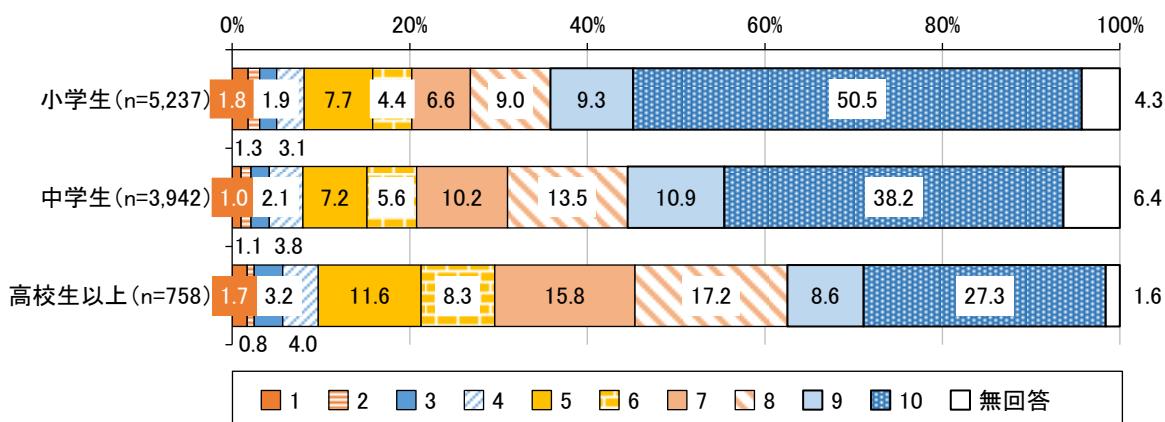
## 4 自分の思いや気持ちについて（幸福度・自己肯定感）※10段階評価

### 1. あなたは今、幸せですか？

自分が幸せと思うかをみると、小学生では「10点」が50.5%と最も高く、次いで「9点」「8点」が高くなっています。平均点は7.9点です。

中学生では「10点」が38.2%と最も高く、次いで「8点」「9点」が高くなっています。平均点は7.5点です。

高校生以上では「10点」が27.3%と最も高く、次いで「8点」「7点」が高くなっています。平均点は7.3点です。

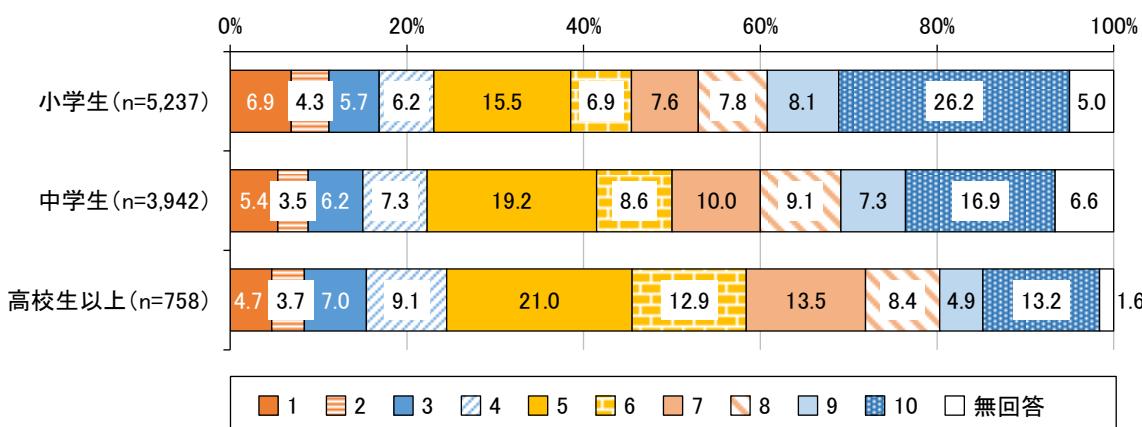


### 2. 自分のことが好きですか？

自分のことが好きかをみると、小学生では「10点」が26.2%と最も高く、次いで「5点」「9点」が高くなっています。平均点は6.3点です。

中学生では「5点」が19.2%と最も高く、次いで「10点」「7点」が高くなっています。平均点は5.9点です。

高校生以上では「5点」が21.0%と最も高く、次いで「7点」「10点」が高くなっています。平均点は5.9点です。



## こどもまんなかワーキング（ワークショップ）実施結果

|                   | 高校生以上の部  | 小中学生の部                       |
|-------------------|--|------------------------------|
| 対象者               | 高校生以上で39歳までの若者   | 小学生・中学生                      |
| 実施日               | 令和6年8月3日（土）  |                              |
| 場所                | ウェルネス交流プラザ 茶夢茶夢ギャラリー   |                              |
| 時間                | 10:00～12:00  | 14:00～16:00                  |
| 参加者               | 4名   | 60名                          |
| テーマ               | 「ずっと住み続けたいまちにするために、若者が住みたい都城とは？」   | 「もっとこんな場所があったらうれしい！みんなの居場所！」 |
| ファシリテーター（進行役）・記録係 | 国からの派遣（5名）   | 国から派遣（5名）<br>+大学生（15名）       |
| 意見の内容<br>(一部抜粋)   | <p><b>【高校生以上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空き家を活用し、地域の身近な場所に子ども・若者が利用できる場所を作る（子どもの遊び場、シェアハウス、いつでもだれでも使える自習室、無料で飲食できるなど）</li> <li>体を動かして参加できる商業施設</li> </ul> <p><b>【小中学生】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大人もこどもも遊べる複合施設（スポーツができる、静かにできる、好きな人同士が集まる）</li> <li>楽しみながら学べる場所、家以外で勉強できる場所、自習室</li> <li>他の学校の人と交流できる場所</li> <li>動物と触れ合える場所（カフェ）</li> <li>ボール遊びができる公園、ドッグランのある公園</li> <li>安心できる場所（嫌なこと、人から逃げられる場所）</li> <li>屋内の運動施設、冷房付きの体育館</li> <li>相談できる人がいるところ</li> <li>こどもだけでも行ける場所（郊外にもいくつかあったらしい）</li> <li>遠くにある大きい施設より行きたいときにこどもだけですぐにいける場所（公園）</li> <li>第2の家のような場所（好きなことができる、落ち着ける空間）</li> <li>wi-fiが自由に使える、ゲーム、パソコン、タブレット、eスポーツができる場所</li> </ul> |                              |

### 【当日の様子】



## 都城市こども計画

発行：令和7年4月

企画・編集：都城市こども部こども政策課

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

電話：0986-23-2684

FAX：0986-23-2620

令和7年11月28日 改定

